

河崖櫻所著

先哲百家傳

東京

高山堂發行

緒言

余徳川氏時代に於ける文學文治文教の主要なる事項を記述せんと欲して徳川時代の文學を題し東照公已來歴代將軍の斯文の爲に心を用ひられし概略を記せしが、之に次ぐ所は藤惺窩已來進みては政治を裨益し、退きては子弟を薰陶し、多く國家有用の人材を養成し、以て士林の徳義を維持したる前哲の略歴を列叙し、更に國學佛學等の諸大家に及ばんとす、而て今儒林に於ける諸賢哲の略傳先づ成る、聊か其事由を記す云爾

編者識

43. 1. 27
内交

先哲百家傳

目次

目次	頁
藤原惺窩	一
林道春	三
石川丈山	一〇
江村專齋	三
三宅寄齋	七
松永尺五	一〇
那波道圓	二
山鹿素行	四
中江藤樹	三
山崎闇齋	五
熊澤蕃山	四
木下順菴	四
伊藤仁齋	五
伊藤東涯	五
中村惕齋	五
貝原益軒	六
佐藤直方	六
淺見綱齋	六
三宅尙齋	六
森不染居士	七
安積澹泊	七
新井白石	七

秋山玉山	一五九
高蘭亭	一六〇
青木昆陽	一六二
奧田三角	一六六
井上蘭臺	一六九
湯淺常山	一九一
稻葉迂齋	一九三
中西淡洲	一九六
山脇東洋	二〇〇
餘熊耳	二〇四
武梅龍	二〇五
木蓬萊	二〇七
赤松太庚	二〇九
石瀨濱	二一〇
宮瀨龍門	二二三
長野華陰	二三四

田邊晉齋	二二九
瀧鶴臺	二三〇
永富獨嘯菴	二三三
橫谷玄圃	二三七
鶴殿士寧	二三九
伊藤錦里	二三三
江村北海	二三三
清田儂叟	二三三
澁井太室	二三六
伊藤冠峰	二四一
原田東岳	二四三
小川泰山	二四三
奧貫友山	二四九
山本北山	二五三
山中天水	二五三
井金峨	二五九

室鳩巢	六
三宅觀瀾	九〇
祇園南海	九二
佐藤周軒	九七
雨森芳洲	九七
荻生徂徠	九七
梁田蛻巖	一〇三
並河簡亮	一〇七
太宰春臺	一一〇
服部南郭	一一四
細井廣澤	一一六
中野搗謙	一二五
荒川天散	一二七
板倉復軒	一三九
益田鶴樓	一三三
五井持軒	一三五

五井蘭洲	一三五
三輪執齋	一三六
岡島冠山	一四三
佐久馬洞巖	一四四
中江岷山	一四九
桂山彩巖	一五一
高瀨學山	一五三
澤村琴所	一五五
菅麟嶼	一六〇
安藤東野	一六四
山縣周南	一六六
平野金華	一六六
成島錦江	一七一
岡龍洲	一七四
中村蘭林	一七五
字明霞	一七六

先哲百家傳

櫻所居士編

藤原惺窩

惺窩名は肅字は歛夫、惺窩と號す北肉山人。柴立子。廣胖窩その別號なり、永祿四年播磨細河村に生る、惺窩は中納言家定十二世の孫なり、世播州三木郡細河村を領す父爲純の時土蒙別所長治の爲に侵掠せられ長子爲勝と之を禦ぎ利あらず皆死す、是時織田氏の臣羽柴秀吉盛んに威を播州に振ふ、惺窩秀吉に告て死者の爲に恥を雪んとす秀吉諭すに時を待つに如かざるを以てす、惺窩既に采地を失ひ且つ感する所あり髮を削りて僧となり妙壽院と號す、後釋門を去て儒に歸す、往時應仁已來の亂世にて文學地を掃ふ惺窩獨り儒教を其間に唱導し、後世文學の祖たり、一大豪傑の士と謂はざる

盧 東山	二二五
石王塞軒	二二五
新井白蛾	二二六
龍 草廬	二二七
安 清河	二二四
澤田東江	二二七
細井平洲	二六〇
後藤芝山	二九〇
平澤旭山	二九三
林 子平	二九六
高山仲繩	三〇三
松川東山	三〇〇
市川鶴鳴	三〇三
黑澤雉岡	三〇六
大竹暉岳	三一九
西依成齋	三二二

西山拙齋	三三三
中井竹山	三三六
中井履軒	三三〇
高橋東岡	三三三

目次終

可けむや

我邦に於て程朱の學を講ずる僧玄惠にはじまる、後稍之を説くものあれども振はず、惺窩専ら朱子學を奉じ、林道春、松永昌三、那波活所の諸大家みな其門より出で、之に繼に山崎闇齋あり獨立してまた洛閩を祖述しければ、程朱の學始て大に行はれ、遂に徳川氏の官學の如くなれり、十一代將軍の時に及びて、寛政七年天下の學程朱を奉せざる者を禁ずるに至れり、其可否は暫く措き朱學の勢力をして此の如くなるに至らしめたるは、即ち惺窩の之を崇奉したるに淵源す

一日上杉景勝の老臣直江山城守兼來り見るを求む、惺窩此に面晤するを欲せず、不在を以て謝せしむ、山城守三たび來る皆前の如し、後惺窩以爲く彼復來らば余之を見んと、次の日復來る時に惺窩實に不在なりけり、山城守曰く先生に見ゆるを願ひ得べからず、今日將に會津に歸らんとすと言畢て去る、惺窩歸て之を聞き追て大津に到り之に及ぶ、山城守大に喜び厚く禮敬を致す、曰く余正に有道に就かんと欲す、前日數

詣り 數不在、圖らざるに今親く玉趾を降さんとは、是天余に假すに履を執の縁を以するなり、然れども倉卒の際他を問に違あらず、請ふ一事を正さん、夫絶たるは繼ぎ傾けるを扶くる、今の時に當りて行ふべきや否や、惺窩答へず、出で、慨然として曰く、彼猶未だ覇主に屬することを思はず、又將に謀る所あらむとす、嗚呼生靈の塗炭に陥るを忍ぶの甚しき何ぞ此に至るやと、

惺窩集二板あり、一は道春の編次菅得菴續編合せて八卷、一は其孫權中將爲經の編、水戸義公之を校す、國文ともに十七卷、卷首冠するに後光明天皇の御序を以す、徳川氏時代文學盛んに行はれ、大家の著作半に汗し棟に充つ、然れども未だ至尊の御序を賜ふあるを聞かず、惺窩の如き希代の榮光と謂ふべし、元和五年九月十二日歿す、年五十九、

林道春

林又三郎信勝は即ち羅山道春の稱を以て世に知らる、徳川四代の將軍に歴仕し、爾來代々林祭主として儒林に推重せられし林大學頭の家祖たり、天正十一年八月京都四條に生る、幼名は菊松麿、其先は加賀の人後紀州に移住す、父信時に及びて京都に徙れり、道春生れて穎異、甲斐の徳本父の許に來り太平記を讀む、羅山年八歳一たび聞て之を記憶し、背誦するもの數十枚、又嘗て某所に於て論語集註を講ず、その本中ごろ一葉脱落せり、乃ち筆を操り暗寫し以之を補ふ一字も謬らず、道春の強記率ねこの類なりしと、

道春年十四 慶長二年 建仁寺に寓し古湖長老の室に入て書を讀む、時に宿僧才學あるものも亦皆屈して字を問ふ、以爲く此人若佛門に入らば必ず名僧知識たらむと、皆出家を勸めて已す、道春可す時の所司代前田徳善院玄以に請ひ之を父信時に請ふ、信時曰唯兒が好む所に任せんのみ、道春愈よ肯んせず竟に家に歸り再び寺門に入らず、

道春年十八始めて朱子の論語集註學庸章句を讀て之に心服す、遂に徒を聚めて之を講ず、程朱の學世に行はるゝ是より始まる、時に惺窩宋學を以て聞ゆ、乃ち吉田玄之を介して惺窩の門に入り業大に進む、

道春嘗て春秋を講ず、惺窩書を寄て曰、古人春秋を羅浮に讀む、羅浮は是羅浮に在らずして足下が明窓淨机の上に在り、古人羅浮の意を得れば、即ち隨處羅浮あるのみと、因て遂に羅山を以號となす、時に年二十三 慶長十年 この歳初て家康公に謁見す、席間顧問に應じて光武世系反魂香の典據及び離騷載る所の蘭を辨す、大に旨に稱ふ、

慶長十一年四月、朝鮮其國の僧惟政松雪をして來聘せしむ、道春之と筆談す、同十二年朝鮮修聘使呂祐吉副使從事官三員と來る惺窩道春之と筆語す、近古文士の韓人と筆談する此より始る、

元和元年旨を奉て群書治要大藏一覽開板の事を監す、之より先道春始て訓點を四書集註に加ふ 慶長八年 世に道春點の四書といふもの是なり、又後訓點を朱子詩集傳に加へ 元和六年

春秋胡傳禮記集說に加へ、同八 周易傳義蔡氏の書傳に加ふ、寛永二年 此に至りて五經の訓點皆備はる、

寛永四年に訓點を周禮儀禮公羊穀梁爾雅楚辭國語等に加へて皆成る、同六年十二月民部卿法印に叙せられ、弟信澄東舟刑部卿法印に叙す、その翌七年幕府より郭外上野の内百弓の地を賜ひ別墅となして私塾を開かしむ、八年に至り尾張侯一壺をこの別墅に經營し、中に聖像及び顔曾思孟の像を安置し、先聖殿の三字を親書して之を賜ひ且祭器若干を納め大に群書を收藏す、十年二月丁日道春祭主として初めて先聖及び十哲を先聖殿に釋菜す、その京都より家を携へて江戸に移りしは寛永十一年道春五十

二歳の時なり、
道春旨を奉けて武家法度十九條并に麾下諸士法度廿二條を制定し、皆頒行す、寛政十三年寛政十三年朝鮮來聘、道春旨を奉て將軍家の親書及び執政の答書を作る、是より先海外往復の書翰即ち今の所謂國書は五山の僧徒をして之を作らしむる舊例なり、今茲初

めて道春に命せらる、林氏世其事を掌る是時より始めりといふ、同十八年旨を奉て武林諸家系圖を編輯す、慶安四年執政阿部忠秋の請に應じて大學和字鈔貞觀 政要諺解を草して之を奉る、

道春徳川氏創業の時に際し大に寵用せられ禮儀を正し律令を定む、幕府用ゆる所の文書其草案に依らざるなし、左れば即位改元入朝の禮より、宗廟祭祀の典外國蠻夷の事までその議に與からざるなし、正保中病ありて家に在り閣老旨を承て書を寄せ、或は就て事を論じ官醫をして病を診せしむ、時に日光山に事あり召見す、特に乘橋大城に入るを許す、其齡漸く高く朔望の登城のみにして他の勤務に服せざらしむ、將軍家の優遇亦此の如し、

嘗得菴歲暮の祝として道春を訪ふ、話次詰りて曰余未だ通鑑綱目を讀まず、請ふ先生明年春より余が爲に之を講せよと、道春曰く、子心誠に之を求むる何ぞ來年を待むと即ち除日を以講を始め、道春曾て人に請待せられて祇園會を觀覽す、たま〜一諸生

あり棠陰比事を袖にし來りて問ふ、道春一々之を説く時既に移り遂に祇園會を觀ず、道春詩を作り文を草す翰を揮ふこと飛が如し、頃刻千言を成す、明暦元年道春七十三歳朝鮮の信使愈秋潭出發の前一夕、扶桑壯遊百五十韻を寄て以慶和を求む、時に内室荒川重患に罹り道春護視して病蓐の側に在り、夜間口づから和し乃ち男春徳をして之を録せしむ、稿成り一點を加へず即ち人をして齎し小田原驛に追及ばしめ以之を致す、秋潭大いに驚く、

道春の博覽洽聞なる凡そ當時天下の書讀まざるなし、其著はす所百有餘部皆傳ふべきなり、本集即ち羅山文集一百五十卷旨工みならずと雖も其言徴するに足る者甚だ多し暮齡に至るまで視力聽力俱に衰へず、勤勉倦むこと無き猶少年のごとし、二十一史は少きより之を讀む數次にして晋書以下未だ句讀を點せず、年七十四に及び遍く之に句せんと欲す是歲晋書宋書南齊書業を畢る、明暦三年正月十九日郭北火を失す、弟子免るべからずと報ず、道春首肯して書を讀み止まず、延燒既に盛に及ぶ先生盍んぞ

去らざるやと、是に於て其讀む所を手にして輜に上り、輜中之を讀み止す、既にして郭外の別莊に至り神色自若讀むこと故の如し、暫くあり一人馳て報す邸宅悉く焦土となる、道春曰銅庫に及ぶや否や(銅造の文庫幕府の恩賜に係る)曰共に烏有となる、道春慨然として嘆じて曰、多年力蓄する所一旦祝融の爲に奪はる惜むべし惜むべし、是夕鬱々樂まず、五日を越て奄然長逝す、齡を享ること七十五歳、弟永喜一名信澄、東舟と號す惺窩及び家兄に學ぶ、博洽の名道春と齊し、二十八歳にして幕府に仕ふ、削髮して刑部卿法印に叙す、道春に先て歿す、

春齋一名春勝、鶯峰と號す、道春の第三子なり、父の職を襲ひ治部卿法印となる、數旨を奉て編著極て多し、人或は之に謂て曰、少く思慮を省き以攝養を致せ、春齋答て曰武人兵を執て戦ひ死を致し功を建つ、學者は書を讀み言を立つ、爲に性命を隕す固より望む所なりと、春齋の大著述は本朝通鑑三百十卷、本集百二十卷鶯峰文集と名く、鳳岡一名信篤春齋の男初め春常と稱す、大藏卿法印となる、後從五位下大學頭に改む

晩年大内記と稱す、鳳岡天性豪邁博學多識一代の碩儒たり、鳳岡五君に歴事す凡そ六十年、元祿享保の間最も信任せらる、年八十一にして致仕す、後八年即ち享保十七年六月病を以歿す、即ち八十九歳なり、

石川丈山

丈山初の名は重之小字は嘉右衛門、六六散人と號す、天正十一年十月三河泉郷に生る幼名を孫助といふ、世三河松平家に仕ふ丈山の祖正信は長久手に戦死す、父信定武名あり、丈山壯勇群に超也、元和元年大阪の役、獨り竊に營を出て先登し、首二級を獲たり、然れども軍令を犯すを以黜けらる母老家貧きを以の故、淺野侯に寄食すること十年、母歿し服闋りて辭し去る、叡山の麓一乘寺村に幽棲を下し翰墨を以自ら娛む丈山初佛學に志す、後林道春を介し藤原惺窩の門に學び、専ら斯文に従事す、その才尤も詩に長す、

丈山世を避くるの後は淡然泊如塵埃の外に超在す、嘗て漢晋より唐宋に至る能詩者三十六人を選び、狩野守信をして其像を寫さしめ、自ら其詩各一首を録し并て以相間に掲げ號して詩儂堂といふ、諸の軒冕の客來り訪ふものは一切之を謝絶す、其友として交るもの獨り林道春、堀杏菴、塾士包、宗元政及び明人陳元贊のみ、後水尾上皇屢之を徵す、固辭すること再三和歌を詠じて其志を陳べて曰、

わたらじなせみの小川の淺くとも

老の浪そふ影もはつかし

上皇益す其操を高しとして曰、恬退此の如し朕豈に奪ふべけむやと、之より復徵さず、王侯に事へず其の事を高尚にす丈山在り、丈山道春と友誼殊に深し、羅山文集の中その往復の簡牘三十八篇を載す、而して意見の同じからざる終に相容ざるものありその三十六詩仙は我三十六歌仙に倣ふなり蘇武を以陶潛に對するは猶柿本人麿か紀貫之に配することし、左右各十八人皆配對なり初め之を定むるに取舍議すべきもの

悉くこれを道春に問ふ、蘇武。陶潛。謝靈運。鮑昭。韓愈。柳宗元。劉禹錫。白居易。李賀。盧同。林逋。邵雍。梅堯臣。蘇舜欽の七對は道春の改定する所なり、道春又曾鞏を以歐陽脩に對し、王安石を以蘇軾に對せんと欲す丈山安石の人となり喜びばすして之を取るを肯んせず、則ち書翰往來論辯して措かざれども丈山遂に従はず、丈山が漁村夕照の句に、欲將蓑衣曝返照。釣竿還是魯陽戈。と、偃窩見て之を奇とし曰斯人異時當に詩宗となるべしと、丈山が詩の尤も人口に膾炙するは富嶽の詩なり、曰

仙客來遊雲外巖。

神龍栖老洞中淵。

雪如三統素一煙如一柄。

白扇倒懸東海天。

丈山兼て書を工にす、嘗て後光明天皇の勅を奉じて隸書を作り以獻す、酒肴の賜あり世以榮と爲す、

丈山晚年専ら吟咏を事として口に兵革を絶つ、人或は之を叩けば即ち曰、衰老記憶

なし前事皆茫然たりと、然れども其雄心未だ銷磨せざる者あり、即ち其作る所の詩に枕頭三尺劍。瓶裏一枝梅。その養ふ所知るべし、丈山平居竹節の大如意を把玩し、腰間無二寸鐵。胸裡揮三三軍。と。亦托する所ありしを見る、丈山九十歳の高齡を保ち、寛文十二年五月廿三日を以歿すその妻妾を蓄へざるを以嗣子なし、僧侶相承てその舊居に住し以祭薦を致し、今に至るまで廢せず、居に遺物多し、明の陳眉公の古琴一張は尤も其愛重する所なりといふ、享保中靈元上皇臨幸手づから之を撫して大いに賞歎あらせられ、勅して其四亡絃を補はしめ、且つ命じて錦囊を製して之を盛しめ給ふといへり、

江村專齋

專齋名は宗具倚松菴と號す、永祿八年京都新在家に生る、赤松則村入道圓心の庶族なり、專齋の曾祖民部大輔孝與三石城を棄て京都に隠る、孝與の子榮基榮基の子既在、

即ち專齋の父なり、香を聞に妙を得て世に稱せらる、豐太閤屢召て其法を問ふ、專齋年十五にして醫術を法印徳岩に學び又自ら洛陽の學を收む、遂に儒を以肥後侯加藤清正に事へ五百石を食む、清正卒して後其祿を辭す、寛永中美作侯森忠政其名を聞て之を聘し、賓師の禮を以て之を待ち月俸七十口を贈る、遂に美作侯に遊事し以終はる、專齋の弟久七郎近江の佐々木義秀に事ふ、佐々木氏亡びて後雅髪して久茂と號す聞香の技を父に受け亦その名を京畿に知らる、豐太閤屢その家に臨み專齋因て謁見するを得、數次金帛の賜賚あり時人之を榮とす、

專齋少壯より務て修養をなし齡九十を過て視聽衰へず壯年の時に異なることなし、後水尾上皇之を聞召、召見して修養の術を問はせらる、專齋奏して曰、臣固より他術無し、平生唯一些字を持するのみ、上皇其故を問ひ給ふ、曰食を喫する些、思慮も些、養生も亦些のみと、上皇大いに感賞あらせ給へり、

張公藝が百の忍字を書して唐太宗に呈し鄭濂が老婆の言を用ひずの一言を以明の太

祖に白したる如き、奏對の妙を稱す、專齋が些の一字を以修養の要訣とし、而して養生も亦些といふに至りて最も妙なり、何となれば世に極端なる攝生家あり、攝生の爲に却て煩悶懊惱し爲に健康を害ふもの、養生も亦些の秘訣を知らざるに坐す專齋和歌を好み兼て其道に精し、細川幽齋、木下長嘯子等みな之と交はる、寛文四年齡百歳に達す、自ら左の三首の歌を咏す、

百年になるまで飢す寒からず

道ある御世のみちにひかれて

何もせで身の徒に過しゆる

今日百年の春にあふかな

百年もなほ飽足す行末を

思ふ心ぞものわらひなる

此歌播傳して遂に欲覽に入る、この年の七月に至り勅して院參を許し鳩杖一枝黄金一

錠を賜ふ、後又扇紙等の賜あり、布衣の士にして至尊の光顧を被ふる、人以儒林の榮となす亦宜なり、

專齋鳩杖の天賜ありしより、其家に額して賜杖堂といふ、子孫世此に居る、三子あり長は宗覺好菴と號す次は宗眠剛齋と號す、季は宗祐愚菴と號す、三子の後各文學を以世に名あり皆侯家に仕ふ、其繁榮世の稀なる所なり、世以專齋が遺馨餘澤の致す所と爲す、

專齋天資温厚にして一も浮誕なし、室に在る悉疾の聲を聞かず、其顔面常に和煦の色あり、眞に寛厚の長者なりしと、

專齋鳩杖を賜ふの年九月十六日を以、綾小路の家に歿す、洛東善正寺に葬る法諡を仙壽院日榮居士といふ、

江北海が家專齋の眞蹟二行の楷書を傳へしといふ、其語に曰、「名利は兩ながら好むべからず、名を好む者之を利に好む者に比すれば差勝れり、名を好めば則ち爲さるる所

あり利を好めば則ち爲さるる所無きなり」原漢思ふに我國の武士道の「弓矢執る身は名こそおしけれ」など云は名を好むものなり、今の所謂成功に熱中する者は利を好む者なり、其得失專齋早く已に此を斷決せり豈喋々を費すを須るんや、

三宅寄齋

寄齋は備後三郎兒島高徳七世の孫なり、父は豊太閤の時泉州堺五奉行の一人なりとぞ、寄齋天正八年堺に生れ十一歳にして父を喪ひ心を仕官に絶ち、十九歳にして紫野の大徳寺に寄寓し書を讀み學を力むる多年、遂に儒を以世に知らる、學常師なし自ら漢唐の注疏を以子弟に教授し、また間程朱の書を講ず、從ひ學ぶもの甚だ衆し、

寄齋少壯より性行苟もせず、其伏見に遊ぶ時隣家富翁あり、翁の一女姿容頗る美なり翁曾て寄齋を招き家に寓居せしめんとす、辭して行ず、他日或人之を問ふ答て曰瓜田に履を把ざるなりと、

石田治部少輔三成江州佐和山に在り文學の士を求む、藤原の惺窩を招く、惺窩行んと欲して果さず、又寄齋の名を聞き其臣戸田某をして之を聘せしめ、時々經史を講説し治道を指導し得失を論判せしめんと欲するなり、時に豐太閤既に薨じ群僚和せず、三成勢威朝野を傾ふけ之に附隨する者多し、寄齋佐和山に往來すること三回のみにして病と稱して再び交らず、幾くもなくして關ヶ原の事ありと云、

寄齋資性謙退敢て名を衒ふことを欲せず、然れども其操行方正なるを慕ひ附隨するもの多し、特に惺窩と交情最も密なり、惺窩寄齋より長すること十九歳、然かも之を愛重し稱して謙厚の君子と爲す、

寄齋歲不惑を踰るころに及びては其學術を信する者多からずとせず、近衛應山公從一位左大臣藤堂高虎從四位少將福岡侯黒田長政從四位侍宇和島侯伊達秀宗從四位侍弘前侯津輕信義越中守關宿侯板倉重宗從四位少將周防みな資師の禮を以之を遇す、其寄贈亦尠からず故に四五百石の祿を以之を聘せんとする者あれども應せず、

寄齋久しく笠下に講帷を垂れ仁義を縉紳の間に鼓吹し、學博く行修り後進に領袖たるを以名聲遠近に聞ゆ、遂に九重雲深きあたりにもまでも其名を擧げ、後陽成上皇後水尾天皇皆内旨あり辟して儒經を便殿に講せしめ給ひ、優渥の寵遇を蒙ふれり、そもそも往時に於て布衣の身を以昇殿し、公卿と禁闈に列するを得る、亦異數なるのみならず、器財名香の恩賜あり、人皆之を榮とす、

寄齋慶安二年六月平安油小路の家に歿す、壽七十洛北鷹峰に葬る、其墓石の正面に「處士亡羊子之墓」の七字を題す、蓋し此地は慶長中後陽成帝の寄齋に賜ふ所にして所謂鷹峯四十間四方の塚といふものなり、

寄齋の養子名は道乙登革齋と號す、本姓を合田氏、寄齋に學び師説を信する篤きを以寄齋之を養て嗣とし、女を以之に妻はし三宅氏を冒さしむといふ、

道乙史學に精し曾て訓點を朱熹の通鑑綱目に施して世に梓行す、坊間に之を道乙點と稱す、道乙の裔分れて四家となる、一は三宅氏津の藤堂侯に仕へ、二は合田氏阿波の

蜂須賀侯に仕へ、三は三宅氏備前池田侯に仕へ、四は星合氏豊前中津侯に仕へ、みなよく箕裘を繼で家聲を墜さず、遠く文政年間に至りて備前の三宅牧羊津の三宅錦川の如き、皆經義に達きを以世にその名を知られしとぞ、是蓋し寄齋が積善の餘慶なるべし、

按ずるに寄齋が少壯の時に在りて富翁の家に寓するを肯んせざりしは白石が河村瑞軒の婿となるを謝絶したるに似たり、石田三成と深く交らざりしは惺窩の直江兼續に對するが如し、今の學業未だ成す早く婚を求め、權貴の知遇を希ひ、瓜田に履を執るを望みて已ざる者、羞る所を知るべきなり、

松永尺五

尺五名は遐年小字を昌三郎といふ、京都の人なり、尺五の父貞徳は逍遙軒と號し國歌を細川幽齋に學び世に名を知らる、尺五惺窩を師とし博覽強識を以聞ゆ、年十八豊臣

秀頼に見え大學を講ず、既にして加賀に至る、前田侯之を優待す、晩年又京都に歸りて徒に授く、是時板倉重宗京都所司代たり學を好みて大に尺五を重んず、數延てその説を聞く、遂に之が爲に地を堀川に請て一堂を創む、之を講習堂といふ、是に於て從ひ學ぶ者頗る多し、講習堂の結營始て成る、石川丈山燕賀の詩の小序に曰く、原文慶安戊子元の夏昌三教授板廷尉の從史によりて廼ち恩旨あり、象魏の外に於て環堵の室を翫め、結構已に成る、適ま招邀に應じ宴語談笑、情盤歡を盡す、幸に此地を得たり、天を去ること尺五、榮路の階吉祥の宅と謂ふべきなり、

此に由て之を視れば尺五の號蓋し賜地の禁省に近きに由るなり、尺五能く人材を鑄治す、木下順巷新井白石室屬 某等の師なり宇都宮遜菴皆其門より出づ、尺五歳六十六にして洛の家塾に卒す、時に明曆乙未の歳なり、

那波道圓

道圓小字は平八活所と號す播磨の人なり、道圓の祖父賈を業とし素封の富を成す、道圓幼きより淡然利を事とせず唯書を讀み字を寫すを喜ぶ、父之を異とし乃ち之に儒と醫とを學ばしむ、(當時文學の猶幼稚なる儒にして醫を兼ねる者多し之を儒醫と稱せり)而して醫は其好む所にあらず、年十七京都に入る其翌年東條を惺窩の門に執る、杜鵑の詩を作り之れを賭す、惺窩大いに稱賞す、此に由て早に重名あり、其詩に曰、

杜鵑春破後。相喚不成群。子美詩中淚。堯夫橋上聞。

一聲眞識氣。再拜亦愛君。空駭曉窓夢。月昏數片雲。

道圓年二十九肥後加藤侯の辟に應ず、遇せられずして辭し歸る、四十一歳にして紀州侯に仕ふ、南龍公卿宣之を寵信す、道圓人となり剛直にして苟も合せず、その主に事ふる審諤の節を盡くす、寛永中林學士諸家系譜の撰あり、道圓召されて其事に與かる適ま眼を患へ辭し歸る、此より後全く癒す、南龍公勇武絶倫、その佩刀の利鈍必ず自らこれを人に試みられけり、曾て備前長光作の一刀を得、乃ち重罪囚を引出し立ごこ

ろに之を斬る、左右異口同音に之を嗟歎す、道圓獨り額を蹙めて言なし 公問て曰 支那亦刀の利と刀を執るの妙と此の如きものある乎と、道圓曰、龍泉太阿干將莫邪の類是みな彼邦の名器なり、水に蛟犀を截り陸に虎兇を斷つ、その利之に譲らず、又人君手づから人を斬て心に快とするもの、古への人之を行ふ者あり、夏の桀王殷の紂王の如き是なり、吾邦も亦職罪人を斬り能之に堪る者あり、之を穢多と稱す最も卑賤の者なりと、公默然たるを良久くして曰卿が言極て善し、厚く褒賜せらる、公亦嘗て道圓に謂て曰、吾不幸にして良き家來を持たず、道圓答て曰吁是何といふことぞや、惟ふに今公の部下智勇の士その人に乏しからず、而して以て未だ足らずとする者は唯公の知らざるのみと、公大に感悟せられしといふ、又惺窩の門人武田某父歿してこれを惺窩の墓側に瘞む、人皆禮を知らざるを笑ふ未だ敢て爲に之を告る者なし 道圓已むを得ずとなし遂に面諭して之を改葬せしむ、道圓正保五年五十四にして歿す

山鹿素行

素行名は高祐一名義矩字は子敬因山又素行子と號す、通稱甚五左衛門、父を山鹿六右衛門高道といふ、伊勢の龜山の城主關長門守に仕へ祿二百石を食む、長門守は封を豊太閣に受け五萬石を領す、慶長中高道同僚の士某を殺し龜山を出奔し奥州に之き、會津侯蒲生忠郷に寄食す、後その家老町田左近と善し、左近邑三萬石を食み頗る富饒なり、故に祿二百五十石を與へ其邸に賓たらしむ、元和八年素行を會津に生む、素行幼名佐太郎六歳にして塾師に従て書計を學ぶ、九歳にして林道春の門に入り、十一にして人の爲に小學論語貞觀政要等を講説す、論辨殆んど老成の如し、十二にして道春經を講ずるに見臺を用ゆるを許す、十八歳にして北條新藏氏長安房守に従つて韜略を學ぶ、氏長は小幡景憲が高足の弟子なり、從學五年にして此と肩を比ぶる者なし、素行二十二歳の時景憲その志を鈴箱に專にし旁通講習して怠らざるを愛し氏長

をして悉く秘訣を傳へしむ、是よりして素行の門に遊ぶもの甚だ衆し、三十五歳にして其起草する所四書句讀。七書諺解。武類全書等成る、素行四十五歳の時播州赤穂に配流せらる、その罪狀とする所は宋學を誣毀せしに依れり、始め宋學を講じ程朱に左祖したりしが四十にして後その理氣心性の説を疑ひ、是より先著す所の經解數種を以悉く之を焼き、寛文六年の春聖教要録三卷を著はして刊行し、程朱を非斥して忌憚する所なし、其意宋學を尊崇する者を諷刺するに在り、當時王公大人より士庶人に至るまで程朱を尊信する者多し、此に由て罪を獲たり、五十五歳にして赦免せられ江戸に歸り、後十年にして歿す、世に素行を語る者皆兵學者となし徒に鈴箱に通ずるを知る、而して其經術に精しきこと韜略にひとしきを知るもの稀なり、その著はす所聖教要録。武教要録。四書句讀等その持論立説盡く醇ならずと雖も、能くその獨り得る所を叙す、未だ嘗て先修の説を剽竊せず、専門の經義既に別に一格を具ふ、

赤穂侯淺野長友内匠親ら弟子の禮を執り教へを請ひ、往來數年優待他に異なり、承應元年祿千石を贈り褐を藩に解かしむ、素行其知遇に感じて聘に應ず、居ること九年責るに職任を以てせず、萬治三年故あり祿を辭す、

素行資性豪邁にして加ふるに洽聞強識を以時態に達す、其人の爲に謀る利害を敷陳し得失を論定す、事に落みて果斷、故に贊を執る者當に教へを請ふのみならず秘密をも吐露して其裁斷を受く、故に侯伯士庶人門に出入する者日に數十百人、家頗る富む、妻妾の奉奴僕の仕五六十石と雖も之と其收支を抗する能はずといふ、

素行能未然を察し其言數年を経て差す、人皆先識の明を歎す、某侯由井正雪を愛重す正雪時に名あり嘗て侯家に邂逅す、素行寒暄を叙する外一言を發せず、他日侯に謂て曰彼が容貌を以其意を察するに測り知べからず、君必ず彼を近くる勿れ侯可ず、侯月俸七十口を以素行に與へんとす、素行辭して就かず、後慶安中に至り果して陰謀發覺して正雪の徒類誅せらるゝの事あり、

素行常に云、至誠以人を感ず、猶服せざる者あり、而るを況んや權謀詐術を設けて以之を行はんや」と、兵學家猶斯言を爲す、世の詐謀を以智と爲す者宜く反省する所を知らるべきなり、

素行青年のころ好むで國歌を詠す、廣田坦齋に就て萬葉集三代集等を學び、并せて神道を研究す、二十一歳の時某侯と内國諸州の地理を談す、席上戯れに國歌二首を詠じ我國の海なき國を記す、その歌入口に膾炙せり、

海なきは 大和山城伊賀河内

筑紫に 筑後丹波美作

近江路や 美濃飛驒の國 甲斐信濃

上野下野 これぞ海なし

素行常に赤穂侯淺野長友の知遇を得その祿を辭するの後も猶その交際を繼續せり、素行一日侯に謂て曰、干戈收りしより茲に殆ど五十年、天下靜寧に歸す、爲に一死以舊

德に報ゆるあらむとするも時爲すべからず則ち命を授け以宿志を達すべし、又致すありて殊遇に酬ひんと欲するも、謫才能爲すこと無きのみならず時勢に關す、然れども私心期する所なしとせず、某經義と韜略とを以侯の諸臣に教授せり、某が精力の注ぐところみな此に在り、故に善く某が旨趣に達し、若倫理の變に處すれば萬一服勤して償ふ所あるなからむ乎と侯大に喜ぶ爾後殆ど五十年にして元祿年中、長友の嗣長矩の代に至り、死を賜はり國除せらる、その遺臣四十七人果して吉良氏を襲ひ其首級を獲以主の志を遂るの事あり、

この四十七士の首魁大石義雄は、嘗て素行が赤穂に配流せられし時之に親炙して鈴船を學び、後京師に遊び伊藤仁齋の門に在りしといふ、其家老職を襲ふの後藩主自盡を賜ひ園藩赤穂城を退去するに方り、處措宜きを得て藩士皆心服す、大夫たるの態度特に義雄に於て之を視る、然るを以て世みな其他日の舉動を注視せり況や仇家吉良氏に於てをや、是に於て放浪惰遊日を曠くし久きを持し、世人の卑怯未練と罵り腰拔と嘲

り、甚しきは之を面斥し目するに犬侍を以する者あるに至る、義雄恬然として恥ることを知らざるものゝ如し、因て以仇家をして憂虞するに足らざるものと爲して其戒心を弛めしむ、而して一たび東下し敢死の義士四十七人一舉して志を遂げたり、是所謂初め處女の如く後脱兎の如きものなり斯く人倫の變に處し非常の事を爲す、屈伸その宜きに合ひ用捨行藏その處を得たるもの、義雄の天稟の才智に依ると雖も、安んぞ素行が蕪陶亦興りて力あるに非るなきを知らむや、

素行貞享二年九月二十六日を以歿す、歳を享る六十四、早稻田宗三寺に葬る、法諡を月海院瑠光淨瑠居士といふ、二女一男あり長女は弘前の津輕將監に嫁し次女は同家津輕平十郎に嫁す、男高基通稱藤助肥前平戸侯に仕へ、その家久しく存せりと、

素行罪ゆるされて江戸に歸りし後は、専ら兵學を唱へ、復經義を講せず、是の學時流と忤ひ復禍機を踏むの虞あるを以なるべし、著はす所の書武教本論、武教小學、武教要録、聖教要録の如きは、既に其版を毀たれば世に傳ふるもの極て尠し、又武

事記。武教餘錄。治教餘錄。治平要錄。手教餘錄。備教要錄。百結字類。當用集。雄備集。多く寫本を以行はる、傳播すること久し、その他の編録門人の手に成るもの數十種の多きに及べり、門人と稱する者生前殆ど四千餘人あり、名聲朝野に振ふ、死後其學を祖述するもの幕府の末に至るまで絶えず、山鹿流の兵法と稱せし即ち是なり、

中江藤樹

藤樹名は原字は惟命、通稱與右衛門慶長十三年三月近江高島郡小河村に生る、父は農に隠る祖父に先ちて没せり、祖父は加藤嘉明に仕ふ、藤樹僻地に生長し野郎の習に染す、九歳の時祖父之を伴ひ伊豫の大洲に之く、年甫て十一、一日大學の天子より庶人に至るまで壹是に皆身を修るを以本と爲すといふを讀み、歎じて曰幸ひに此經今に存す、聖人豈學で至るべからざらむやと、其近江聖人と稱せらるゝの志氣既にこの時に顯脱せり

藤樹十四歳の時京師の僧大洲に來り論語を講す、是時士風専ら武技を重んじ敢て從學する者なし、藤樹獨り日夕往て聽く、僧居ること僅に一月餘りにして去る、因て四書大全を得て之を讀み往々僚友の爲に誹笑せらる、是を以晝は深く之を藏し夜に至りて卷を開く、

藤樹大洲に在り母の老て獨り郷里に在るを慕ひ暇を請て歸省し即ち伴ひ來らむとす、然れども遙に波濤を凌ぎて異郷に赴くを欲せず、故に致仕して歸らんとす、大洲侯の才徳を惜みて允さず、是に於て其家什を鬻ぎて數十金を得て債を償ひ、又其餘を以穀に易へ之を家に積む、意此年の俸米を還すに在り、而て天を仰ぎて二姓に事へざるを誓ひて逃亡す、此事藤井懶齋が本朝孝子傳に載す

藤樹學篤く行脩るを以名海内に高し、大洲を去て後侯伯辟召する多しと雖も皆峻拒して應せず、三十歳にして初て娶る、即ち三十にして室ありとの古訓に遵ふなり、其女容貌甚だ醜かりければ母氏愛ひて出さんと欲す、藤樹固く辭して曰その婦容貌醜

しと雖も性質聰敏にして心正し、常に諸門人會して夜半或は五更に及ぶも終に夫に先ちて寝ることなし、居常小事と雖も命を請ざれば行はず、

藤樹從來朱學を尊信しけるが、三十餘歳に至り陽明全書を読みしより曾非を曉り、王氏の學に改めたり、故に躬行を先とし文辭を後にす、毎に士農工商を簡す之を訓諭す人賢愚と無く皆其徳に服し善に興起せざるは無し、一夜郊外より歸る、賊數人突然林中より出て路を遮て曰、客棗を解て我に酒錢を與へよと、藤樹乃ち熟視し錢二百文を授く、賊刀を抜き叱して曰、客に求る所以のもの豈是のみならむや、速に衣服及び佩刀を卸せ、否むときは則ち多言を要せずと、藤樹神色變せず曰、姑く是を緩くせよ、吾その與ふると否と孰れが是なるを慮からむと、乃ち瞑目又手少頃ありて曰、吾之を慮るに、假戦て利あらざるも輕く卸して以汝に與るの理なし、即ち刀を撫して起つ且曰、戦ふ者必ず先づ姓名を告ぐ、我は近江の人中井與右衛門なり、是に於て賊大いに驚き兇器を地に投じ羅拜して曰、我郷五尺の童と雖も藤樹先生の聖人たるを知らざる

者なし、吾黨攘擾活を爲すと雖も豈之を聖人に施すを得むや、願くば先生其不知を矜みて之を宥せと、藤樹曰人誰か過なからむ、過て能改る善孰れか焉より大ならむ、乃ち説くに知行合一の説を以す、賊咸感泣し遂にその黨を率ゐて良民となる、藤樹の郷黨みな其徳に慕す、商賈に在りと雖も亦得を見て義を思ふ、旅舎茗肆のごときも客の遺失する物あれば、必ず之を收置し遺者の復來るを俟つ、年を歴るの後塵土之を蔽ふ、煙管煙包の類と雖も敢て之を收用する者なかりしといふ、藤樹の孝經を講ずる常に愛敬の二字を提出し心體を體認せしむ、曰心の本體原本愛敬的猶ほ水の濕ひに従ひ火の燥くに就くが如し、唯吾人種々の習心習氣に凝滯せられて心體の明を蔽はる、然れども親を愛し兄を敬するの心、また赤子を見て慈愛の念を生ずる心は未だ滅びず時ありて現はる、此心を認めて存養して失はざるときは、則ち聖人の心なりと、

藤樹世道人心の爲に筆を起し書を著はしたるものは、大學啓蒙の孝經啓蒙の藤樹規の

並に學舎座右銘、原人の持教圖說の類、猶二三ありと雖も前の著述後の心に慚はずして破り、又數年多病の故を以業を果さずして止むものあり、論語鄉黨篇より先進篇二三章に及びて業を終へず、又翁問答といへるを草せしを、書賈その稿を偷みて印行せしを聞き、心に慚はざる所ありとて之を毀たしむ、書賈その費を償ふ能はざるを嗟さければ、爲に女誠の料として草せしものを鑑草と題して之に授く、又醫はその業に非ざるも理を推て明らむる所ならん醫筌と題し、大野了佐といふ魯鈍の人の爲に著せり、此人士たるに堪ざればその父賤業に就かしめんといふを愛へ、藤樹に請て醫とならんといふ、藤樹其志を憐み大成論を讀しむるに僅に二三句を教ゆる二百回許、食頃にして忽ち遺忘す、又讀むこと百回餘にして始て記得す、斯の如くなるも、久きを經て遂に一家數口を養ひ得る醫師となれり、また其人を誨へて倦ざるを見るべし、藤樹人に語て曰吾了佐に於て殆ど根氣盡たり、然れども彼努めずば能せず、彼魯鈍なれども勉強の力は強剛なり、況や了佐たらざるものに於ては勉強の効験を知べきなりと

藤樹慶安元年八月四十一歳にして歿す、その舊居の講堂今尙存せり、往時某藩の一士人藤樹の郷里を過て其墳墓を弔はんとし路を農夫に問ふ、農夫即ち耒耜を投じ直ちに趨りて家に入り、潔き衣服を更め着て出づ士之に跟随して行く、既にして墓所に至る農夫拜掃甚だ恭し、士心に之を訝り問て曰爾藤樹に於て何の親故ありて敬禮乃ち此の如きやと、農夫曰藤樹先生を欽仰する豈に唯我のみならむや、闔村皆然り、父老恒に其子弟に語りて曰、吾里父子禮あり兄弟恩あり室に忿戾の聲無く面に和煦の色あるもの、職として藤樹先生の遺教に由る、是一人として先生の恩を戴かざるなき所以なりと、是に於て士容を改めて曰、世稱して近江聖人と爲す、吾乃ち今にして其虚讃にあらざるを知るなり、即ち其墓を敬拜し厚く農夫に謝して去るといふ、藤樹と同郷の人江戸に来て某家を嗣ぐ、一日客あり談次備に及ぶ、客問て曰中江藤樹は子が里人なりその學世の爲に仰がると聞く、子必ず其行誼を審にせん請吾爲に語れ、其人容を改て曰藤樹先生は吾先子の師事する所なり因て其平生を悉せり、實に

近江聖人の名に乖ず、我出て此家の後たるに及び先子其什襲する先生の墨蹟一張をもちて我に付し、且戒て曰是聖人の手澤兒善く之を藏し、知らざる者をして汚さしむること勿れと、今吾子先生を慕はゞ則ち之を觀るを得せしめんと、乃ち起て禮服を更め着け一軸を櫃より出し、捧て案頭に置き頂禮跪拜恰も緇徒が佛像を崇る如し、客始て起敬し以爲く藤樹吠畝の一匹夫、士大夫の間に重んぜらるゝ此の如し、則ち其道徳世の所謂儒者と迥に同じからず、我豈禮せざるを得むや、即ち鹽嗷再拜して後之を觀る藤樹書を藤樹の下に講す以號と爲す、或は云藤樹の下に生る、或は云書窓外一株の藤あり取て以號と爲すと、

山崎 闇齋

山崎嘉字は敬義通稱嘉右衛門闇齋又垂加と號す、元和四年十二月京都に生る、幼名長吉、父清兵衛は木下侯に仕へ後致仕して京師に來り醫を業とし淨因と號す、母娠むあ

り日吉山王に祈る一夜神を拜する時、老翁あり梅花一朵を携へ左袖に納ると夢む、遂に男子を擧ぐ即ち闇齋なり、

闇齋幼くして傑剛繩束すべからず、父爲に妙心寺に托し髮を削り絶藏主といふ、禪を學び怠らず然れども性行猶放縱、衆議之を逐はんとす、是時土佐侯の公子某妙心寺に在り、公子聰明にして鑑識あり歎じて曰此兒風姿凡ならず後當に爲あるべし、乃ち土佐の吸江寺に學ばしむ、土佐には小倉山省野中典山の二人あり當時の鴻儒たり、共に闇齋を器とし重んじ之に四子程朱の書を示す、闇齋大に喜び髮を蓄へて儒門に歸する其二十五歳の年なり、

闇齋初め程朱を祖述す、晩年吉田惟足に従ひて神道を學び、遂に一家言を立つ、其言の要に曰諸冊二尊陰陽の理に順て彝倫の始を正す、天照大神三種の神器を以海内を治む神は天地の心人は天下の神物、蓋し天人唯一にして道の要土金の教に在り、土は即ち敬なり天地位し陰陽行はれ人道立つ皆此に由る、之を居敬窮理の儒説に合せ神聖世

に出づ東西處を異にすれども其旨自ら契ふ」と、跡部光海垂加文集の跋に曰、正直
瓊茅の道に徹し土金の教を守り、兒屋根命宗源の傳に通じ舍人親王正統の書に達し、
天人唯一の神光を掲げ日徳を拜し神國を仰ぎ、以忠孝の大義を立つ、
關齋初て江戸に來しは明曆三年時に寒酸の一儒生たり、故らに書肆の隣に賃居して其
書を借覽す、時に井上侯學を好み書賈亦數侯に見ゆ、一日侯賈に語て曰爾が知る
所に人の師たるに足る者あらば請ふ寡人が爲に紹介せよ、曰近ごろ山崎嘉右衛門とい
ふ者あり京より來て小人の東家に住す、其言行尋常に超出す閣下若之を召し給はゞ必
ず其幸福を喜び感奮せん、侯大に喜び之を延致せんとす、賈歸て關齋に告ぐ、關齋傲
然として曰侯道を問はんと欲すれば先來り見よ賈無然として以爲く措大時勢に通せず
若之斯る人物を推舉せば他日累を及ぼすことあらん、即ち之を薦めざるに若かすと、
他日復見も侯儒生の事を問ふ、賈曰彼云々なり頑愚曉すべからず請ふ別に通儒を選べ
侯嗟歎して曰今日師儒と稱するもの概ね道を行ふに意なし、奔走拮据その技を售るに

忙し、寡人之を聞く禮に來て學を聞く往て教を聞かすと、山崎生能く之を守る乃
ち眞儒なり、即日駕を命じて其居を訪ふ、關齋の學大に世に行はれ前後その門に入る
もの六千餘人、然れども其神道を奉ずるに及び高足の弟子佐藤直方、淺見烟齋を首め
之に反く者亦甚だ少なからず、
關齋資性峭嚴にして其弟子を視る猶主の臣を視るが如し、故に教を受る者貴顯豪雄と
雖もこれを眼底に措ず、其書を講ずる音吐鐘の如く面貌怒るが如し、聽衆凜然敬て仰
いで見るものなかりしといふ、後藤松軒一日關齋の講を聞く、講畢り呼て曰坊主解る
か、蓋し松軒當時儒者の風に倣ひ剃髮し居るを以なり、松軒其倨傲を惡み再び關齋を
見ず、且終身關齋が著せし書を手にせざりしとぞ、
關齋の著世に行れし者會津風土記、小學蒙養集、大學啓蒙集成あり、天和二年九月歿
す歳六十五黒谷に葬る、垂加靈社といふ、

熊澤蕃山

熊澤次郎八後助右衛門と改む、名は伯繼字は了介、或は海蕃山又息遊軒と號す、京師の人なり、元和五年に生る、十六歳の時板倉内膳正重昌の推薦に由て備前侯光政に仕ふ侯驥寵眷を加へ將に大に用んとす辭するに未だ學ばざるを以てし乃ち乞て遊學すること七年、

蕃山中江藤樹に學ぶ、藤樹の門人備前侯に事る者六七人あり蕃山を以首魁とす、蕃山初め笈を負て京師に到り良師を求めて得ずたましく客舎に於て共に宿を投せし者と語る、曰某幾日主の爲に旅行す時に金二百兩を懷にす、即主の携帶せしむる所なり、途上驛馬を雇ひて乗り金を出して其鞍に繋ぎ日暮之を收むるを忘れて宿し、困頓寢に就く、半夜夢覺て金を遺失したるを覺む、心を痛め首を疾しめ千思萬慮するも之を求むるに由無し、已を得ず縊死して以主に謝するに決し悵然として自ら身の不幸を嘆す

時に旅舎の戸を敲く甚だ急なるあり之を問へば則ち馬夫某と答ふ、因て急ぎ出て之に面接す、彼即ち金を出し曰某家に歸りて將に馬を洗はんとす、鞍を解くにあたりて之を得たり、是君の遺失する所故に來りて還呈すと、封完くして故の如し、吾驚喜手の舞足の踏を知らず、別に腰纏十六兩あり即ち解て以之を謝す、馬夫受けず曰君の物を君に還す、何ぞ謝するあらん唯之が爲に夜間此に來る此賃二百文を得れば足れり、乃ち八兩を減じて與ふ亦受ず、遂に金二分を與ふ、馬夫固く執て受ず君我を瀾ることなかれ余守る所ありと、吾歎じて問て曰欲に淡き者今の世に多く見ず子が如きは絶て得べからず、其守る所とは何ぞやと、馬夫曰賤役口を糊す豈利を思はざらむや、余中江先生が里中に教授するを聞く、誠正身を修め忠孝を重んじ、貧を以溢ることなかれ賤を以枉るなかれと、今賜はる所を利せば則ち此心を欺くなりと言畢て去る、吁澆季の世安ぞ此人あるを得る乎と、蕃山傾聽するもの良久し、以爲く馬夫の如き鄙人尙且廉潔此の如し、中江氏が學德想見へし、今の世此人を措て誰れか師事せんや、即ち藤

樹に謁し業を受んことを請ふ、藤樹辭するに人の師となるに足らざるを以す、番山固く請て置かず二夜その廡下に臥す、藤樹之母之を見藤樹に謂て曰、人遠方より來り懇請此の如し、之に其習ふ所を傳ふるも誰か好みて人の師となると謂はんとは是に於て始て其門に入るを許す、時に番山二十三歳、番山岡山に召還され光政の信任愈厚く、幾くも無く要路に當り百般の政務更革する所多く、遠近耳目を驚かす、或年侯駕に扈して江戸に來り西歸するに及び板倉侯之に告て曰、子明君に仕へ言聽れ計從はる、吾徐ろに之を釋るに其終を善せんと欲せば早く致仕して田里に屏處せよ、是功成名遂て身退くの義なりと、番山拜謝して去る幾も無く事を共にする者と隙を生じ、自ら安むせずして備前を去り京師に出で、去て明石に移る、明石侯番山を師尊し禮遇甚だ厚し後封を古河に移す、番山從て之に移り遂に言論を以幕府の讒を得古河に幽せらる、元祿四年八月疾を以古河に歿す、春秋七十三古河大堤村蛙延寺に葬る、

其學藤樹に出ると雖も亦見る所同じからず殊に經濟に長ず時處位の三を知るを以要とし膠柱の説に異なる、其著集義和書同外書に見わたり、京師にては公卿關東にては諸大名に其門人多くありしといふ、

木下順菴

木下平之允貞幹字は直夫錦里又順菴と號す京師の人なり、幼きより強記にして善く書を讀み字を寫す、天海僧正之を愛撫して曰此兒異質あり以弟子とせんと、順菴從はず、十三歳の時太平の賦を作る、詞旨淳正世以國瑞と爲す、烏丸大納言之を後光明天皇に上る、微覽ありて頗る稱賞し給ひ將に登用せられんとす、會宮車晏駕して果さず既にして松永昌三の門に入り勤學す學日に進み行ひ月に修る、昌三期するに大器を以す、一時の名士貝原益軒、安東省菴、宇都宮遜菴の如き、咸推避て敢て肩を駢ぶるもの無し、

少くして某侯に陪して江戸に来る、志を得ずして京師に歸る、此より戸を閉ぢて書を讀む年を経、而て名漸く海内に震ふ、加州侯陪を厚くして之を召す、順菴辭して曰、先師松永先生の子嗣で家學を承け未だ仕途に就かず家道饒かならず、請ふ彼を用ゐる以その宿志を達せしめよと、侯之を聞て曰今の世親交骨肉も番ならざる者、一たび利害に關かる所に於て忽ち仇讎に變ずる如きもの少しとせず、順菴の如き古人の節操ありと謂ふべし即ち松永氏の子と俱に順菴を聘用す、順菴加州侯に仕ふる若干年、簡拔せられて幕府の儒員となる、時に天和二年六十二歳なり、

徂徠曰錦里先生出て樽桑の詩皆唐」と、南郭曰、錦里先生は實に文運の嚆矢たり、其詩甚だ工ならずと雖も唐を首唱す、又聞く先生恒に言ふ十三經注疏を熟讀するに非れば、則ち經に通ずと謂ふべからずと、此に由て之を觀れば順菴は所謂古學の鼻祖たるなり、

其門下多くの人物を出す、故に宇士新は稱して桃李門に滿つとなす、柴栗山が言に曰盛なる哉錦里先生の門人を得るや、太政に參與するは則ち源君美在中、白石室直清師禮、外國に應對するは則ち雨森東伯陽、松浦儀禎卿、文章には則ち祇園瑜伯玉、西山順泰、健甫、南部景衡思聰、博該は則ち柳原玄輔希翊、皆瑰奇絶倫の材なり、其岡島達に至性岡田文の謹厚堀山輔の志操向井三省の氣節石原學魯の靜退、亦た得易すからざる者にして、師禮の經術在中の典刑實に曠古の偉器一代の通儒なり、夫若き數子の資を以終身先生の訓に服膺し敢て一辭の異同あらざるは、則ち先生の徳と學と想ふべし、

新井白石。室鳩巢。雨森伯陽。祇園伯玉。柳原希翊を世に之を木門の五先生と謂ふ、之に南部思聰。松浦禎卿。三宅用晦。服部紹卿。向井魯甫を加へて十哲と爲す、又思聰と禎卿とは同庚なり之を二妙と稱す、

順菴自ら箕洲が寫す所の肖像に題して曰、

咨爾與我 如三陰有陽 不言不笑 非閒非忙 道存三目擊

神傳三毫芒 平生履歷 尺寸短長 四十從仕 遐暮類揚
 六十被徵 晚達似唐 古稀既過 來者可哂 北溟奮翮
 東海望洋 富貴貧賤 用捨行藏 因遇因運 焉有焉亡
 唯學之好 至老不忘 几上筆研 架頭縹緗 照螢聚雪
 數墨尋行 既無新得 豈率舊章 悔溺博雜 終失蒼黃
 寫真誰也 惟洲之篁 塵埃滿幅 面目可傷 卷還之子
 何足以藏

順卷元祿十一年十二月を以歿す壽七十八、遺言して孝經一卷を以棺に藏めて之を葬る
 門人私謚して恭靖先生といふ、

伊藤 仁齋

德川氏政柄を掌握せしより一百餘年、海宇靜寧にして文學大に勃興す、儒を以業とし

經を侯門に挟み書を市井に講ずる者甚多かり、而して元和より元祿に至るまで鴻儒
 と稱せらる者亦少ならず、大家名家數十の多きに及べり、然れども指を第一に屈す
 るは京師の仁齋江戸の徂徠とす、爾後學派の異同により是非する所ありと雖も、ま
 た元治慶應の末に至るまで、未だ仁齋を壓倒し徂徠を凌駕する程の鴻儒碩學を出さず
 維新後は儒といふ業すら此を守る人無ければ、仁齋徂徠を以我邦儒門の二大家傑とす
 る亦誰か之を否認せんや、この偉人の一たる仁齋の傳を略述せば左の如し、
 仁齋名は維楨字は原佐、仁齋と號し別に古義堂と號す、京都の人なり、幼きより穎異
 群兒と同じからず、其始め句讀を受るころより意私に大儒となりて一世に木鐸たらん
 と欲す、稍長するに及び刻苦自ら勉む、家業と商業を營む、故に親族みな讀書利を獲
 るの事に非すと爲して之を沮み曰、學問は是唐土の事なり此國に在ては固より無用の
 業なれば假令その蘊奥を極むるも售れ易からず、醫となりて資産を饒かにするに若か
 ず、仁齋從はず家道日に貧し、沮む者愈々頻煩なれども仁齋確乎として動かさず、

仁齋初め程朱を奉じ大極論、性善論、心學原論等を著はす、三十七八歳より後始めて己れが見を出す、大高坂清介道從録を著はし以仁齋を駁す、弟子其書を齎し來り示して曰、先生之を辯駁せよと、仁齋笑て答へず、弟子嗔て曰人書を著はして己を議す苟も辭塞らざる豈黙止するの理あらむや、先生答へずば余代りて之を折かんこ、仁齋徐ろに論して曰、君子争ふ所無し若し彼果して是我果して非ならば彼我に於て益友なり若我是にして彼非ならば彼他日其學の進むときは必ず自ら非を曉らむ、學問の要虚心平氣己が爲にするを先とす、何ぞ彼を毀り我を立て多言を費さんや小子宜く深く戒むべしと、

仁齋或時夜中郊外を過ぐ、劫賊數人路を遮り刀を閃し脅嚇して曰、我曹酒なければ娼ます而して酒錢なし、汝囊中の物を出せ若之を闕かば衣服を脱して去れ、仁齋神色自若として曰、今囊裡空罄敝衣を遺らんのみ且つ卿輩常に何を業とするやを聞かん、曰夜中横行劫掠自ら給する是我曹の業なり、仁齋曰斯る所爲を業となす吾敢て拒まず

即ち衣を脱して之を授けて去る、賊呼び止めて曰我曹數年掠奪を爲す未だ客の如く舉措泰然たる人を見ず抑も客は何爲人ぞや、曰儒者なり、儒者とは何事を爲すものぞや曰人道を以人に教ゆる者なり、人道とは親に孝し弟に友なる如き人として一日も無かるべからざる道なり、人として道なくば禽獸に異ならずと、言未だ畢らざるに賊みなり叩頭して曰、吁客と我曹と同じく是人なり而て其爲す所の異なる雲泥の如し、我曹甚だ漸愧に堪へず、願はくば我曹の罪を宥せ今より謹みて教へを受けんと、遂にみな過を悔て良民に復せしといふ、

仁齋また嘗て花柳の衢を過ぐ、娼家婢をして邀へ入しむ、仁齋其娼家たるを知らず、樓に上るを勸め袖を牽るゝに任せ、茶を啜り煙を喫し厚く謝を致して去る、婢亦其容貌遊冶子に類せるを以強て留めず、仁齋歸て門人に謂て曰、今日市を過ぐ一家少女をして余を迎へ延て其樓に上らしむ、交りを吾に内るに非ず、譽を郷黨比隣に要るに非ず、財を輕んじ徳を敷て路人に及ぶ、今の世善を樂み施を好む此の如者あるを意は

ざりき、斯事徒然草に見わたる馬阿字觀の話に類せり、大石良雄仁齋の門に入來て其書を講ずるを聴く、而して時々睡りて聽かず、衆みな竊に之を嗤ふ、其去て後、罵て曰、懶惰彼が如き學ばざるに如す、仁齋曰、妄りに謗るなかれ子を以彼を觀るに庸器に非ず、必ず能く大事に堪へんと、

仁齋家貧くして歲暮餐を買ふ能はざれども敢て意とせず、一日隣家春餅を舂く其子猶幼し之を羨む、内人哀みて之を訴ふ、仁齋書を讀て顧みず、着する所の外套を脱して内に付して餅に換しめ、書を読む晏如なり、仁齋荒川景元が金を惠むを謝する詩に曰、

討習研磨二十春。恩如父子最相親。受金不謝元非傲。適爲君情厚且真。

是仁齋五十七八の比の事にて、家猶貧に苦むの状を觀るべし、然るに是より先肥後侯祿千石を以仁齋を招きけれども、辭するに母老て侍養の人無きを以す、當時と雖も利

祿の爲に心を動かさる斯人の如きは稀なりと稱せり、況や今日未だ卒業せざる已前より其學ぶ所を售らんとする輩は、これを仁齋に比すべき様も無し、

仁齋居る所比屋協同して義井を濬ふ、仁齋出て之を共にせんことを、衆みな曰吾儕之を爲す何ぞ先生を勞せんや、仁齋敢て之を容れず余此井を汲む衆と同じ、豈に獨り之を濬ふ事に與からざるの理あらむやと、共に繩索を執てその勞を分つ、又立春の前夕煎豆を撒く邦俗皆然り、仁齋必ず禮服を着け鬼は外福は内と叫びつゝ炒豆を撒す、好て風俗に戻るを欲せざるなり、又嘗て門生數人と共に或寺院に遊ぶ、佛像の前に到れば必ず拜す、門人悦ばずして曰先生恆に佛を排す而して今其像を拜するは如何、仁齋曰釋教固より我と道を異にす、然れども其地境を過て其主を禮せずして可ならむや、その謙厚概ね此の如し、

凡そ一家の説を唱へ以己れ始めて道を得たりとするもの、其黨に非る者は視て仇敵の如くす、殊に學派の異同に依て軋轢甚しく、互ひに駭擊嘲罵せしこと當時の儒者間に

於て其甚しきを覺ゆ、然るに太宰春臺はその漫筆に記して曰、伊仁齋は豪傑の士なり所謂文王を待すして作る者なり、又曰物氏徂及ぶべからざる者三あり、學師傳に由ざる一なり、仕ざる二也、子東涯ある二也、物先生此に一あらず、その他學派同じからざる者の仁齋を稱歎せし者多し、

仁齋一代の儒宗として笈を負て其門に入るもの四方より集る、其子東涯の盍簪録に言あり曰、先人生徒に教授する四十餘年、諸州の人國として至らざる無し、唯飛驒佐渡壹岐三州の人門に及ばず、謁を執るの士千を以數ふ」と、當時文學未だ大に起らず戰國の餘風、競て弓馬槍劍の技を習ふを専らとせしに方りて、京都の市井に住して講讀を業とする一處士が、斯も其名望を得るに至りしは決して尋常學者の企及すべきに非ず、仁齋篤學の聲宸聰に達し、勅して其文章を索めらる、遂に兵部大輔藤原貞維に因て以之を朝に進む、當時無位無官の者の文を以天覽を蒙ること(和歌を除きて)は異數の事たり、仁齋寶永二年三月十二日を以歿す、其生るゝ寛永四年に在り年を享る七十

九、私謚して古學先生といふ、

仁齋五子あり、長は原藏、次は重藏、次は正藏、次は平藏、次は才藏、これを伊藤の五藏といふ、長子東涯學識德行父に減せず、季子蘭嶼最も世に名ありこれを伊藤の首尾藏といふ、この五藏の小傳は別に記述する所あるべし、

伊藤東涯 四弟其

伊藤長胤通稱原藏東涯と號し又健々齋と號す、東涯經術湛深方正謹恪の君子なり、平生音吐甚低く且言訥々たり、對門桶匠あり其竹を破り繩を打つ響講書の聲を妨げ聽者毎に此に困みしといふ、

東涯餘力筆蹟に工なり、片紙斷練人争て之を求む、其經書の語を録する必ず楷體を以す、是を以間詩賦その他の語行刺字を以するある、人親筆に非るかを疑ふ、東涯徂徠と時を同くし文職を東西に樹て旗鼓相當の概あり、而して徂徠は毎に東涯

を批評して措す、或は京師より至る者に遇へば即ち首に東涯の爲す所如何を問ふ、東涯は全く之に反す、未だ一言徂徠に及ぶことなし、たましく菅麟嶼江戸より來りし日徂徠が己を送るの序を出し示す、麟嶼出づ東涯曰物氏の文譬へば猶鬼臉を蒙りて孩兒を怒喝するもの如し」と、奥田三角多年東涯に親炙す、其徂徠を評せしを聞しは唯此時のみなりと、

弟子嘗て徂徠の天狗説を持し來り示す、時に北村可昌。松岡玄達座に在り同く觀る、口を極めて之を詆呵す、東涯曰人各見あり何ぞ必しも輕く之を駁せん、況や天狗を形容する盡せり、今の操觚者恐くは及ばざるべし二生大に愧づ、東涯の時儒門の俊傑輩出し各旗幟を一方に樹つ、而して紹述文集東涯文集二十卷一言之に及ぶ者無し、元文元年年六十七にして歿す、墓碣の銘は内大臣藤原常雅華山公之を撰び八條中將英朝之を書し篆額は坊城中納言俊將なり、

伊藤重藏は梅宇と號す、仁齋の第二子なり、歳二十三父を喪ひ東涯の誨督を受く、後

諸弟と環坐し書を讀む皆梅宇之を指揮す、東涯より少きこと十三歳季弟蘭圃より長ずること十三歳、初め徳山侯に仕へ後福山侯に仕ふ、年六十三延享二年福山に歿す、伊藤正藏介亭と號す仁齋の第三子なり、家學を以高槻侯の聘に應じ猶京師に在り、三十口の俸を受く、享歲八十八にして歿す、時に安永元年十月なり、

伊藤平藏竹里と號す仁齋の第四子なり、享保中仁齋の門人湯河丁甫の薦擧に由り、褐を久留米侯の文學に解き京師に住す、後世子の侍讀となり江戸赤羽の邸に居る、服南郭之を稱して温厚の長者と爲す、寶曆六年九月赤羽の邸舎に歿す、歳六十五麻布の曹溪寺に葬る、

伊藤才藏は仁齋の第五子蘭圃と號す、その博學能文父兄に育たり、舉止端莊なり、紀州侯の聘に應ず、時に歳三十八、その始て書を侯の前に講ずるに方り書に對して講せず、滿座掌に汗して以爲くこの人寒素に生長して未だ貴人の前に講説するに慣せず、其威儀整然たるを觀て心悸目眩すればなりと、中使促せども應せず侯亦之を訝る、既

にして蘭嶋徐ろに曰く、公榭に坐す聖人の書を講ずべからずと、侯之を聞て急遽榭を除く、是に於て方めて講説す音吐朗暢辯論明備、座に在る者皆歎嗟して曰眞儒なり、蘭嶋安永七年三月歿す、年八十五

東涯は仁齋の妻緒方氏の出にして、梅宇以下四人は繼妻瀨埼氏の出なり、東涯に於て皆異母弟となす而して瀨埼氏の東涯に於ける愛護親子に踰ゆといふ、易に曰積善の家必餘慶あり、仁齋に於て此言の驗あるを知る、五子みな儒を以顯はれ特に東涯は父の家聲を墜さず依然徂徠と東西に對峙せり、蘭嶋の紀州に聘せらる、祿千石を食む、家門の榮豈仁齋篤學力行の餘慶にあらずとせんや、又其兄弟五人中壽以上をたもち殊に介亭と蘭嶋は大耋を踰ゆ、仁者は壽との言も亦我を欺かざるなり、

中村 惕齋

中村之欽字は敬甫通稱仲二郎惕齋はその號なり、京都の人寛永六年二月生る、幼稚の時より嬉戯に耽らず、七八歳にして句讀を郷師に受く、長ずるに及び篤厚にして浮靡を喜ばず、父の代までは市中に住せしが惕齋その喧囂なるを厭ひ幽閑の地に居る門を閉て心を學業に潜め、敢て名門利路に趨走するの徒に交らず、其功名財利に淡泊なる商賈の間に生長すと雖も物價を知らず、家道豊饒にして素封に列せしが、嘗て管長の爲に攘竊せられければ、親族之を官に鳴さんことを勸む、惕齋可ずして曰私財を以人の生命を損ずるは不慈なり、是より家道漸く凋落せしかども亦敢て之を意とせず、惕齋その學淵博、天文地理より尺度量衡の類みな之を研究す、尤も諸禮式に精し、又音律を審にし其發明する所當世の達者と雖も之に推服す、

惕齋仁齋より少きこと二歳その名相頗頡頏す、當世人相稱して曰、惕齋兄たり難く仁齋弟たり難しと、是其學問文章をいふに非ず人を誨る倦々老に至て倦まざる醇儒たるを謂ふなり、

惕齋著述甚だ多し、その筆記詩集傳の後に記する所四十五部凡そ三百十八卷、中に

於て梓に上りしもの十六部凡そ百七十四卷歿後刊行せしもの亦多し比賣鑑三十二卷は
 婦女子のために著はす所、則ち綴るに國文を以す、其門を分つ略小學にならひて之を
 敷衍し、博く和漢古今の賢媛烈女を纂録す、我邦の女誠克く世教を裨益するもの此書
 の右に出るなし、今左に其第一卷述言中の一節を左に抄せむ、

孔子のたまはく、これを愛してはよく勞する事なからんやと、人わかさうちにいた
 くからきめ見ざる者は、大やうよき人となりたす、されば子をよく愛する者は必
 すおり／＼苦勞をふませて、其心をきたひなこむることを忘れず是を眞實の愛とい
 ふ、昔魯の公父文伯の母敬姜が文伯をいましめのことばに、民くるしむときは物お
 もふ、思ふときは善心生ず、身やすときはおぼる、おぼるゝ時は善をわする、善
 をわするゝときは悪心生ずといへるも此心なり、又むかし量光の中納言といふ人の
 母のことばに、子の親に不孝なるもあまりに大恩なるゆゑに、恩を忘れてなりとい
 へるもげにさることぞかし、それ子を愛して教ることなきを禽犢の愛といふ、鳥の

子に餌をはこび牛の子うしをねぶりまはすにたとへたり、又教る道をしれども子の
 いたはりをもひてかす／＼とうちするを姑息の愛といふ、しばらくやすからしむ
 といふ義なり、かくてその子の漸あしくなりもてゆくことをおぼはざるもの世に多
 し、これをふることに人その子のあしきを知る事なしとはいへり、よき人は知ら
 ず愛してもその子のあしきをしるところ禮のをしへには見たり、

室鳩巢は此書に義經の妾静を載せざるを以詩を采り非を采り下體を以する無しを以之
 を尤む、然れども是唯一烈女を遺すのみ何ぞ斯書の大體を害せむや、元祿十五年七月
 歿す齡七十四、惕齋行狀一卷門人阿波の増益夫遺言を奉て之を撰む、卷首に惕齋の
 肖像及び自ら題する詩一首を載す、その詩に曰、

利名雙字胡爲者。億萬民生俱策驅。耆耄棄材憎世計。
 考槃林曲永言娛。

貝原益軒

益軒名は篤信字は子誠通稱久兵衛、祖父己來福岡侯に仕ふ、益軒は父寛齋の季子なり國主三世に仕へ儒學教授となる、主命に依り屢京師に往來し専ら程朱の學を講ず、その所見は慎思錄自娛樂に見ゆ、

益軒學博く和漢に亘れること等輩鮮しと雖も、其性甚だ謙にして唯身の及ばざるを懼れ名を得ることを喜ばず、常に言吾人に長たること無し、但恭默道を思ふのみと、素より濟物益世を要とする故に其著はす所多くは平假名文を以通俗の爲め之を説きて丁寧反覆す、家道。養生。初學の諸訓。大和俗訓。樂訓等は尙然らん、鄙事記のごとき日用細務にまでも及ぶ、當時の諸儒多くは自己の學力を示して梨棗を費すものと相距こと天淵雷ならず、又彼の司馬子長が名山大川を探るに似て、足跡諸州にあまねく筑前の名寄をはじめ、東海岐嶺日光の紀行、有馬入湯の案内、大和巡諸州巡のたぐひを

著はせしかども自家の詩文を編入するに及ばず、唯旅客の便を謀るに在り、益軒年を経るに隨て侯家の禮遇愈々厚く累りに其祿を増與せらる、元祿十三年七十一歳にて老を告ぐと雖も、猶月俸を賜ひその老を優にす、正徳四年八月家に卒す、年八十五、門人竹田定直墓誌を撰む其銘に曰、

恭默思道。極精造微。愛物爲務。事天不欺。箱藏增顯。

謙遜愈輝。遺訓存策。後學永依。

此銘三十二字よく益軒の人となりを書せりといふべし、其著書百餘種に及ぶも亦匹儔罕なり、中に於て女大學の如きは往時より女子の教科書として普く世に行はれ、福澤翁改作の時代に至るまで我邦婦女の寶鑑なり、而して其改作女大學は果して益軒の著に比して優劣如何は、之を現時女子の操行如何に由て之を斷むべし、

益軒或時海路を取て筑前に歸るに方り、同船數輩互ひに姓字を知らざるにも拘らず、四方山の物語を以て船中の無聊を慰めしに中に一人の青年あり人々に對して儒經を講

益軒例の如く恭黙して之を聴き、一言の是非を論ずることなし、船既に着岸し各々はじめて其郷里を告て再會を契りて別るゝに臨み、吾は貝原久兵衛といふ者なりと名乗るを聞き、彼青年大に羞恐れて忽ち逃る如く立去りけると、益軒時として詩を作ると雖も、素國歌を好みて詩を好まず、毎に詩を謂て無用の閑言語と爲す、故にその慎思録に曰、和歌は我風俗の宜き所にして詩意通曉し易し、古人の歌詠極て精絶、古昔婦女と雖も亦之を能する者多し、唐詩は本邦風土の宜き所に非ず、其詞韻國俗の言語に異なり中華に模倣し難し、故に古昔の名家と雖も其作る所拙劣和歌に及ばざる遠し、我邦只和歌を以其志を言ひ其情を述べし、拙詩を作り以禮癡符の誦を招くを要せず、益軒の妻江崎氏名は初字を得生といふ東軒と號す、才徳並び全く經を治め史に通ず、善く文墨に嫻ひ工に隸書を作り又國風を詠す、常に益軒に従て勝地を遊歴し、益軒多く遊記を著はす實に内助ありといふ、

益軒歿するに臨み左の詩歌を賦す。

平生心曲有誰知。常畏天威欲勿欺。存順沒寧雖不克。朝聞夕死豈不悲。幼求斯道在孤懷。徳業無成夙志乖。八十五年爲底事。讀書獨樂是生涯。

こしかたは一夜ばかりのこゝちして
八十路あまりの夢をみしかな

佐藤直方

直方は通稱五郎左衛門備後の人なり、その二十一歳の時永田養菴の紹介によりて山崎闇齋の門に入る、闇齋弟子を教る甚だ嚴峻なり、直方之に事へて惰らず遂によく師の意に愜へり、闇齋晩年神道を唱ふるに及びその説に疑ふ所なき能はず、是に依て竟に破門せらる、直方の著せる敬義内外考論に曰、易の文言敬義内外、此れ乃ち心と身と

を以之を言ふ、敬義先生以爲く身は内たり家國天下は外たり、予之を辨じて止ず是に由て遂に罪を先生に得たり云々、是に由て之を觀れば弟子の籍を削られたるは全く神道に歸依せざる爲のみに非ずと見ゆ、

當時儒士みな字あり號あり獨り直方のみ字もなく號も無し、或は直方に謂て曰、闡齋は子の師なり淺見綱齋三宅尙齋は子の友なり、而て皆號を以稱す、子獨尊稱すべきものなし知らず何の説ありや、直方答て曰吾は我が邦俗に従ふのみ、我邦古へより字號なし何ぞ好むで邦俗に背くことをせんや、假令我支那に之くとも亦佐藤五郎左衛門直方を以て居らむと、故に弟子稱するに直方先生を以てす、

直方嘗て曰、博覽強記能文善書宋の蘇東坡に若はなし、然れども道を得る者より之を視れば東坡固より論するに足らず、故に學者東坡を俗儒とする識見あるに非れば聖賢の地位に至り難し 徒に詩賦文章を善するを希ふ者死に至るまで眞儒たる能はず、

淺野侯内匠の遺臣高家吉良氏を殺す、その翌日跡部光海來り謂て曰、先生未だ聞ずや

赤穂の遺臣四十七人復讐の事あり、直方曰子が言謬れり、遺臣の吉良氏に於ける何ぞ之を復讐とするの理あらむや、遂に柳宗元が駁復讐議に本づき、四十七士の所爲は上を陵ぐ者と爲す、

直方初め父に繼で結城侯に仕へ俸五十口を受く、元祿中致仕す、鹿橋侯延て師となし毎年百金を餽る、其邸に住する二十餘年、致仕して神田紺屋町に在り、享保四年八月唐津侯に進講す、疾暴に起り翌日遂に起す、享年七十麻布瑠璃光寺に葬る、法諡二貫了道居士といふ、

淺見綱齋

淺見安正通稱重次郎綱齋と號し、又望楠樓と號す、近江の人なり少くして山崎闇齋に従ひ、學行俱に進む、後闇齋が敬義内外の説に附隨せず又神道を喜ばず、之に依て終に容れられず、闇齋が神道を唱へしより門人小子靡然として此に赴く、而して堅く齋

説を執て動かさるもの綱齋及び佐藤直方三宅尚齋等のみ、(綱齋直方向齋は闇齋門下の三傑と稱せられたり)、

綱齋初年咯血を患ふ、闇齋課業を督して少くも假貸せず、槇某闇齋に謂て曰、彼病輕からず請ふ姑く業を緩くして以保養するを得せしめよ、闇齋可ず居ること幾くもなくして病癒也、闇齋曰死生は命なり奈何ぞ之をして其志を折かしめんや、

綱齋天性慷慨新に褐を侯門に解を以潔しとせず、故に貧骨に徹すれども敢て祿の爲に仕へず、門人三宅觀瀾出て水戸侯に仕ふ、以爲く其志祿の爲にして道の爲に非ずと即ち書を贈りて之と絶つ、其靖獻遺言を撰みしも亦寓意ありてのことなりといふ、綱齋武事を好み馬を馳せ劍を試るを常事とす、其帶る所の劔鏢に觀瀾が篆書の赤心報國の四字を鐫す、綱齋直方と友とし善し、然るに曾て直方が親喪未除す出て仕るを面折し、是より遂に絶交す、正徳元年十月卒す、其生承應元年八月を距る六十歳、

三宅尚齋

三宅重固通稱儀左衛門後丹治と改む尚齋はその號なり、播磨の人、年十六にして父重直世を捐つ、十九歳の時山崎闇齋の門に入り専ら儒學を研鑽す、後江戸に來り帷を垂れて徒に授く、遂に阿部侯の辟に應ず、元祿中將軍綱吉公侯の邸に臨む、侯尚齋をして論語を公の前に講せしむ、乃ち時服の賜あり、

尚齋闇齋に就て學ぶこと三年にして闇齋歿す、乃ち佐藤直方淺見綱齋に就て疑を質す二人之を待つに友を以し互に相切磋す、

尚齋阿部侯に仕る忠直誠を盡す、居ること十年言行はれざるを以疾に移して致仕するを請ふ允さず、猶屢請て己ざりしかば是を以罪を得忍に幽囚せらる、實に寶永四年也、尚齋の友三輪執齋細井廣澤等之が爲に救護すれども能はず、越て三年赦に會て放たる、是に於て西に去て京師に之き儒を以業と爲す、晩に培根達支の兩學堂を勘解

由小路に起す。私に大小學校に倣ふと云。

尙齋氣質豪壯その幽囚中に在る泰然自若たり、乃ち謂ふ古人は刑せられて尙能書を著す、吾亦何ぞ手を拱して死を待たむや然れども獄中筆墨を得べからず、因て臂を刺して狼毫録三卷を血書す、其中祭祀來格説一卷門人山宮仲淵之を梓行す、尙齋が獄に在る阿部侯人を遣はし之を察せしむ、尙齋詩を作り之に示して曰、

富貴壽夭不二心。但向面前養誠心。四十餘年學何事。

笑坐獄中鐵石心。

尙齋の京都に在るや公卿及び侯伯の從て遊ぶ者多し、土州侯請て師となし招かれて江戸に來る、居ること半年其家老山内矩重卒するに會す、此人尙齋の知音なり、是に於て辭して京に歸る、晩年復江戸に來りしとき舊主阿部侯之を延見し往事を談じその忠直豪壯を嘆美す。

尙齋佐藤直方と交誼最も厚し、然れども其所見未だ必しも同じからず、直方が四十六

士論を評して曰、人をして至誠惻怛の心を消滅せしむるの論なり、

尙齋程朱の説を守りて其己に異なるを容れず、而して陸象山を祖述する所の三宅石菴、王陽明を喜ぶ三輪執齋、神道を奉ずる玉木葦齋を友とし交はりしは、舊交を絶つに忍びざりしを以なりと、又石菴執齋は屢尙齋の爲に論難せらる、然れども猶毎に尙齋を稱して温厚の長者となせり、

一老嫗野狐の爲に斃さるゝあり、其邑正幸助といふものは尙齋の甥なり、尙齋幸助を責て曰、汝何ぞ一村の狐を驅て之を塵殺せざるや、幸助即ち捕獲の準備を整へ明日大に丁壯を發し遍く其巢窟を掃かんとす、而て半夜窓外に惡狐既に河上に斃れたりと呼ぶ者あり、即ち人をして之を見せしむ果して死せる狐あり、蓋し衆狐之を殺し以其冤を免るゝなり、尙齋乃ち屠者をして其皮を剝がしめ常に其上に坐す、時として之を鞭て曰、毛族何ぞ萬物の靈を害する、

尙齋寛文二年に生れ寛保元年正月年八十にして没す、門人久米訂齋等相議して曰

先師不幸にして後なし、師の神主及び狼彙録は之を埋めて他日人の爲に汚さるゝ無きに若かず、留守退藏獨り不可と爲す、然れども衆議已に決し乃ち新黒谷光明寺向齋の墓側に埋む、その翌寺僧來り報じて曰、昨夜盜ありて先生の墓を發く、野納見て之を誰何すれば賊劍を抜て恐喝せり、野納恐怖す彼その意を恣にして去、墓中何の財寶ありしやを知らず、女婿訂齋額を懸め曰是必ず留守退藏が爲す所なり、往て檢すれば果して神主と狼彙録とを失へり、

森不染居士

森尙謙字は利涉通稱龜之助不染居士と號し又儼塾と號す、承應二年閏六月攝津高槻に生る、少きより學を好み始福住道祐に従ひ次に松永昌易に學ぶ、二人皆之を異とす、居士の父は刀圭の術を以永井侯に仕へ高槻に在り、その父没せしとき居士年二十六、父の遺命に依り高槻を去り京師江戸に遊學する凡そ七八年、業大に進む、此時に方り

水戸の義公海内文學の士を招致し國史を編輯す居士召されて之に赴く、史局に入り其事に與かれり、

居士才能多し醫術兵學擊劍みな其要を得、釋典に至りては之を研究する年あり、嘗て護法資治論十卷を撰述す、謂く儒佛並び存して相恃らす、その友安積澹泊之を非斥し速に之を火中に投じて禍を貽すなかれといふ、從はず、然れども澹泊との心交終始變せず、享保六年三月享齡六十九にして没す、澹泊墓に記して曰「余と交最も熟し毎に相箴規す、而して今は亡し、夫の世の露草たる者、毀譽愛憎に出で藏否權衡を失す果して孰が得にして孰が失ぞや、君の若き者今多く得べからず、豈人の能しがたき所を兼ねる者に非ずや」と、

安積澹泊

澹泊字は子先通稱覺兵衛、老圃、澹泊齋はその號なり、別に老牛居士と號す、その祖

覺兵衛正信大阪夏の役小笠原秀政に屬して戦功あり、後水戸に仕ふ父繼で祿を食む、澹泊之を襲ふ、本と角兵衛と稱す義公以爲く其器祖父に減せず、乃ち命じて今の名に改めしむ、屢々祿を増し班を進め番頭に至る、初め十三歳の時、江戸に來り朱舜水を師とす十五歳の時痘を病みて水戸に歸る故に親く句讀を受たるもの孝經小學論語のみ然れども長するに及びては博學能文にして尤も史學に通ず、乃ち彰考館に入り大日本史編修の總裁たり、其紀傳二百四十六卷は享保五年を以て脱稿す、前後此業に與かるもの數十人、而して澹泊の功多きに居る澹泊老て愈壯なり、その烈祖成蹟を著せしは七十二歳の時なり、

澹泊令名都鄙に振ひ、その書を修め益を請ふもの枚擧すべからず、而して謙退自ら卑く其親く提誨する所の者に於てすら、敢て弟子、以之を視ず、其意に謂らく吾安んぞ能く人の師たるに足らむと、其結構する所の詩文亦必ず稿を人に示して正を乞ふ、一字の誤すべきものあれば輒ち之を改む、人みな其雅量に服せりとぞ、

澹泊程朱の學を主とすれども亦敢て膠柱の陋見を持せず、徂徠南郭金華白石鳩巢の等諸名流と屢書を通じて交を爲す、其白石と徂復の書牘を集め冊を成せしものを新安手簡と題し、世に行はるゝは吾人の知る所なり、

水戸義公の時に於て彰考館文學の士を網羅す、公の薨じて後名彦相尋で凋落す、然も澹泊獨り存して世の期望する所たり、徂徠か澹泊に與る書中に曰、先侯業已に世に即く、一時鄒枚の輩墜落殆ど盡く、而して足下獨り朱先生高第の弟子を以、巋然として以存す靈光の如きあり、初め澹泊夢に野水月縱横の句を得、義公分て韻と爲す近臣と同く賦す、公は月の字を探り得たり、

雲收月明衆星稀。仰見文苑一輪月。

此句澹泊の前途を豫言せし者の如し、

澹泊元文二年十二月を以没す、春秋八十有一、

新井白石

新井君美小字は勘解由名は嶋白石と號し又錦屏山人と號す、江戸の人なり、父正濟は常陸の人江戸に來り久留利侯土に事ふ白石明曆三年二月十二日を以生る、三歳にて字を書し六歳にして書を讀む、其長するに及びて器識凡常ならず、浴聞博識和漢古今の典故に通曉す、著述する所の書善く國字を以是を紀す、有用の文字ならざるはなし、故に諸友と往復したる書翰と雖も皆以天下後世に傳るに足る、詩も亦當時の名家たり江村北海之を稱して錦心繡腸咳唾珠を成し嘖語も韻に諧ふものと爲す、白石七歳の時父母之を拉して演劇を観る、家に歸りその記憶する所を語るに次序を違ふこと無く遺忘する所なし、初め父に従て久留利侯に仕ふ、二十一歳の時父と共に官を辭す、貧甚し、人或は之に醫を業とし若は手習師匠となりて給を取るを勸む、白石肯んせず専ら經史を研究す、時に河村瑞軒素封の聞あり、藏書亦多し乃ち之に就て

借覽す、瑞軒白石の風采面目の凡ならずして他日青雲に翱翔すべきを知り、其女を配し納て以婿となさんとす、白石復出て他家を繼ぐを不可として肯んせず、白石對馬の西山健甫と友たり、十六歳の時その作る所の詩一萬首を録し健甫に因て韓客の評を求む、韓客請て接見し遂に其序を作りて之を褒揚す、白石後木下順庵の門に入る亦健甫が之を介するなり、白石久留利を去て後堀田侯に遊事す、居ること十年亦志を得ずして去る、此時に方りて青銅三百文米三斗あるのみ、曰此の如き未だ俄に凍餓すべからずと、意氣聊も挫折せず、順庵白石を加州侯に薦めんとす、岡島石梁は加賀の人にして順庵の門人なり此を聞て戚然として白石に語りて曰、予遠遊茲に數年、頃家書を得たるに老母漸く衰頹し閭に倚て予が歸るを待つと、一念至るごとに百感心に讚る、若幸に吾先生の先容に頼て加州藩に仕るを得ば吾願足れり、白石即ち順庵に此言を告げて曰、予仕を求む何の國をか擇ばんや、請ふ予を措て先彼を薦められよと、順庵歎じて曰、世衰へ道

徴にして日に澆漓に入る子が如きは絶て無くして僅に有るものなりと、乃ち石梁を加賀に推薦す、後二年即ち元祿六年白石を甲府に推擧す、時に白石三十七歳なり、幾も無く甲府侯入て將軍家の嗣となり、次で征夷大將軍の職を襲はる、即ち六代家宣公是なり、白石寵眷殊に渥く祿を増し秩を進め、從五位下に叙し筑後守に任す、正徳元年儒臣にして叙爵せしは徳川氏烈祖以來唯林大學頭あるのみ、白石その學その才非凡にして又文昭公の知遇を得ること此の如し、然も猶人に對して謙退益を求むるに汲々たるは、安積澹泊に與へし手簡に依て知るべければ、今左にその一節を抄す、

應和の後錢文見へ候はぬ事に付仰を蒙り候趣にて、年來の疑をも決し候様に存じ奉り候、中思ひがけざる事にて御教示により此新得之あり候、すべて一事の事に候とも未聞未見の事を承はりもし見も仕候は、是に過候樂なき事に候、然るに毎々御庇蔭にて愚者の得之あり候事謝し盡し難き仕合にて候、固より淺陋の質之に加ふ

るに晩學の事、殊には壯年の日まで官游東西に心を用ひ候て、涉獵の暇なき身に御座候所、存じ懸ざる事により前代遭遇の後には、又夫に付候事にて靜ならぬ事のみ之あり候ひき、數年以來投閑斯生の幸ひと存じ、人事を謝絶し舊業を修し候を樂み候へ共、實に獨學固陋その上家書も乏しく、目前の事に候はむも知れ兼候事多々のみに候、其後とても毎事請問の事候はんに御厭棄之なく候はん事仰ぐ所に候、又曰上 某事は殊の外なる晩學の者にて、平之丞順庵へも當地へ參られ五六年も過候頃より出入仕候程の事にて、年盛には諸方わたり奉公仕、差あたり候奉公にのみ暇なく候て暮し候、故に収しめて學文など仕候事に之なく候、不慮に前代へ召出され夫よりしては役義に罷成學業つとめ候はでは叶はざる様に成候へ共此時分より病身に罷成はか取申さぬ内に、段々御取立に逢學文も又わきに成候て、終に學未熟にて今日に至り申候、是により手前の事だに足候はねばまして人に指南など仕候に違あらず候、故に門人など申沙汰にも及ばず候き、件々御尋の事に付

長物語ながら筆に任せ候、
 此を今の學者の倨傲敢て人に下らず、互ひに相漫罵するのみ毫も益を請ふに心なきに
 對比して、古人の朋友相切磋することを求むる如何に急なりしかの一斑を觀るべし、
 白石の遺文未だ稿を脱せざりしもの一百六十餘部と稱す、既に世に出たる者の中に於
 て藩翰譜、讀史餘論、東雅、采覽異言の如き久しく世に行はれ人の珍藏する所たり、
 その國文漢文の著多き中に於て、左に義奴平八の事を記すと題せる一文を和譯して掲
 録す、是其記事の明晰にして事名教に關する一大文章たるを以なり、

記二義奴平八事

國家驛傳の制、沿路州郡の守宰驛遞次舍供頓等の事を掌る、總て執憲司會の職各一員
 を以兼領せしむ、延寶四年丙辰の夏東路旱傷し驛戶凋弊す、官金穀を發し賑貸す、
 每驛金三百兩糧米一百七十石、本管の州郡に委し毎年出舉し、其息利を以分頭量給す、既にして東海
 濱名所管白須賀驛、郡符旨に違ひ導行を肯せざる爲實惠に霑はざるもの十有八年、

元祿六年癸酉夏秋の交、旱疫並び行はれ人亡び馬斃れ役を爲す能はず、是に於て驛
 民狀を具して申訴す、衆その長を推し官に赴て以聞す、官乃ち本郡に於て陳告
 するを聽す、衆皆危懼して曰我郡命に方り民積弊に苦み以官に訴ふ、官輒ち郡に
 下し分理す、是肉を餓虎に饒ふなり、蓋し賂を受け之を庇はんと欲するのみ、或は
 吏に請て其言を反する者あり、明年甲戌の春正月、郡認るに誣告を以し驛長を獄に
 繋ぐ、驛長家生の奴あり時に年十八、旦夕入視其側を離れず、飲食を給し言聞を
 候する者九十日、郡忽ち奴を縛し拷問し首謀人を告狀せしむ、奴實を以告す、郡遂
 に驛長を放逐し郡下及び本管地方十里内に入るを禁じ、田宅資財盡く皆籍沒す、
 驛長の家人奴婢多からずとせず、一人敢て之に従ふ者無し、唯其家生奴、主及主母
 主婦と俱に去て三河鳳來寺山下に寓す、一家四口身を裸にして來り饑寒交至る、
 主家の族人も亦皆官を畏れ敢て顧恤せず、主婦の家稍々米粟を以給す朝夕に及ば
 ず、奴乃ち錢を人に借り魚鹽及瓦缶の屬を販ぎ、錢空しければ則ち賣傭以其奉養に

供す、十一年戊寅秋八月次相源君昌尹米倉丹使を奉じ、西上し路三河を過ぐ、奴道に伏て主家の冤枉を邀訴す、居ること數年鳳來寺の僧將に都下に赴かんとするに會す、奴之が備隸となり、因て其僧に託し以赦帳に附を得たり、赦帳に附とは國家の赦例、祖宗の爲に冥福を追崇し大いに齋會を設るの日毎に之を行ふ、期に先ちて凡罪を犯す家族會場に赴き因て赦除を請ふ、導師具に其姓名を帳籍に注し官に申送す是故常なり、十五年壬午五月主家赦に會ひ還るを聽さる、而して其田宅既に官沒するを歴たれば、還んと欲するも所無なし奴又人の爲に備はれ而來數輔相藤君喬知秋元但を衙門外に邀へ狀を以申訴し且沒する所の田宅を請ふ、藤君乃ち本管の官府に命じ陳告せしむ、官引照を給して本部に回し主家の族人に責保す、主從其所在を去り冤枉を叫訴するを聽さず、蓋し官之を指使するなり、寶永五年戊子秋八月藤輔相皇京より歸るの日、奴中路に邀へ泣訴して言て曰、初め家主誣られ竄逐九年赦に會ひ還るを聽さる、奴其還る所なきを以公に稱訴す、再び罪を得て禁錮せらる

亦既に五年なりと、藤君之が爲に惻然たり、赤坂驛に引來り給するに食を以し之を還す、且其人に言しめて曰當に赦帳に附べきのみと、奴因て都下に赴かんと欲す、自ら慮るに若情を以主に告れば必や保人に拘留せられむ、遂に逃れ去て食を路上に乞て來り、復出て藤君に訴ふ、君面諭して曰、官各職あり當に本管の官府に告べし、君亦某官に屬す、官責るに健訟を以し之を逆旅舎に禁する一箇月、乃ち斷ずるに籍沒の財産は赦に會ふと雖も放免せざるを以論ず、奴更に念ふ素情遂げざれば歸望も亦絶ゆ、賣て他家の奴となり得る所の備直は以本主衣食の用に充るあるを要するのみと、遂に逆旅主人に因り自ら鬻ぎ、城東豆腐を賣る家の奴となる者五年、頗る豆腐を作る法を得後去て城西豆腐を賣る家の備作たるもの三年、文廟嗣位の初即ち明旨を下し、寛政を行ひ罪あるを赦し事の民を妨るを去る、先づ藤子を補する者七百三十一人之次で罪あるを赦す者八百三十一人逆貨を鬻く者數萬計、使者を分遣し海内患苦する所を問ふ、因りて諸路の水馬驛遞運所は承平日久く事務日に多きを以、近驛の郡邑亦或は之に因て以

罷弊するを聞き、乃ち有司に命じて其利病を議し復司會貳職二員を置き參詳せしむ
 正徳壬辰の春三月驛傳の令を改修す、是歲東海の一路徑役減する所之を前歲に視る
 に、人夫たる者一十二萬二千五百八十九、馬匹たる者四千八百二十三、他路亦之に
 准す、前歲東海一路驛役夫一十三萬五百 五年乙未の冬十月府中聚會す、憲使某同列に語り
 て曰、比年以來人あり行豆腐を販ぐ、某を見る毎に輒ち擔を下し道に伏す、色常に
 凄慘煩冤を苦み以自ら明にする無き者に似たり、諸君亦之を見る乎、某官曰是
 奴故主の爲に屢冤を以告るもの事累改を経て案移すべからず、且没する所の田宅
 を請ふ其情測るべからざるなり、憲使復參郡官に問て曰、君等以如何と謂ふ、菅君
 美雅 萩原源 曰鄙職未だ事由を審かにせず、憲使其枉あるを疑ふ當に理せざるを得ざ
 らむのみと、衆皆以然りと爲す、乃ち奴を召て其狀を勘問す、悲憤口言ふ能はず、
 憲使乃ち菅君に委し更に辨究を加ふ、菅君因て私庭に引き階を叩いて徐ろに問ふ、
 其言疑ふべき者なきが若し、參るに都下前後主家の言を以す、二人皆稱す未だ始よ

り其事情を知らざるなり、然と雖も彼其人となり誠信必ず其他靡らむと、乃ち本郡
 に移し諮詢追問するに至り具に其實跡を得たり、郡且報じて曰家産を籍没し其田園
 は則ち抄割官に入り、宅舎は則ち某人に賣與す、某官堅く前職を執て曰、籍没の財
 産未だ放免の例あらず、若其請所を聽さば價に依て收贖せしめん、菅君駭して曰籍
 没財産赦に會ふと雖も放免せざる者、本罪を犯すに依て論ず、罪なき豈其産を没す
 べけむや、且價に依て收贖するは猶贖刑のごとくなり、舊冤既に白し今日却て贖を
 輸するを斷ず、未だ何の條例に據るを知らずと、衆亦疑て以爲く奴の本情未だ測
 る可らずと議果して行はれず、明年丙申春閏二月官遂に斷じて曰、籍没の家産
 官に在る者は贖還を聽し私に在る者和買を聽す、其估贓の若きは則ち官は本管地
 方當時下等の物價に據り估計す、和買亦其原價に過ぐるを得ざる者なりと奴泣謝し
 て去り即ち本郡に赴き先其田を問ふ、應に價金二十一兩を用ゆべし、始め驛長其民
 の爲に罪を郡に獲たるより此に二十四年前に郡を爲る者亦罪を以落職し、其後郡に

任する者は前符に欽み選ひ賑給法の如くす、是を以驛戸の人皆彼の冤を憤りて之を
 徳とせざる者無し然れども奴年少の時主に從て去り屢々罪を官に得、且其主家を逃
 れ主家族人も亦猶之を疑ふ、其他相識以錢物を交もべき者なし、奴自ら懊恨して都
 下に歸る、前後の主之が爲に相識し、各家財を出し以假貸す、奴乃ち官に請ひ官依
 准す菅君人をして之に問はしめ曰、田ありて宅なし汝が主焉にか歸る、曰敢て望む
 所に非るなり、其人曰官既に之を許す何爲ぞ爾云や、奴即ち歔歔涙を掩て曰、嘗
 て之を聞く宅價三十金、我力の能及ぶ所に非るなり、菅君聞て嘆じて曰哀哉、
 適京師の商客君が家に來る者あり、竊に奴の言を聞き感泣して去る、他日奴亦其
 宅を請ふ、蓋し京師の商其裝囊を分ち之が爲に周濟するを以の故なり、未だ幾くな
 らず菅君遷りて他職と爲る、是歲夏四月章廟昇遐、上文廟の遺旨を以入て大統を
 嗣ぐ、秋七月奴恩を官に謝し且請て曰幸ひに鴻澤に沐し本主歸るを得たり、然と
 雖も後主たる者なかりせば奴亦此に及ばず、且夫田を買ひ宅を買ふ實に衆力の助る

所に頼る、恩に報じ施に報ずる豈能一身の任する所ならむ、伏て欽裁を請ふ奴今得
 る所の者並に本主に還すを聽さんことを、本主今年六十有四流離の際殘喘僅に存す
 別に一人を差し奴に代り業を修め、上は公役を課し下は私養を給す、奴は自ら嚮ぐ
 始の如く都下兩主の間に周旋進退し、歳に顧錢を得宿債を償はん、是區々の志恩
 に報じ施に報ずる所以の私願なり、有司此に至り則ち始て其己が爲に謀るに非るを
 信するや、乃ち具に事狀を聞き實封啓聞し、且奴自ら本主の田宅を贖得せり官府金
 を出し、其實價に照し以給還するを請ふ、冬十一月旨あり請を准す、
 嗟呼奴は賤役なり、君臣の大義あるを知るに非ず忠信義節の世に稱せらるゝ所以あ
 るを知るに非るなり、而して其行ふ所を考るに寧命の愚妄嬰の順亦何ぞ加ふるあ
 らむ豈賢ならずや、蓋し彼二子の如きは世の所謂世臣巨室、當に其君と休戚を同く
 すべき者なり、奴が其主に得る所は一飯一衣のみ、固より爵秩祿俸以その報禮を望
 むべき者あるに非るなり、後の士君子爵隆からざるに非ず祿厚からざるに非ず、信

任寵遇專且優ならざるに非ず、而して其君に事の所以や阿諛迎合唯身を是謀る、利の在所その義を顧みず、恩を忘れ徳に負き容を當時に求む、苟も其心を推す凡奴處る所は皆深く避て肯て爲ざる所の者なり、獨り恠む古への忠臣烈士義に仗り節を勵み其能身を全くし以君を濟すに至ること、奴の得る所の若き者幾ぞ希なるは何ぞや豈其誠の未だ至らざる耶、抑も亦命の然らしむる耶、孔子曰十室の邑必ず忠信ありん、又曰匹夫志を奪ふべからず、先民亦言あり曰、匹夫にして百世の師たり、嗟乎人の臣たる唯其身あるを知り其君あるを知らざる者、奴の風を聞き宜く少しく愧ることを知るべき哉、奴名は平八其姓氏未だ詳ならずと云、享保二年丁酉正月之望、前筑後守源君美書、

入貢の琉球人白石詩草を得て歸り遂に之を清國に致す、清の翰林鄭任銓自ら寫して之が序を作る、此本復琉球を経て日本に至り終に白石の手に落つ、白石之を珍藏す、而して序中白石を指て新堪と書す、此勘と堪と音相近し新井勘解由を誤り傳へ而して略

して之を稱せしなるべし、

白石詩才亦天縱たり、其精工當世敵なし、然れども自ら經世を以任と爲すが故に、詩工妙に至ると雖も固より人に教ゆるを欲せず、門人と稱する者も稀なり、田鶴樓獨り詩を以弟子と稱す、白石之と交態終始渝らず、佐久間洞巖に與ふる書中に曰、吾故人田鶴樓に如くはなし、中秋の月三十一年必ず偕に之を賞す、今年亦二子を携へて來る詩あり云、『滿堂明月中秋色、歸路清風十里程。』

白石嘗て鶴樓に謂て曰、南郭先生名譽甚だ噪し、余往て一たび見ること欲する者年あり、然れども一旦簡拔せられて内班に居る則ち私に處士の許に造ることを得ず、彼亦既に名家たれば延致すべからず、故を以今に至て果さず豈遺憾ならずやと、鶴樓曰は何の難きことか之あらむ、予請ふ紹介を爲し明日之を先生に見わしめむと、乃ち南郭を過り語るに此言を以す、南郭喜び即ち鶴樓と共に來る、白石辰を倒にして迎へ入らしめ遂に交りを定むといふ、

享保十年五月十九日疾を以卒す、享齡六十九、鳩巢文集に白石墓記並銘を載す、その志行履歴略見るべし、淺草報恩寺中白石の墓あり、石方僅に尺餘、正面新井源公之墓と題し、左側唯筑後守從五位下諱君美年六十九享保十年五月十九日卒の二十四字を記するのみ、

室鳩巢

室直清字は師禮又汝玉通稱新助、鳩巢と號し別に滄浪と號す、備中の人なり、幼きより文籍を嗜み倦むことを知らず、年甫十五出で、加州侯に仕ふ、一日侯命じて大學を講せしむ、義理明暢なり、侯以器とし乃ち京師に到りて業を木下順菴に受けしむ是より學益遂く文愈進む、順菴門下俊秀其人に乏しからず、而して皆鳩巢の爲に席を讓るといふ、正徳元年幕府に辟され侍講となり祿二百石を賜ふ、鳩巢五十四歳の時なり、鳩巢の名は其金澤に在るとき嘗て廢屋を買ひ之に住す、因て扁するに鳩巢

を以し遂に以別號と爲す、

鳩巢と徂徠一派の徒と互に相輕す、金華門人一日來て鳩巢を見、其得意の文一篇を出して之を示し且刪正を求む、鳩巢讀過して善と稱す、金華強ちに正を乞ふ、即ち二十字を削り更に五字を益す、金華喜すして去る、翌日に至りこれを南郭に質す決するを得ず、遂にこれを徂徠に質す、徂徠鳩巢が竄改する所のものを視て曰、此の如くにして後文を成すと、是に於て其徒始て鳩巢を重んず、

赤穂遺臣の復讐の事、鳩巢獨り之を稱贊し紀して義人錄といふ、又その鈴木貞齋に答ふる書に曰、赤穂義士の事世儒の論異同あるもの、亦其學近裏の工夫を闕き自家惻隱の心を認めざるに由る、誠に來論論する所の者の如し敬服、と今に至るまで世皆義士を以四十七士を稱するもの鳩巢より始る、享保十九年八月十二日歿す年を享くること七十有七、

三宅觀瀾

三宅緝明字是用晦九十郎と稱す、觀瀾はその號なり、京師の人、觀瀾始め淺見綱齋を師とし後木下順菴に從て學ぶ、嘗て楠子の墓を拜する文を作る、鶴飼金平采て水戸義公に上る、公見て感稱し乃ち召て國史編修總裁となす、正徳二年白石の薦に因て幕府に登用せらる、梁峴巖が祭文に曰、文章典雅賁るに藻火黼黻を以す、楠子の碑陰に書する少時の作に出ると雖も、既に以養ふ所の深粹にして、志氣精采の鬱勃を見るに足れり、宜なる乎蚤く水府に譽ありて史筆の冕鉞を司るや、館僚安積栗山の二子材賦ありて博物、且尙退舍英華をして擅に發せしむ、
正徳元年韓使來聘す、儒者その館中に就て唱酬を爲すもの甚た多し、七家唱和集蓋し之が最たり、然も多く詩にして文を以せずその間文ある亦尋常のものゝみ、詩には高玄岱が三百九十韻室鳩巢が二百二十韻祇南海が百五十韻の如き、大作なりと雖も要

祇園南海

するに無用の冗語未だ必しも自ら誇詡するに足らず、觀瀾特に群を出て専ら經義を論じ古今を商量す、其辯論力あり、
觀瀾享保三年八月年四十四にして歿す、その壽を得ざる著書あるも多く世に傳播せず是を以其名も亦大に擧らず、然れども其學問文章は當時名家の並びに稱する所たり、徂徠が蕞震菴の文を稱して曰、宋人の文を習ふ其結構する所を視るに東涯觀瀾の下に出ず、又梁田峴巖が桂彩巖に與るに曰、物徂徠は老たり、弩末稿に入る能はず、又藤煥圖を奪ふ左右の手を失ふが如し、室鳩巢醉乎たる古先生澹泊自ら守り闘心なし、宅觀瀾は幟を駿臺に樹て堂々正々の威、殆ど牛門をして關を塞ぎ敢て東して馬を飲はざらしむ、不幸にして星隕つ勝て嘆すべきなり、

南海名は瑜又正卿字は伯玉通稱與一郎、南海と號す又鐵冠道人、觀雷亭みなその別

號なり、紀伊の人、延寶四年に生る、

南海業を木下順菴に受く、幼きより才調匹儔稀なり最も詩に長ず、年甫て十四、白石の南山、霞沼、笠洲と雨森芳洲の寓居に集まり、即席逸馬有三歸思を賦して曰、

遠逐將軍二度雪山、九秋大漠劍華間。胡塵四起風悲塞。

羌笛一聲月照關。却恨曾逢伯樂顧。長傷未得旋頭閑。

沙場幾歲摧毛骨。何日華山休戰還。

滿座みな驚歎す、白石曰此詩雄渾悲壯以後來斯文に任ずべきを下するに足ると、又嘗て一夜百首を賦す時に年十七八、人或は疑つて宿構となす、乃ち客を延き席上題を立て飲酒談笑、而して日中より夜半に至るまで百首復成る、一句の前詩と重複するなし是に由て名隆四方に振ふ、

南海管に詩に長ずるのみならず、其文に於ても亦非凡の才藻を觀る、左にその觀雷亭記一篇を録す、
原漢文

予湘雲居の丙方一亭、遠望寸碧を得、螺黛煙鬟雲際に依稀たるは藤白なり、藤白の山西海磯に枕み東大嶺に連り、迤邐數百里、夏月雷雨の過る大率此方よりす、其暑氣塊鬱烈火金を鏢す、殷其の聲杳として東隅に起る、景申に及び狂飈沙を捲き崩雲驟の如く暴雨河を翻し、雜るに氷雹を以す、乖龍恍惚として反戰し、金蛇萬道掣電壁を劃す、俄にして霹靂山を破る瞬息千里、香車轆々南海に走る、是に於て軒を開き柱に倚り坐し以觀望す、遠き者八九里近きもの二三里、我膽氣之が爲に鼓舞し飛颺揚々天外に飄騰す、其壯や戰ひを涿鹿の野に觀、潮を浙江の津に望み、洞庭樂を張り雲夢獵を校すと雖も何ぞ能く過ん、宇内第一の奇觀と謂ふべし、須臾雨止み雲散じ、長霓海に飲み涼蟾天に在り、爽籟鬢を吹き慮を洗ひ魄を濯ふ亦雷の賜なり因て之を榜して觀雷と曰ふ、客過覽て訝る者あり曰、吁異なる哉子の亭に名くる、吾聞く雷は天の怒なり、故に之を聞く者怖て避ざるなきなり、聖人猶且之が爲に變ず、今子反て以奇觀と爲す、乃し人情に異なる者無からん耶と、子笑て答て曰、客

亦所謂一を知て其二を知らざる者のみ、雷本天の怒に非る古人既に之を辨ず、聖人
 戰兢の至其戒慎豈惟雷のみならむや、其既に疾風迅雨亦必ず變ずと謂ふ、風雨豈是
 亦天の怒ならむや、夫雷也天地間の一物、夫の日月星辰風雲雨雪と同一是造化の使
 令日月なり星辰なり風雲なり雨雪なり、未だ疑懼する者あるを聞かず、獨り雷に至
 りては則ち疑て以恠物と爲し恠み以之を怖る何ぞ其惑へるや、後世に至り腐譚の
 士、千言萬語理を以雷を説く亦是癡人夢を語るのみ、吾古人の文辭を觀るに、觀日
 の壇あり觀星の臺あり、玩月と謂ものあり望雲と謂ものあり、賞雪と謂ものあり、
 雷豈獨り觀るべからざる乎哉、抑も亦月雲は愛すべし故に以玩望す、雷や徒怖るべ
 きのみと謂はんか、天下怖るべき者亦甚多し、外は則ち功名利祿内は則ち智術忿
 争、旁ら酒色佚遊、鱗海の舟船、羊腸の車馬に至るまで、一たび其常を失へば禍ひ
 踵を旋さず、其疾こと震雷に過たり、子乃ち其禍ひを必然に顧みず、反て震雷を萬
 一に怖る亦戻らずや、客答へずして去る、書して以記と爲すと云、

白石南郭の如き詩名世に高く、一時の俊才多く其下風に立つ、南海碌々として人に風
 するを欲せず故に敢て此人々に私淑すること無し、たま〜詩盜の判を録する文を作
 り、一儒生詩を作る必ず古人の句を剽竊す死して罪を冥司に得たる事を記す、是寓言
 にして當時の名流を指彈したる戯文なり、南海又濶を善くす、曾て宋の沈無名が畫譜
 を儲藏す、是時池貸成大雅堂畫に志す、南海之に謂て曰、子畫を學ば、當に士夫畫を
 學ぶべし、乃ち之に貽るに無名の畫譜を以す、貸成喜んで之を模す、その愛慕の餘り
 自ら名を改めて無名と稱せり、
 南海寶曆元年六月年七十六にして歿す、

佐藤周軒

佐藤廣義通稱勘平、周軒と號し晩に塵也と號す、江戸の人なり、その遠祖新九郎信清
 織田右府に屬し戰功あり、而後世武を以家を成す、周軒文學を好み後藤松軒を師とす

少年のころより志節堅貞なり、曾て京師に遊學せんとして伏水を過ぎ伯母の安を問ふ伯母は家頗る富み、周軒に至るを喜び且その篤志を感賞し、黄金一百兩を贈て曰此を以修學の資糧に充てよと、周軒辭して受ず曰汝ち辭する勿れ我兒放逸蕩散にして將に産を傾げんとす、其濫費燕樂に供せんより、寧ろ汝ちに與へて有用の資となさんと、周軒益す辭して曰、嗣子此の如くならば別に貯蓄する所ありて不虞に備へざるべからず、余一介の書生貧なき固よりその分のみ但その恩惠を拜すること厚しと、遂に一金を受けず、

柳澤侯の新に封せらるゝや汎く天下の名士を招く、周軒三百石の祿を以聘せらるれども應せず、其出て仕る苟もせざるに在り幾くもなく小室侯即ち後の殿村侯なりに仕ふ、二十口糧の俸を受るのみ、

周軒人となり嚴毅剛直、初め儒を以仕へ後世子の傳となる、周軒の徽章は六輻輪なり世子少き時夜邸内を微行す、遙に六輻輪の提燈を望み輒ち曰合怕老來る盍ぞ避去ざる

と、疾走して館に入る、

世子立ちて精を勵まし治を圖り大に周軒を用ひ、擡て家老に任じ祿を増し三百石に至る、是時巖村の政嚴に規制を設け信義を守り、事細大となく衆と之を議し專斷を許さず、吏に姦匿なく民に盜賊なし、風俗淳樸上下和輯す、侯が閣老に任せられしは周軒與りて力ありといふ、

侯の妾家子を擧ぐ、妾を賀する者皆侯家の生母たるを以す、周軒獨り色を勵して曰爾今より後子あるを待みて驕恣する勿れ、侯家の禍福茲に在り、爾が禍福も亦茲に在りと、座に在るもの皆肅然たり、周軒著はす所四書小學參考各若干卷あり、その曾孫は一齋と號し別に一家を成す、幕末の碩儒たりき、

雨森芳洲

雨森東字は伯陽、東五郎と稱す京都の人なり、寛文八年に生、甫め十七八江戸に來

り木下順菴の門に入る、才藻卓異順菴稱するに後進の領袖を以て、後順菴の薦擧に依りて對州侯に筮仕し、文教を掌り恒に韓人に接對し韓語に通ず、韓人曾て戯て芳洲に謂て曰、君善く諸邦の音を探る而して殊に日本語に熟す、芳洲曾て梁田蛻巖に語て曰、玉露淵傷楓樹林の句、美は則ち美なり、我猿丸大夫が奥山に紅葉ふみわけなく鹿の歌、人をして感し易からしむるに若すと、而して徂徠は和歌を卑み三十一字侏僂の言道ふに足らず、左れば當時の儒者日本人にして其心を支那化せし者多し、芳洲卓然として其風尚に流れず、年八十一にして和歌を學ばんと志し、古今集を讀むもの一千遍自ら歌一萬首をよみたりといふ、又儒者當時の職名を雅ならずとなし、文之を記するに及び名號を換易す、濫稱實を濫るを以て後世讀者をして何の職たるかを判知するに困ましむ、幕末に至り有職の士宜く今の官名のまゝを書すべきを論せり、而して芳洲は既に茲に見るあり、其著橋窓茶話に對馬州文學原任用人雨森東と自署す、

萩生徂徠

芳洲もと徂徠と學派を異にす然も毎に書詩相通ず、橋窓茶話に曰、物茂卿余故人なり博覽文章域内比なし、第大綱上に於て差ふあり心實に慊焉たりと徂徠また芳洲を偉丈夫と稱せり、寶曆五年正月芳洲歿す年八十、

茂卿名は雙松、避る所あり字を以て行はる、通稱は惣右衛門徂徠と號し又護園と號す、江戸の人なり、父方菴幕府の醫員たり、延寶中事に坐して上總に流竄せらる、徂徠幼くして父に従て往く、徂徠が譯文笠蹄の題言に曰、「予十四南總に流落し二十五赦に値て東都に還る、中間十有三年日に田父野老と偶處す、尙何ぞ師友有無を問はんや、獨り先大夫篋中大學諺解一本を藏有するに頼る、實に先大夫仲山府君の手澤なり、予此を獲て研究力を用るの久き、遂に講説を藉す遍く群書に通ずるを得たり、又都三近に與ふる書に曰、始不佞茂卿幼くして書を海上に讀みしより蟹戸齧丁と是錯處す、疑義

ありと雖も其孰に從つて問決せんや、先生爲る所諸標註を得以之を讀に迫り迺ち曰是
 惠人なる哉、以知る其上總に在る師友なく書籍なし、然れども其天資警敏その江戸に
 還るころ業正に成熟し、遂に海内仰で泰斗の如くするに至りしことを、
 徂徠初芝に居りしころ一貧洗ふが如し、講經殆んど凍餓を禦ぐの謀を成すに足らず
 増上寺門前に豆腐店あり徂徠が貧にして志あるを憐み、日に雪花菜を贈る、後祿を
 食に至り月々米三斗を贈りて之に報ずといふ其貧想ふべし、

徂徠初め宋學に服しけれども中年以後別に一家の見を立て、痛く程朱性理の論を駁撃
 し兼て仁齋を非斥し、又明の李干麟に倣ひ古文辭を收め、先儒の文章は一切之を排し
 て未だ侏儒呶舌を免かれずと爲す、その豪邁卓識一世を籠蓋す、又その少時兵學を精
 修す、故に其褐を柳澤侯に解く亦兵學を以す、單に儒を以せず、晩年復好みて武を談
 ず、孫子解及び鈴録を著はす、熊本の碩儒蔭菴初て相見わし時、徂徠曰陣法行伍こ
 れ武士の究めざるべからざる所、而して子は西海の人必ず水軍に習はん、水軍は其何

を以策の得たる者とするや、遂に戦法を談じて晷を移し他事に及ばざりきといふ、
 徂徠一家の象棋を創造し以兵機を寓す、これを廣象棋と名く、其子百八十、局は則ち
 棋局を用ゆ、而て陣列軍伍攻禦守防一も備らざる無し工を極むと謂へし、片山兼山乃
 ち廣象棋譜に序して曰、命世の人執筆拮据の際と雖も、胸中別に悠々たる閑日月あり
 て優かに之を爲すと、信なる哉、

弟子韓非子を會講す論議鋒出せり、徂徠座に在り箝黙するのみ、春臺悦ばずして曰
 説の一ならざる先生何ぞ折衷したまはざる將或は紛を解くを得たまはざるにやと、徂
 徠氣を屏て曰、此書余嘗て成説あり將に明日を待て出して之を示さんとすと、而て其
 夜始て筆を下し全篇之が説を作れり、徂徠書を見て暮に向へば則ち出て擔簞に就く擔
 簞亦字を辨すべからざれば則ち入て齋中の燈火に對す、故に旦より深夜に及ぶまで手
 卷を釋の時なし、其平生分陰を惜む者率ね此類なり、
 某歲の元日南郭徂徠を訪ふ、徂徠方に几に隠て孫子を閱す、面垢洗はず髮亂れて梳

らず、新年を知らざる者の如し、即ち媚々として兵を談じて輟す、南郭竟に新禧を賀せずして辭し歸りしとぞ、

徂徠毎に自ら言ふ、熊澤の智伊藤の行ひ之に加るに我の學を以せば、則ち東海始て一聖人を出さん、

或は徂徠に問て曰、先生講學の外何をか好むや、答て曰、余他の嗜玩なし惟炒豆を嚙て宇宙間の人物を誣毀するのみ、或は宇宙云々を英雄を罵るに作る

徂徠の著書のみは字傍に訓譯を施さず、釋大典が葬遇録に載する朝鮮成龍淵の言に曰、貴邦の書冊行傍皆譯音あり此只一國に行ふべし、萬國通行の法に非ず、惟物茂卿文集

譯音なし、即ち此一事茂卿が豪傑の士たるを知るべきなりと、

近古の鴻儒鉅匠徂徠に如くはなし、後の學者激昂奮發竟に及ぶ能はず、然れども其瑕瑜得失は固より免れず、是を以字士新が論語考石川麟洲が辨道解蔽、五井蘭洲が非物中井竹山が非徴、服蘇門が燃犀錄等殆ど徂徠の膏肓に中る、此數者徂徠の益友と謂も

可なり、他の巧詆勝を求むるの徒未以徂徠を病しむるに足らず、

徂徠病間喟然として歎じて曰、吾下世の後遺文必ず將に行れんとす、海内實に我を知る者無し、我を知る者は惟東涯あるのみ、享保十三年正月十九日病を以歿す、年六

十三、芝三田長松寺に葬る、猗蘭侯其碑文を選み、葛烏石之を書す、工始て竣る遠近争ひ傳へ來て之を模榻す、長松寺は壽命山と號し、が徂徠を葬りしより後一に徂徠山と號す、

梁田 蛻巖

梁田邦美字は景戀通稱才右衛門、蛻巖は其號なり、寛文十二年正月江戸小川町に生る蛻巖生れて穎悟幼くして人見鶴山に學ぶ、漸く長じて才識高遠尤も詩に工みなり、

才既に絶倫にて研鑽の功を積み老に至りて止す、年二十六の時鶴山を介して新井白石に見ゆ、白石妄りに人を容れず獨り蛻巖の才を奇として之と交はる深し、

江村北海蛻巖が詩集を讀むに曰、譬へば猶崑崙の邱に上り歩々是玉、栴檀の林に入る
 枝々是香しきがごとし、詩此に至りて宜く遺論無かるべし、而て猶未だ善を盡さざる
 者ある何ぞや、蛻巖才を用る太だ過たるのみ、張茂先陸士衡に謂て曰、人常に才少きを
 恨む而て子は更に其多きを思ふと、余蛻巖に於ても復云、
 蛻巖既に伊洛の學を修め又神道を信じ、又博く釋典を讀む恒に言ふ宣聖の學東方の道
 乾毒の教、鼎足相恃すと、

蛻巖少時専ら武を談じ兵を説き、其古への勇將戰士を評するや、論議慷慨烈丈夫の風
 あり、言或は周瑜が赤壁謝玄が淝水、織田信長が桶狭間上杉謙信が川中島等の事に及
 べば、則ち腕を扼し劍を按じ躍如とし色飛ぶ、當世名けて覇儒と爲す、

蛻巖年四十八にして赤石侯に事ふ、是より先世と齟齬して游仕屢遂げず、家唯壁立其
 雪を詠する詩の序に云、余頻年窮甚し、書籠の中四子を除くの外詩韻一冊徐文長集
 半部あり」と、又嘗て書を買ふ能はざるの詩を作り、惠車鄴架滿三天地、誰信空拳續

突圍の句あり、

蛻巖亦凡俗に阿り賣文を業とする者に非るは、太田南畝が採録せる蛻巖が徳島荒川生
 に答ふる書に依て之を知る、左に其書を抄記す、

一其元書齋の號を付て記文を作り進ず可旨仰聞たり、其元十七歳より家業御勤成され
 北山壽安氏の醫術を主とし屢治驗ありて自然と家産繁榮成され、九間口の家御調徳
 島に於ても當時流行醫三人の列に入らせられ門下も四十人程之あり、且亦兼て經書
 並に詩文を御好み、神道職原方も御學び其餘力は茶香御嗜の由委細承知致候、愚
 意を以察し候は我等書齋の號を付並に記文を作り、仰聞させ候趣御書面の趣も其中
 に加へ、其元の學術人才を稱美仕進候様に思召と存候、左様の文を作り候は其人
 と數年來交り深く、よく其學術人才の程も存知たる相手に仕候品に御座候、我等
 近邦に居候へども御姓名を承候も、今度始て承御意を得候も僅に半日の談論に
 て候故、此義は何とも致難く候間御斷申入候

一名聞を求むるは學者の病也と申候へ共、士農工商惣て其職其藝を以譽を望事少も苦からず候、其元書齋の號並に記文を求らるゝも名聞心より起候へ共、夫を惡敷と申にては之無候、然共小成に安んじて尻を居るは大丈夫の志に非ず、夫に就一の物語を申入候、豊太閤匹夫より起り日本を掌に握り朝鮮を踏壞し大明まで驚かし大功業を立させられて後、畫工に命じ尊像を寫させ其上に御詠歌の自贊あり、

世の中にもと我等に似た人もかな

いきて甲斐なきことを語らむ

右の掛軸伏見墨染寺に藏て之ある由、此御詠歌を見候に漢高祖元世祖も及ざる程の度量、古今無雙の大英雄也、我等が如き窮措大蟲蟻同然の身にても、忍乍ら感歎に堪ず存じ奉候、其元の御書面を見申候處、徳島に於て三大醫の列に入り九間口の家を持ち、四十人の門弟を教へ餘力に茶湯香會の風流を仰立させ候事、揚々自得の體に相聞へ申候、世俗小兒輩より申候時は成程御手柄哉と稱美仕べく候、大丈夫

の志より觀申時は、慮外乍ら井蛙の小兒にて御座候、豊太閤の御詠歌を二三遍も吟咏成さるべく候、己と慙汗三斗に及べく候以上、罵得て痛快、唯根むらくは呪腹を今日地下より喚起して、小成功に意氣揚々たる徒輩を罵倒せしめ得ざることを、

蛻巖寶曆七年七月年八十六にして歿す、私諡して循古先生と曰ふ、

並河簡亮

簡亮名は亮京師の人なり、延寶七年に生る初め伊藤仁齋に從て學ぶ、後仁齋が仁義禮智は天地自有の物性の固有する所に非ずとの説を以、告子の舊策とし更に己が見を立つ其説天民簡亮の遺言に見ゆ、其略に曰、以爲く四端の心は即ち仁義禮智、仁義禮智は即ち四端、四端の外別に仁義あるに非ず其生と俱に生ずるよりして之を言へば則ち之を性と謂ひ、其情實偽りなきよりして之を言へば則ち之を情と謂ひ、其思を以

と爲すより之を言へば則ち之を心といふ其實一なり、學者必ず其孰れか心たり孰れか性たり情たるを指んと欲す、何を思はざるの甚しきや」と。

誠所が疑語孟字義の序に曰、吾窃に之を叔父信齋に聞けり、一日信齋天民と共に仁齋の書窓を訪ひ談性理に及び、天民質すに其所見心性情三名唯一の旨を以て問答數次、而て仁齋默然稍久くして歎じて曰、傑傑の士待つ所無して興起する者に非ずば、此に與ること能はず吾子は誠に間山の才なり吾當に字義を改むべきのみと、誠所名は永字は崇永小字は五一、簡亮の兄なり嘗て五歳内志を著はして世に名あり、

簡亮資性剛決才を負ふ、其學尙書論語孟子に本づき、經濟を以志となす、毎に所謂訟を聴く吾猶人のごとし必や訟なからしめん乎、及び如我を用る者あらば吾其東周をせんか、苟も我を用る者あらば期月のみにして可なり、三年成るあらむの數語を稱して曰、此聖人才徳の本領なり、奮然として己が任となす、其尙書を説に曰、蔡氏が樂傳七分を解し得たり、王耕野著はす所讀書管見發明する所多し、王魯齋が書疑

錯簡を考定して文理稍順妥を覺ゆ、唯其意を斟酌し以これを家國に施すの方に於ては予窃に諸君に譲らざるのみ、簡亮嘗て將に上疏して蝦夷地方を以内服となさんとす、而て年僅に不惑に達し志果さずして歿す、識者之を惜む、

伊藤東涯曰、簡亮誠に才あり然れども以六尺の孤を託すべからず」と、他日簡亮之を聞て曰、東涯實に吾を知る吾之を人に奪ふ未だ自ら知るべからず、人の爲に奪はるゝに至ては決して之無し、東涯は之に反す、されば簡亮その獨得の學風を以一時に振ふ仁齋歿して後其徒半ば東涯に従ひ半ば簡亮に従ひしといふ、

簡亮又國學に通じ善く國文を綴る、嘗て片劃記を作れり、多田南嶺之を剽竊して己が説となし秋齋閑語に載す、伴蒿蹊が崎人傳に簡亮が事跡と及び片劃の記を載せて、南嶺が剽竊を發けり、

一日門人相會し謂て曰、先生若志を得ば吾儕をして何事をか管せしめん、座に一人あり曰、余の不才先生素より知る所なり、唯倉廩を守らば則ち一掬米と雖も敢て之を

私せずと、簡亮曰爾が如き者をして奈何を倉庫を守らしむに足らんや、其人色を作して曰先生余を以廉ならずとするや、簡亮笑て曰、否、物を竊むの才ある者は人の爲に竊まれず、爾能く人の爲に竊まれざるやと、
 仁齋は儒にして醫を兼るを是ならずとす、其説儒醫辨に見ゆ、簡亮は之に反す、曰我邦儒の恆祿無きもの宜しく方技を兼ねべし偏に儒を以業とすれば衣食に窮し終に或は其志を固くする能はずと、是に因て簡亮の門人往々醫を兼ねる者ありしといふ、
 簡亮享保三年四月病を以歿す、年四十、私諡して天民といふ、

太宰春臺

太宰純字は徳夫通稱彌右衛門春臺と號し又紫芝園と號す、信濃の人にして平手政秀の裔といふ、父言辰より太宰氏を冒す、
 春臺少時江戸に來り某々二侯に筮仕す、皆志を得ずして罷去る、時に年三十六、

是より復仕官せず、中野揆謙に從て性理學を修む、既にして物徂徠が一家言を成すを聞き即ち其學ぶ所を棄て學ぶ、遂に治經を以名一時に冠たり、
 春臺人となり嚴格剛毅巖村侯の世子延て師となす、其始て至る世子送迎せず、春臺艱然として曰賤處士何ぞ敢て貴人に駢らん、然れども説所は聖人の道なり、苟も道を奉ずる者王公と雖も禮せざるを得ず、而て其待つ所薄きは是余を禮せざるに非ず道を奉せざるなり、道を奉せざる者は余復見るを欲せずと、是時巖村侯は御老中たり威權赫灼用舍窮達皆其手に出づ、而て春臺一も忌憚する所なし、是に於て其臣屬相議して曰無禮とは彼が事なり、世固より儒師多し請ふ更に他人を聘せんと、世子曰寡人過てり教を師に受く何の挾むこと之あらんと、乃ち禮を厚くして之を待つ、春臺後に六經略説を著はしこれを世子に進むといふ、
 春臺善く笛を吹く、是時輪王寺法親王音律を好み春臺の音に達せるを聞き使をして之を召さしむ、春臺辭して曰、余は儒生なり若儒を以召さるれば則ち駕を俟ず、その私

嗜末枝を以王門の伶人となる余は欲せざるなりと、此より終に笛を吹かざりしと、
 某侯乾海參を餽る、之を烹れば肉破れ味變せり、春臺甚だ怒り即ち人をして之を返
 さしめて曰、余固より鄙賤なり而て君が交りを許す所以は其學ぶ所を信すればなり、
 既に之を信す豈禮なかるべけむや、然るに餽るに腐敗の物を以す是禮の廢せるなり、
 夫道は禮を以主と爲す、而て其既に之を廢する亦何の學か之爲ん、今よりして後君の
 門に造るを願はずと侯曰是寡人が卒爾の致す所なり、即ち自ら書を裁し更に一箇の海
 參を餽りて之を謝す、

側用人某經濟録を以進呈せんと欲し書估小林某をして正本を春臺に求めしむ、春臺辭
 するに稿本字を作る傾す且衰邁繕寫する能はざるを以す、私に小林某に謂て曰、中官
 に托し以言を達する君子の爲ざる所なり、若命御老中より出れば進せざるを得ず、
 春臺古文孝經孔安國傳を校刻す、沼田侯に由て幕府に獻す、孔傳の支那に亡する久し
 而て春臺が梓する所傳へて彼に入る、乾隆四十一年 我安永 鮑以文翻刻知不足齋叢書

中に入る、吳騫が序に曰、宋史日本傳に謂ふ其國太宰府、人をして方物を貢せしむ、
 或は其牒を收得す、今是書を序刻するの太宰純未だ如何の人たるを詳かにせず、日本
 多く職を世にす、太宰純豈猶其苗裔或は官を以氏と爲す者か、惜いかな十萬里の波濤
 盡難く問易からざるのみ、

赤穂の遺臣吉良氏を刺すや春臺口を極めて之を醜証し、并て鳩巢が義人録を作るを駭
 して曰、室子にして義を知らざる是の如し世の潰々たる者何ぞ論ずるに足んやと、
 春臺處士を以終る然れども其志に非ず、蓋し善賈を待て竟に沽ざるなり、其意平田
 公信に報ずる書中に明かなり、
 春臺疾む原芸澤脈を診して曰、先生遺言無くば止む、有らば則ち之を言へ他日疾病な
 る言意の如くならざらん、春臺喜んで曰子が才誠に世醫の起ざるを視て猶面諛する
 の如きに非ずと、即ち囑するに後事を以す、觀海行狀を作り南郭墓記を撰む皆その
 遺言なり、春臺延寶八年に生れ延享四年五月を以歿す年六十八、

春臺子なし、義子零替して祭を修めず、寛政八年五十年の忌辰に値ひ書商嵩山房非薦を陳して墓を祭り、一片の小石を墓碣の下に建て以其恩に浴する事を紀す、墓は谷中天眼寺の側に在り、

按ずるに春臺善賈を求めて沽らんと欲して沽れざる者、其嚴毅の性世に容れられざる者ありしならむ、嚴村侯の世子の送迎せざるを怒り、乾海參の腐敗せしを餽りしを憤る、笛を以王門の伶人たるを屑とせざる如き、卓然として獨立し王公に事へず其事を高尚にするの概あり、學者の學者たる本領を守り、處士の處士たる特色を失はざる者と謂ふべし、其沽らんと欲して沽れざりし者亦此に由るか、

服南郭

服元喬字は子遷通稱小右衛門南郭と號し又美渠館と號す、氏は服部修めて服と爲す、天和元年京師に生る、元祿七年齡十四にして江戸に來り、十六歳の時出て柳澤侯に仕

へ三十四にして致仕す、乃ち帷を下して徒に授く其學之を徂徠に得、而て才氣俊拔遂に詩文を以一世に山斗たり、

南郭人となり風流温藉藝苑の士景慕せざる者無し、其來て束修を薦むる者甚だ衆く、大抵歳に金百五十兩餘を得、凡そ儒を以生業と爲し其饒裕此の如き者鮮し、嘗て莊子を講ず、聽者寔に夥く門外市を爲す、此時に當り京師の松岡玄達本草を講ず、その盛南郭に匹すといふ、

南郭兼て繪畫を善くす、恆にいふ日本の畫は僧雪舟狩野元信を以至れりとす、八種畫譜の如き所謂隸畫見るに足らず」と、

南郭幼き時京師を出て老に投じて歸遊す、時に親族故舊皆既に土中の人となり故郷却て他郷の如し、詩あり云、

五十年前出上京。今遊猶作客中情。別長何處尋桑梓。祚薄無家問弟兄。認得山川疑夢寐。想來多少自分明。

共知流轉人寰裏、愧似三劍郎返赤城の
南郭また國風に通ず嘗て神戸侯が浮洲の別荘に遊び歌を詠じて曰、

靜なるいけのこゝろを水鳥の

浮洲のなみのたつとしもなし

南郭支那を稱して海外、或は彼邦彼方を以して、未だ嘗て中華中國と稱せず、徂徠が自ら東夷の物茂卿と題するとは大に逕庭あり、知不足齋叢書中論語皇疏を收めて南郭が序の中に中華の字あるは、鮑以文が海外の字を改竄せしものなり、

南郭政治を談せず、毎に曰ふ熊澤蕃山の如く才經世を抱き身要地に居るが故に言行はれ功建つ、世儒の經濟を談するその言靡々聽べしと雖も、時施すべからず、強て施すときは則ち果て國を誤る、之を要するに身樞機に與らず徒に辨給己を售るのみ、老子曰知者言はすと斯言諒なり、

南郭曰、宋儒窮理の説豈容易く其宗旨を極むべきものならんや、今人四書集註も尙

且之を精究する能はずして抗顔自ら朱學と稱す一笑に値せず、此邦朱子の心を得たるものは其唯山崎闇齋なるか」と、

高崗亭南郭と友たる者十數年人に語て曰、余未だ嘗て喜愠の色を見ず、平生己れが好む所に隨て毀譽拘はらず物と競ふことなし、頗る謝安の人たるに類す」と、

南郭集初編より四編に至るまで凡そ四十卷世に刊布す、而て詩文共に四編を以佳致に至るとす、僧大典曰、南郭の文第四編妙手と爲す、初編は議すべき者多し二編三編未だ至れりとせず、江村北海詩を論じて曰、南郭は能地歩を守り勝を一句一章に求めずして功を一卷一集に全くす、今其集を閲するに初編瑕疵頗る多し、二編は十に二三を存す、三編四編最も粹然たり、乃ち知る此老剪裁老て益精到」と、

南郭已に老談園の名流淵落略盡き蹄然獨り存す、是を以名望益重し、太宰徳夫。藤東壁。松子允。縣次公。平子和。越君瑞。墓門の記、南郭皆之を撰む、

南郭寶曆九年七月廿一日を以歿す年七十九品川東海寺中少林寺院に葬ふる、墓碣高き二

尺餘廣厚一尺許其正面楷字南郭先生墓の五字を題す左右後の三面一字を勒せず、
 毎年忌辰を以其徒斯に集會し各詩を賦して之を弔す、歿後此事久く絶ず文政天保の
 比に及べり、

細井廣澤

細井知慎字は公謹廣澤と號す、思貽齋、蕉林菴、玉川、奇勝堂みな其別號なり、通稱
 次郎大夫、萬治元年遠江懸川に生る、
 寛文八年廣澤年十一にして父玄佐に從て江戸に來り坂井漸軒に從て學ぶ、十五歳より
 二十歳に至るまで土佐の人都筑道乙と漸軒が家に寓す、時に肥後の北島雪山江戸に遊
 ぶ道乙と友たり、嘗て廣澤が書する所の歸去來辭の行書を觀て其筆才あるを知り、
 其明の俞立德が授る所の撥鏡法を廣澤に傳ふ立德字は君成南湖と號す杭州の人なり、
 思宗の崇禎年間始て長崎に來りしより屢相往來す、前後雪山が旅舎に客たること凡

そ三次、その文衡山より四傳する所の筆法を以之を雪山に授くといふ、

寛永中妙法院親王東下せらる、王廣澤が書を愛す、嘗て教に應じて焚香聽雨の四字を
 書す、王以扁額となし之を仙洞御所に進獻せらる、叙殿の餘又内旨あり惟南獻壽の四
 字を書せしめらる、大に旨に愜ふ院參桑原宰相執達の勘文を賜ふ、其牘中字様奇勝叙
 感斜ならずの文あり、是よりして後奇勝堂と號す、
 元祿中廣澤新井白石服霞州と甲府の召に應じ其邸に曳裾す、河越侯柳澤吉保松平諸
 名士を招致す、廣澤が管に經義に通するのみならず又書法に精きを聞き、其師坂井漸
 軒をして之を招かしむ、廣澤既に甲府の徵に應ずるを以辭す、遂に人をして固く甲府
 邸に請はしめ以儒官と爲し祿二百石を與ふ時に廣澤三十六歳なり、
 河越侯時に閣老たり權貴威を傾け勢ひ朝野に振ふ、廣澤河越に仕ふる二年物頭に進み
 歩卒二十人之が部下に屬す、兼て海内の神社佛閣條制を勘合する事を掌らしむ、廣澤
 能く其先例古格待遇所管支配所等の典故を知る、嘗て保元以降六百年歴代皇帝の諸陵

屢兵變を經其所を失するを歎す、既に其陵を知らざる者二十五あり、之を侯に告げ建議して古史紀傳錄する所に據り、其知るべからざる者を搜索し果て皆其所在を得たり、而て後其屋宇を修葺し或は石垣を造る三年にして諸陵全く成れり、故に當時諸臣に命じ、歷代諸陵修垣實記五十卷を修撰せしむ、此事みな廣澤が建議に基くと云周興嗣が千字文に、律、召、調、陽、閏、餘、成、歲、對、偶、を、以、言、ふ、然、る、を、知、永、誤、て、律、呂、調、陽と書せしより、唐宋の諸家皆之に沿襲す對偶ありて之を言を知らず、廣澤年十九にして律呂閏餘の對せざるを疑ひ之を雪山に質す、以爲く呂は當に召に作るべしと、雪山以知言とす、後戲鴻堂法帖を閱するに呂を召に作るあり、雪山益す其暗合を奇とす、京師の書賈始て墨帖を刻せしは正保年間の事なり、然れども左版にして正血版を刻する法を如らず、臨摹雙鉤より鏤刊打摺に至るまで未だ其法を得ざれば、則ち製造頗る粗なり、貞享中廣澤榊原篁洲今井順齋と謀り、始て其法を創製し之を工に教ゆ、蓋し皆彼邦墨池家書論の説に従ふなり、而て後蟬翼鳥金等の製盡く出づ、文化文政

の比に至り韓大年源文龍の輩其製に精きを以稱せらる、其實皆廣澤より始る、廣澤故あり河越の祿を辭す、侯之に謂て日子我を知るより殆ど十年、我子を遇する薄しとせず我豈に子を捨んやと、毎歲金五十兩を贈り其費を給す、又佐倉侯稻葉丹後守正通廣澤を愛重す、毎歲米二十石醬油十樽金四十兩を贈る、其諸侯に遇せらるゝ此の如し、廣澤が河越に仕へしころは權家の臣たるを以諸侯及び官途に在る士人、玉帛の贈遺甚だ多し、祿を辭するに及び器財すべて之を親族に付與し僅に恩賜の紗綾二卷縮紗二卷を吳服店に賣與し、金八兩を得て深川八幡の鳥居前に賃居す、廣澤致仕して後復官途に意なく、諸侯の之を聘するものあれども應せず、講讀の餘暇専ら墨池を以娛樂とす、世人是より廣澤を目するに書家を以す、故に其經義と詞藻とは書名の爲に掩はる廣澤又之を意に介せず享保中廣澤が聲價頗る高し、故に姦商輩其印を贗造し偽書を市中に鬻ぎ暴に富を致すものあり、故に廣澤在世の日に於ても偽筆極て多し、其筆蹟の貴重せらるゝ此の如き實に我邦未だ曾て有らず、

葛烏石といふ者書を廣澤に學び出藍の名あり、嘗て文衡山が七絶の詩數首を摸書し之を横山の眞蹟となし、其裝演を古色にして一諸侯に賣る、侯監識を廣澤に求む、廣澤之を閲するに墨彩勁健裝表絹紙の古雅衡山に髣髴たるを以眞と認む、侯十襲珍藏す、後數句を経て烏石之に實を告ぐ、廣澤僞巧を以人を欺くことを戒めず、又監識の至らざるを恥る色も無く、自若として曰、齋誠己が書を以古帖とし李北海を欺く、北海其眞僞を辨別する能ず、今猶古のごとしと笑て止まらず、

享保中參政烏山侯 六久保佐 廣澤に謂て曰青山百人組與力に闕班あり、吾子を以之を補んとす子之を欲するや否、廣澤曰敢て請はざるのみ、若命あらば卒伍と雖も辭すべからず、自ら之を求るは奉行代官と雖も某が志に非ずと、侯其言を感じ台聽に達し、百人組の騎士に擢用せられ、特に命じて城門の宿直を免じ、日に參政府署に詣り慶長以來の條制の事を編輯するに與かる、又旨を奉て奇文不載酒編四十三卷を著撰し之を上つる、旨あり之を紅葉山の書庫に藏むといふ、

諸州御料所の代官が地境を按じ山河を測量するの法は皆廣澤の創る所なりとぞ寛永中勘官に命じ上總下總を巡部し其廣狹を検して收税を查覈せしむ、三年にして終らず遂に之を中止す、享保新政の時再び命あり總房三州の代官兩野常陸の代官をして、佐倉小金井の原野を檢視し、兼て六州の廣狹及び土地の肥瘠を計らしむ、代官小宮山昌世石川政倫は廣澤の執友なり、廣澤に請て共に其州に至り地境を按部し山河を巡計す員幅の周廻二十七日にして監檢全く畢る、圖を作り二人の代官に依て之を官に上つる白銀二十枚を賞賜して其の功を勞す、各州代官檢地の法みな之を便として沿用せりといふ、

廣澤衆技を博綜す書畫は其嗜好する所、和歌を清水谷實業卿に學び、兵學は越後派空源右衛門、擊劍は堀内源太左衛門、拳法は澁川伴五郎、槍術は南都寶藏院、射藝は石堂竹林齋、騎法は大坪道雲、天官測量は金子立運に從て各々其奧秘を窮む、中に就て射と測量とは自ら得意とする所なりしと、

廣澤擊劍に於て赤穂の堀部安兵衛武庸と同門たり情交尤も密、その吉良氏の邸を襲ふ前夜大石良雄等皆神田紺屋町の源太左衛門の家に會す、廣澤安兵衛が爲に其奴僕を避獨り離筵に趨く、鷄卵數十個を齎す、安兵衛その他數人廣澤と盃を傾け酣暢す、安兵衛廣澤が贈る所の鷄卵を碎きて曰、明夜敵營を碎く亦此の若しと、廣澤口吟して曰結髮爲奇士、千金那足言、離別情無盡、膽心一劍存。

廣澤辭し歸りて後竊に其志を得ざるを懼れ、明夜深更自ら屋上に登る數回、月光凄愴悲氣殊に甚し、其妻訝て問ふ、曰天象を視ひ星纏を瞻るのみと、雞鳴に至り始て寢に就く、是より先安兵衛廣澤に告て報警若その志を得ずば吉良邸に放火し、四十六人共に焰煙中に自殺すべきを以したる故なり、東方既に白し安兵衛高く呼で曰宿志既に遂げ將に高輪に之んとす、平生の交誼を辱くす生別此に限ると疾走して去る廣澤刀のみを帯び袴を着るの暇なく徒跣して永代橋に追及すれば、四十六士過半橋を過ぐ而て僅に安兵衛及び面識ある義士十五人と永訣して歸る、

廣澤 享保二十年十二月を以歿す享齡七十有八、荏原郡等力村滿願寺に葬る、著はす所篆體異同歌、紫微字樣各三卷、字林長歌、君臣歌、碑字考證、撥鏡眞詮、各一卷、地域圖法大全四卷、觀鷲百譚五卷、蕉林漫鈔、奇勝堂筆餘各十卷あり、

中野 撫 謙

中野繼善字は完翁通稱善助撫謙と號す、肥前長崎の人なり、其母大原氏は林道榮の妻と兄弟たり、撫謙幼くして父を喪ひ母と同じく道榮が家に寄食す、道榮視ること從子の如くし自ら之に句讀を授け又書法を教ゆ撫謙また能く之に師事す、七八歳にして誦讀既に遍く時に道榮に代りて四書小學等を講ず、その論辯成人の若し、十二歳にして尤も書を善し草隸に工みなり、人その書を求むる者衆し、呼ぶに林氏の神童を以し敢て名をいはず、

撫謙十九歳にして江戸に遊び汎く諸名士に交はる、經術を好み程朱の學を修む、時に

篠山侯 松井駿河守典信 引見して其才を奇とし之に月俸を給し衣食を供し其業を修めしむ、擢謙神田雉子町に僑居し教授して業を爲す、後關宿侯 牧野備後守誠貞 辟して書記を掌らしむ、元祿中將 軍綱吉公 屢侯の邸に臨む、即ち召し擢謙を見命じて經書を進講せしむ、是より諸侯及び貴顯の子弟從學する者多し、是時下野の安藤東壁信濃の太宰徳夫 存 皆をの門に遊びて誨督を受く、擢謙太宰春臺を待つ甚だ渥し、嘗て言ふ吾敢て人を知るの明ありと謂はず、唯太宰生を知るは則ち他人に譲らずと、春臺亦曰、設完翁をして邦家を得せしめば必ず六尺の孤を託し百里の命を我に寄すべし、骨肉と雖も以之に尙るなしと終身其人たるに敬服せりとぞ、擢謙程朱の説を信奉し、山鹿素行が聖教要録を著はして宋儒を排斥するを指し、以眞端の巨魁とし、一たび素行の門に入りしものは貴紳と庶人とに論なく、來て教を請ふと雖も峻拒して容れず、

元祿八年關宿侯老を告げて大夢と號し、其世子 備前守成春 封を襲ふ、寶永二年三河の吉田に封を移す、時に擢謙病に托して祿を辭し家眷を携へて京師に徙り生徒を教授す、居ること一年、吉田侯逝去し世子 備後守成央 立つ尙幼し、老君大夢薨去に在て猶藩政を聽くや、再び擢謙を聘して優遇し、之に祿百五十石を與へ物頭となし歩卒三十人を掌らしむ、故に擢謙又江戸に來り濱町の吉田邸に在り、擢謙四代の主に歴仕し凡そ二十餘年享保五年七月歿す、年五十四遺言を以深川六間堀要津寺域内先主大夢の塋側に葬る

荒川天散

荒川秀字は敬元 又景 蘭室と號し後に天散生と號す、通稱善吾山城の人幼くして伊藤仁齋に古義塾中に學び、千里駒の稱あり、その人となり明敏豁達にして經史に精通す十四歳の時より仁齋事故あるときは之に代りて講説し諸生を訓督す、先進老生之と抗する能はず塾中推て都講となす、塾に往來するもの敬服せざるはなし、十六歳の時紀

州藩の老三浦長門守天散を見て其才を奇として之を藩に薦む、即ち徵されて記室とな

る、天散資性豪邁苟容を爲す素より談論に健なり、嘗て江戸に在りし日大高芝山と一士人の家に邂逅し當世の人物を批評す、晝より夜に至り未だ座を去らず、士人固より好學の士に非れば其談論盡ざるに苦み又黙して其傍に在るに堪へず間睡眠を催す、芝山

之を見辭して歸らんと請ふ、天散敢て去を欲せず、笑謔怒罵音吐鐘の若く遂に鷓鴣に至り其士人に謝して歸る、天散講讀の餘暇吾邦の地志を研究し、城砦堡塞の所在を暗記し、其道里の遠近を詳

にす、士たる者此に精しからざれば以戰陣の用攻守の法を語るに足らずと爲すを以の故なり、天散享保二十年を以歿す年八十有二、著書數種あり其題目詳かならず、中に幹常録二卷ありといふ、

板倉復一軒

板倉惇叔通稱九右衛門復軒と號す、江戸の人なり、復軒三十歳にして甲府邸に仕ふ其幼より學を好むを以業を木下順菴に受け始め甲府殿の近習となる後宗藩より西城に入るに從ひ、擢でられて御勘定方となる、幾くも無くして御勘定組頭となり、正徳中三丸御留守居番と爲る、

復軒木下の門人たりと雖も室鳩巢雨森芳洲等が程朱に於て毫も疑ひを容れざるが若くならず、屢徂徠と交りけり、一貫紳尤も徂徠を喜ばず、時に復軒を諷して之と交るなからしめんとす、復軒曰、人心は面の若く己れが欲せざるを以人を強て亦欲せざらしめんと欲する乎と、益す徂徠と交る遂にその子をして業を門下に受しむ、徂徠亦之を禮貌すること他に踰たり、貴紳是より復軒と善からず、復軒が官途之が爲に進むに至らざりしといふ、

復軒日に官署に在り其組頭甚だ復軒が譽謬剛直なるを思む、故に所管の事務錯綜して過ち易き者は、推すに才器ありと云を以し皆之を委屬す、實は其過失あるを俟ち隙を伺ひて之に中んとするなり、然れども隙の乗すべき無し、復軒又能其意を察し益す獨任して之を處理す、八九年間一の過失あらず、

復軒御勘定組頭となりし後數日にして、府署故なく三千金を失ふ、同僚みな狼狽措を失して爲す所を知らず、互に相談して將に其失ふ所を償なひ此事を秘せんとす、復軒獨り之を不可として曰、此必盜む者あり諸君之を償ふて後盜發覺せば自ら之を晦まさんとするも及ばざらむ、事實を明にし而て後法に座し我職を免せられんのみと、後果て盜を小吏中に得たり、是に由て爰には新組頭衆に違ひ好みて事を破るなど言ひし輩も皆その先見の明に服せり、

享保の初新に命じて舊弊を改革し、先代の制令を變更す、此時勘定方の職に坐する者多し、是より先既に他の職に轉じたる者と雖も其狀を追究して罪を獲る者數十人に

及べり、復軒獨り清廉潔白を以全きことを得たり、蓋し計吏の職たる財貨の聚る所、人動もすれば汚れ易し、能自ら廉清にして食らざるにもせよ、或は相連坐し或は相牽濁す、堅確特立して衆の爲に推戴せらるゝにあらざれば、前後管掌するところ過失なき能ず、然も復軒剛直を以清廉の名を得たりとぞ、

復軒人の奇書を藏するを聞けば百方之を求め必ず自ら寫す、その得る所二百餘種五百八十卷あり、曰此我獨り好む所にあらず、我家貧くして子孫書に乏し、縦ひ贏金に當らざるも寧ろ田宅を業として後に遺すの計を爲すに比せざらむ乎と、

復軒享保十二年の夏胸痛を患ふ、猶病を扶けて官署に出づ、その翌年に至り益す劇きを加ふ、家人之を諫めて曰、君の微官にして何を自ら苦むことを爲さんや、宜く家居し以病を養ふべしと、復軒首を掉て曰苟も公祿を食む者亦その任を盡すべきのみ、然らずして其祿の多寡を算じて己れが職とする所に報せんとする如きは殆ど市井商賈の私に近しと云て可ず、遂に歿するに至るまで家に在て病を養ふことを爲す、苦痛を

忍びて公に奉ず、嘗て三丸の宿直に在り病劇し、輿して家に歸り未だ席を安むするに及ばずして歿す、實に享保十三年四月二十三日なり、享齡六十四、雜司谷法明寺に葬る、著はす所復軒雜記及び文集等あり、

復軒齋藤氏に娶り三男二女あり、伯は惇行蘭溪と號す通稱助三郎、職を襲ふ、仲は安世帆丘と號す小字安右衛門、叔は經世龍洲と號す通稱經之丞、みな物茂卿に従て學ぶ文章を善す、帆丘特に藝苑に令聞ありしといふ、

益田 鶴樓

益田助字は伯隣通稱助右衛門鶴樓と號す、江戸の人なり、其高祖友嘉相模の人北條氏に事ふ、永祿年間明國の船風に遭ひ三浦に漂着す蓋し吳估なり、北條氏有司に命じ艱難を慰め之をして友嘉が家に館客たらしむ留寓數旬その船具を修繕しその行装を理め將に辭し歸らんとするに方り、其商估中の一人謝して曰、賤商數人萬里の波濤を凌ぎ

僅に生命を保つ、以主人に報すべきもの無し、惟鄙家傳ふる所一金篋術あり請ふ之を傳授せんと、友嘉其方を受けて之を試るに果て驗あり、是五靈膏と名けし藥方なり、後之を世人に施しその病者を療し遂に巨萬の富を致す、寛永の初め相州の豪民を江戸に徙す、友嘉時に歳大蓋に踰ゆその族を率ゐ來て城東に居る、此を呼で小田原町といふ五靈膏を賣て業と爲す、友嘉の子助傳その子助慶助慶の子玄春、乃ち鶴樓の父也、

鶴樓の代に至るまで他の業を營まず業を賣て衣食の計に窮せず、當時益田氏の五靈膏といふは婦人小兒もその良藥たるを知らざるものなかりしといふ、

鶴樓少くして學を好み、新井白石に師事す遂に詩を以藝苑に名を知らる、白石經世に志し詞藻を以世に聲譽を馳するを欲せず且自ら居る太だ高く人に弟子と稱せらるゝを好まず、故に門人と稱する者甚だ寡し又妄りに人と交らず、鶴樓獨り愛遇を得たり亦以て鶴樓の凡常ならざるを推想するに堪たり、

鶴樓頗る人と談笑するを喜び酒殺席に絶ず來り訪もの晝夜相繼ぐ、先に至る者或は

偶ま此を過ぐ、若他の約あるとも直に去を得ず、後に至る者亦雜然たり、鶴樓その杯盤狼藉の中に在り常に深更に至る以娛樂と爲す、又常に假寐するの癖あり、酔へば則ち顛暈す、少選て覺て則ち酣暢故の若し、必しも賓主の容をなさず、座するに迎へず起に送らす、その意賓主相忘るゝを以適となす、來者亦その眞率を喜び己れが家に在るが如く袒裼裸裎し箕踞踞踏忌憚なし、習て以常となす、

鶴樓詩名ありと雖も文藝の徒を以自ら居に屑々たらず、自ら云余は一賣藥翁のみ、唯人の聚り慕を喜ぶ、韓伯休が名を好むの甚しきに倣ひ、刻苦して名を逃るゝことをせんや、唯興に飲べきのみと、朝より夕に至るまで時として酔はざるなし、

鶴樓また三絃を善くし所謂長謳を好む、客に會する席毎にその曲を奏す、或は客の到らざる日あれば僮僕乃ち鶴樓のたのしまざるを憂ひ、竊に其常に友とし善者に詣りて之を招く、得ざれば又他に適て略相識人を招く、又得ざれば雜賓狎客と雖も必ず之を邀へて止む、或は僮僕他に赴く時にあたり途にその識る所の人に遇へば懇ろに之を要

し以到る、鶴樓之を喜ぶ、

白石享保十年五月十九日を以卒す、鶴樓飲酒を以適と爲すと雖も、其平生の知遇を哀慕し忌日に至る毎に必ず禮服を着し、素食客を謝し人に接せず、戸を閉ち齋居して日を終たりといふ、

鶴樓の遺編三卷あり、その歿する年月及び享歳を知る能はず、或は云寶曆元年六月を以没すと、淺草慶印寺に葬る、

五井持軒

五井守任通稱加助持軒は其號なり、持軒嘗て醫を業とす或時處方を認りて人を不起に陥れたり、是より業を改めて儒となる、篤學力行卓然古人の風あり、本多侯禮を厚して之を辟しその講説を聴き大に其謙慙を喜ぶ、伊藤仁齋同東涯、中村惕齋、貝原益軒同恥軒。三輪執齋等一時の名流、咸文字の交を爲す、初め程朱の説を宗とし、が晩年

見る所ありて敢て之を拘守せず、其性を論ずる如き専ら氣質を以説を爲せりといふ、持軒成童にして京師に學び居ること十餘年にして大坂に歸り徒に授く、文學の浪華に行はるゝ持軒を以嚆矢となす、持軒又下河邊長流に従て國風を學び造詣する所深し、壯年のころ家道饒なりしに親戚の爲に掩はれて問はず、晩年遂に窮迫を致せり、輒ち曰、若人相恤むなくば死あらんのみと、淡泊自ら守り晏如なり、持軒天資坦率邊幅を修飾せず辭説を飾らず平生曾て人の短を指摘せず、或は人と語る言或は當らざるも亦敢て之を非斥せず唯言某が解せざる所なりと、郷閭鄙俚の言解せざる所多し、然も學問の事に至りては懇誨苦諭解せざれば已ず、持軒家に日本紀學を傳ふ之を治むる尤も精しく、迂恢不經の説を雜へず、梁田蛻巖持軒が傳を作て曰、先生嘗て謂ふ人四子に通ずるを得ば、以宇宙第一の理を識る可し、乃ち行つてこれを躬づからせば天下の能事畢れりと、故を以書を講ずる學庸語孟を循環し未だ嘗て他に及ばず、攝人戯に先生を目して四書屋の加助といふ、持軒寛永十

八年に生れ享保六年閏七月を以歿す、齡を享くる八十有一、

五井蘭洲

五井純楨字は子祥通稱藤九郎、蘭洲と號し又洲菴と號す持軒の男なり、家學を嗣て文苑に推重せらる、中井整菴郷校を大阪尼崎坊に設く、三宅石菴講席を掌り蘭洲助教たり、幾もなく江戸に來り遂に津輕侯の聘に應じ獻替する所多し、然れども言或は行はれざるものありしを以乃ち病に移して去るを請ふ、有司之を惜みて爲に通せず、數請て終に允さる、即ち大阪に歸りその郷校に教授し以世を終はれり、其津輕を辭しより諸侯之を招く一二に止らず、而て皆應せざりしといへり、蘭洲學問該博撰著亦多し、瑣語、質疑篇、非物論は世に梓行す、この他も人梓に上せんことを勤むれども許さざりき、又兼て國學を修む、當時源語梯と題する三卷の書の梓行せらるゝあり人益を得たり、其附言に曰、此書何人の著はす所を詳かにせず人

或は之を市に購ひ得たり」と、是狡獪利を食るもの蘭洲の源語話を竊み、其題號を改めて印行せしものなりとぞ、又河井立牧が桂山集に蘭洲春曙百首の歌に倣ふを載す、思ふに國風をも多く詠出せしならむ、

中井竹山が非微に蘭洲の言を記して曰、徂徠の仁齋を駁するや、曰仁齋の宋儒に於ける一に佛氏の所謂宿冤ある者の如し、曾て己れが宿冤たること更に甚きを知らざるなり」と、蘭洲宋學を家庭に承けて徂徠を排斥して程朱を護す、然れども亦固執せず其自得の説を立つる間亦程朱に反するものあり、瑣語質疑編是なり、

三輪執齋

三輪希賢通和善藏號は執齋又躬耕廬ともいふ、洛北加茂に住し又大坂に在り江戸にも

寄寓せり、初は朱學にして後陽明良知の學を唱ふ、人となり温和謙退にして道を以己が任とす、其徳普く聞け京都所司代某侯みづから來りて三たび請ひ、訟を聴にあたり陰に居らしめて其理の當否を諮ふ、又酒井侯に答ふる書親切著明なる中、主治者又は學者の病に中れるものあり、其一節を抄す、

今聖賢の心術を學ずして其なせる事業をのみ見て、事々物々にて是を尋究め、智を盡せりと思ひ、其知れる所をまね行ひて、よく是を行ふと思ふ、これ自らは聖學なりとおもふらめど、則覇者のしはざなり、能しり行ふといへど、天道にあらず、又義製て是をとるのみ、夫既に此心法なくして知をきはめんとて、事々物々にて道理を尋るは、闇夜にともし火なくして物を探るが如し、しれる所似たりと雖も、終に自得の學にあらずして、却て人我の隔出來り、人慾の私勢ひを得按排措置して、意必固我をなすもるに、物學ぶ諸生は大やう常人よりおどり、是を教る師は諸生より又ひがめるが多し、如何となれば三欲の大敵

三欲とは此書の前條に云人欲助て本心を害する亦其品多し中にも大敵となれる巨魁三つ有

色欲利欲をさらすして知る所多ければ、其知る所己が欲をたすけて、自ら高ぶり人を輕しむ、行ふ所またおのれが欲をたすけて、自ら高ぶり人をかろしむ、たとへば食は民命をすくひて一日も是なければ死すといへども、食に傷れし人其食毒をさり傷れを補はずしてこれに食をすゝむれば、かへりて病を助けて民命まさに盡んとするが如し、下巻

以執齋が學風の大體を見るべし、執齋著述の書は易手記二冊日用心法一冊堯典和解一冊四言教解一冊傳習錄解三冊雜著四冊救餓法一冊あり、皆寫本にして傳へしもの此他猶ありやを知らずと云、然れども今は全く亡失せしならむ、
四言教は王詞書は略す、
啓明の説也

無善無惡心之體

行舟も何かさはらんよしもなく

あしもなにはの水の心に

有善有惡意之動

そこそなくそよぐなにはの浦風に

よしあしのはや亂そむらむ

知善知惡是良知

よしあしのかけはまかはし難波江や

そこ澄わたる水の鏡に

爲善爲惡是格物

よしをとりあしを別なはふしの間

まよふなにはの夢もさめまし

是は大坂の菅氏によみて贈りし所なりとぞ又建仁寺中兩足院に執齋が父母の墓ありければ、執齋七十一の時みづからの墓をも築き自筆にて其石の裏面に刻せしは左の如し
 生塋の後に予が終の住所營けるに幸に杉の二本有けるもたぐならず

法 覺ければ

たらちねにかへす此身をおきつきの
しるしとそみる杉の二本

契おきたまのありかをこゝとみよ
からはいつくの土となるとも

元文四年冬

希賢七十一歳書

後五年を経て寛保四年正月廿五日に歿す享年七十六、

岡島冠山

岡島璣字は玉成通稱彌大夫冠山と號す、長崎の人なり、初め通詞を以て萩侯に仕ふ、自ら賤位たるを慙ぢ辭して家に在り、専ら宋學を修め此を以て名西海に聞ゆ、嘗て足利侯戸田大の聘に應じ江戸に来る、居ること久しからずして致仕し、大坂に到りて講帷

を垂れ徒に授く、又江戸に來り更に京師に至る、皆清國の音に精きを以て遊歴る多し、首めて稗官學を世に唱ふ、是より先之に従事する者ありしかども未だ甚だ精しからず、冠山出るに及び始て能其説を詳かにすといふ、

冠山始て羅貫中が水滸傳を校定し國譯を施し將に世に梓行せむとす、而て未だ其刻成に至らずして歿す、享保十三年初版成る即ち第一回より第十回に至る、是本邦彼邦の稗史を刻せし嚆矢たり、爾後將に陸續刊行して全く百回に至らんとす、惜むらくはその後饑版火災に罹り全備に至らずして罷みにき、

稗官學を以當時に鳴りしもの晁德濟、陶廷美、岡白駒、秦熙載等みな冠山を以て先鞭となす、物徂徠亦冠山と友たり稗史を讀て未だ覺了せざる所あれば必之を冠山に問ふ、冠山經史を講じて生徒に誨るの方法、大に世儒の必治亂廢興仁義道德を以するに異なり、世儒の講説は辯論鄭重煩冗に渉るを以て欠伸を發せざるもの少けれども、冠山は専ら時世目擊の事實を言ふ、支那に在ては明末清初本邦に於ては慶元以降、自らい

ふ「斯の如くならざれば甚だ人情に近からず」と、故に聽者倦を知らず、
 正徳元年十月韓使來聘せし時冠山三十七歳林整宇の門に在り、之を以韓使と客館に
 筆談す、其書記洪と嚴との二人冠山が富士山の奇觀を激稱するを心憎く思ひしを以然
 らずとなして曰、其奇秀清淑我國の金剛山に及ばざる遠し、夫金剛は乃ち白頭山の初
 落なり一萬二千峰あり、皆白玉を以削成す東渤海に望み北長白に接す、根盤數千仞
 岸を見ず、山中多く人跡到らざる處あり亦神異多し、故に中國の人願くは東國に生れ
 一たび金剛を見んとの語あり、宇宙の名山恐く此と奇絶を争ふ者なきのみと、其言甚
 だ誇誕なり、冠山輒ち曰、金剛若し果て此の如き信に名山と謂べし、吾國尚若干の名
 山あり、皆秀麗にして崢嶸良に尋常の比する所の者に非ず然れども富嶽に若す、富嶽
 は半空に聳て八州に跨り金光を放ち玉華を以す、頂上池ありて清水鏡の如し腰間樹
 なくして白雲帯に似たり、寔に是金剛玉築なる者にして其狀凡に非ず、山中唯山神の
 祠あり土地出沒して妖精怪物飛禽走獸の類猶到らざる處あり而るを況や人に於てをや

古へより唐山の人我を稱して蓬萊とする者富嶽あるを以なり、其名山の奇特にして天
 下無雙なる所以分明なる哉、今足下言所富嶽金剛に及ばざる説未だ全く信すべからざ
 るに似たり、且金剛何の書に載す既に是貴邦の名山天下第一の奇觀ならば、必ず圖畫
 の在るあらん願くは一たび借覽せむ、又唐山の人未だ嘗て此に言及せず、恐くは足下
 の言遊家たらん乎、二書記言なくして罷けりとぞ、地理に昧き時代の爭論亦一蹶を助
 くべし、

冠山曰洛閩の諸儒は天を知て人を知ず頗る老莊に類す、近時洛閩を攻撃する諸儒は
 人を知て天を知らず稍申韓に近しと、されば冠山宋學を主とするも敢て之を墨守する
 者にはあらず、

冠山享保十三年正月を以歿す享歳五十五、著はす所唐話纂要、唐譯便覽、雅俗類語
 唐語便用、字海便覽、華音唐詩選、尺牘便覽、通俗水滸傳、通俗元明軍記、通俗明清
 軍談、小説讀法等あり、

佐久間洞巖

佐久間義和字は子巖通稱彦四郎、洞巖と號す。容軒太白山人みな其別號なり、父は新井親重世仙臺侯に事ふ、母は金須氏嘗て衣冠の人來り梅花一枝を授くと夢み乃ち娠むあり、承應二年六月洞巖を生む、故に幼名を梅之助と云ふ、
 洞巖幼くして聰慧、父親重京師に祇役す洞巖母兄と家に在り書を兄に學ぶ、十歳に及ぶころ數其兄に代り書を裁して父の許に寄す、文段用語他の指揮を煩はさず殆ど老成の手に成るもの如し、
 洞巖十四五歳にして頗る繪畫を嗜む、師友なくして畫本を臨模し尤も山水を畫くを好む、雪舟が江湖の圖を觀て運筆の法を悟りしより畫く所殊に風致あり、時に佐久間友徳といふ人あり畫を以仙臺侯の寵眷を受く嘗て洞巖が畫を觀て太だ之を奇とし、苦ろに親重に乞て洞巖を養子とす、時に洞巖年十七、遂に祿百五十石を襲ふ、

洞巖妙齡にして書を善し又畫に工みなりしかども、學問に於ては未だ之を學ばず、年三十六の時人の爲に二喬が案に據て書を讀む圖を畫く、其人二喬の故事を問ふ、洞巖二喬が何人の妻たるを知らずして大の之を愧ぢ、遊佐木齋に從て學び經義を講習し博く歴史を涉獵す、木齋は山崎氏を尸祝して名あり、洞巖師説を奉じ朱子を信崇し遂に儒術を以奥羽に泰斗たり、仙臺藩府の専ら宋學を尊信するは洞巖より始るといふ、
 洞巖中年仙臺城の圖を畫き、蕪樓雉堞内外郭甬道壘壕等を詳細に寫出せしを以罪を獲偏土に遷り草莽に在ること三年、衣食殆ど給せず辛酸具さに嘗む、後赦されて府に歸り舊職に復す、
 享保中仙臺侯吉村儒臣に命じて先世の年譜實錄等を編輯せしむ、洞巖又其事に與る、史局に出入する二十餘年始て脱稿す、侯將に大に洞巖を用んとす、侯館を捐つるに遭て果さず、洞巖六十八歳の時なり、乃ち老を告げて家居し専ら書畫を以光陰を消す、遙に贊を京師の澤井穿石に通じて、持明院統の書を學び參るに古法帖を以す、筆蹟益

す妙にして從遊する者甚だ多し、

奥の宮城郡市川村多賀城の古碑は元祿中始て荒蕪土芥の中に發見せしものなり、洞巖好古の癖乃ち揣摩摹勒毫釐差はず之を刊布す、墨本傳て江戸に至る細井廣澤之を再刻す、其書晋唐の遺跡の如し、是より以降人みな之を貴重するを知る、後仙臺侯新にその垣を修し屋宇を葺造せしむ、蓋し洞巖の請に從ふなり、

洞巖新井白石と一面の識あらず、特に書牘を以相交ること數十年、翰寫款誠至らざる所なし、寛政中仙臺の工藤翠卿洞巖の孫義路に就て遺篋を搜索し、敗紙中に於て白石が洞巖に與ふる書牘七十六通を得たり、之を編輯して二卷と爲し題して新佐手簡といふ、其書盡く備らずと雖も當時の事實を得る者多し、

洞巖元文元年二月を以歿す、歳八十有四、著はす所奥羽觀跡聞老志。五十四郡考。鹽竈松島圖記。名取郡志。復讎紀事。容軒書畫譜。太白山人文集等あり、洞巖の妻は其義父友徳の女一男一女を生む男義方自ら多病その職に堪ずとし京師に教

授して家に還らず、是に於て鈴木氏の子某を養て職を襲しむ、晩年に至り庶子を得義實と名く通稱一郎滄洲と號す、能家學を繼ぎ南郭に從遊し尤も文章に長ず、遂に文學を以家を起し、新井氏を稱し、別に祿二百石を受く、其家數世能文學の士を出せりと云ふ、

中江 岷山

中江一貫通稱平八岷山と號す、晩年雞髮して快安といふ、伊賀の上栢植村の産なり、少くして京師に來り業を伊藤仁齋に受く、同門の諸子或は生徒を領し或は諸侯に仕へ躬達し業廣し、岷山敢て之と競はず木訥にして文少なく世に知られず、放言自適して其宿志を易へず、寛永中大阪天滿に講帷を垂れて徒に授く、

岷山恒に古學を唱へ前聖を鑽仰し師説を發揮するを以自任す、程朱の學を駁撃し淺見綱齋三宅尚齋等と相排擠辯難す、理氣辯論二卷四書辯論十二卷を著はし其所見を吐

露す、異説を攻撃して餘力を遣さず、是よりして當時岷山あるを知る者多し、その持論特に師説を擁護するのみならず、三十年來日夜研覈の得る所なりといふ、岷山甚だ詞藻を賤視するを以て詩賦を作らず、以爲く世道人心に益なし、聖人の道は全く文辭に在らずして德行に在り、故にその道子游子夏に與へずして顔回曾參に傳ふ後世屈宋李杜が曠世の文材を懷くと雖も儒者の域に入る能はざるは、文詞辭藻の之を羈絡するが爲なりと、

岷山文を作る毎に然則の二字多し、書生綽號して然則先生といふ、岷山その語を許して曰、首尾を貫通し篇幅精整するは斯の如くにして後快暢すと、岷山氣象峻嚴にして苟合を欲せず、塾中扁額左の語を大書して曰諛詞巧説不習學習、身禮蹈態不習操演。と岷山享保十年の冬より病に臥す同十一年六月歿す享年七十二、伊藤東涯墓誌を作るといふ、

桂山彩巖

桂山義樹字は君華通稱は三郎左衛門、彩巖又天水漁者と號す江戸の人なり、幼にして穎悟人に絶異す、稍長じて業を林整字の門に受く理學を精究し沈黙競はず自ら信する甚だ厚し、徂徠その篤學を聞き屢書を贈り疑義を辯論す、蓋し其意宋學を難詰するにあり、彩巖之と抗せず以爲く偏才曲學以精微を視るに足らず、

彩巖苟も人に交らず莫逆の友僅に三人のみ即ち高瀬學山梁田蛻巖中村蘭林なり、彩巖講官となり御書物奉行に終る、旨あり秘府の書を覽るの命を賜ふ、之に由て世人の未だ曾て窺はざるの奇書珍本を觀るを得たり然れども沈黙競はず恬退自ら甘んず、若し彩巖をして當時の諸儒と詞壇に驅逐し門戸を張るに意あらしめば、其一世に顯赫すること必しも物徂徠、服南郭に譲らざりしならむ、既に當時に在て室鳩巢、三宅觀瀾等の之を推轂せしこと其文集に見ゆ、

彩巖多藝にして草書隸書に工みなり、詩も亦頗る名手なるを以世人目するに詩人を以

す、其雄渾高潔なる新井白石梁田峴巖の下に在らず、

室鳩巢彩巖を稱すらく、其行敦篤にして立誠、其材浩瀚にして雄峭、埃壚の表に挺

然して文采風流一世を推倒するに足る、

彩巖寛延二年三月を以歿す享年七十二歳、淺草新堀威徳院に葬る、遺言して曰我徳學

無く官績無し、敢て墓碣碑銘等を修して虚譽するなかれ、故に其墓表は顯性院殿彩巖

義樹墓の九字を刻するのみ、

海門風浪怒難平。此地曾屯十萬兵。金鑄頻飛魚鼈窟。

樓船空保鳳凰城。偏憐朱紱結纓死。無復青衣行酒生。

不識英魂何處所。月明波上夜吹笙。

宮車一去帝王州。大海風雲寄冕旒。井底有緣還玉璽。

水濱誰復問膠舟。舞姬紈扇隨潮下。飛將彫弓學月流。

那識寒煙衰草裏。幾人曾倚望鄉樓。

高瀬學山

高瀬忠教又の名字は希樸通稱松菴後作右衛門と改む、學山と號す、父を松意といふ刀

圭の術を以紀州侯に仕ふ、學山父の職を襲ふ、後江戸に來り中村蘭林、桂山彩巖、川

熊峰等と洛閩の學を研究し尤も其説に精し、有徳公八代將軍紀州に在る時擢て儒官とす

學山固より醫を喜ばず大いに拔擢を感謝し經史を講習し群籍を博渉す、然かも浮華を

厭ひ靜默實行に志ざす、故に當時に在て二三人の親友を除くの外、其人たるを知る者

甚だ稀なりしといふ、

學山強記絶倫なり、曾て荒川天散と戰國の人物を論じ保元平治物語數卷を諳記す、又

源平の興廢を談す、治承四年より延寶元年に至る、凡五百年間改元するもの一百有八

其の年號次第歴世の授受を諳誦して一も遺失せず、以爲く治承中源右府旗を相模に
 擧て海内を平治し覇業を後世に垂れたり、武人の知らざるべからざる所なり、
 學山大岡越前守忠相と善し忠相之を優禮す曾て聽訟斷獄の要を問ふ、學山笑て曰く、
 奉行の吟味は其智識明敏にして上下に透徹するに在るのみ、條制法令古今の規定に拘
 泥すべからず、忠相恒に此言を稱すと云、享保中忠相町奉行たる時、賊あり都下に潜
 伏し蹤跡を晦し、人を國門外に禦ぐに非れば衆を哨し家を襲ひ財物を攫取し、或は時
 機に乗じ便風に因て火を放ち紛擾の間を待て器財を剽掠す、人みな之を懼る、又拘捕
 多く横行して其害を被ふる者頻々たり、草竊姦宄隱顯常なく得て制すべからず、忠相
 之を憂ひ搜索甚だ嚴かなれども横ては益す熾りなるが如く熄滅する能はず、日夜警戒
 市中を巡按すること二ヶ月、同心勞に堪ず、學山忠相に謂て曰務めて其凶魁を得る
 に在り餘は必しも搜索せずして可なりと、果して凶魁を富商の中に獲たり、是より
 して後黨類解散して遂に其憂ひを絶つ、

學山律學を講習す、當時榭原董洲物徂徠と頗るその趣を同くす、唐六典文獻通考明律
 等その最も研究する所なり、曾て明律の疑義を以徂徠と往來すること數次、徂徠人に
 語て曰、他人と談ずる欠伸の生じ易きに苦む、學山と語れば沈醉の後と雖も洒然とし
 て醒るを覺えず、殆んど企及すべからざるの想ありと、
 學山平素熊澤蕃山が新に條制を興して人心を動搖するを評して曰、元和以後今日の務
 は事を省くに在りて事を繁くするに在らず法を守るに在りて法を變ずるに在らず、海内
 の勢ひ安靜に在りて紛擾にあらず、寬簡に在て煩苛に在らず、蕃山經濟を以自負すと
 雖も、時世如何と顧みざる此の如し、何を以之を稱するに足らむ乎、
 學山寬延二年八十二歳にして歿す、著はす所論語鈔說十卷。孟子鈔說七卷。考工記諺
 解四卷。唐律解九卷。唐律諺解十六卷。明律令私考十七卷。同拾遺十七卷。明律譯義
 十三卷。明律訣義十四卷。明律詳解三十一卷。明令考一卷。唐話入門二卷。千字鈔一
 卷。萬字鈔三卷。非聖學問答二卷。非斥非一卷。醫學正傳標注四卷。學山文集十卷。

澤村琴所

澤村維顯字は伯陽通稱は宮内琴所と號す、近江の人彦根侯の世臣なりしかども、江戸に近侍せる日心疾に罹りて退く、時に年十七、藩制心疾ある者は復出て仕るを得ず、故に意を官途に絶ち京師に遊學する七八年、此より先舊家石井雄峰其才を愛し勸るに再び京師に遊學することを以す、遂に伊藤東涯に從て學ぶ、其塾に在ること一年にして歸る、是より舊習をすて、古學に左袒し、後徂徠の書を得て之を讀み其説を確信して修身改めずといふ、

琴所彦根城の南松寺村に閑居し其居を松雨亭といふ、後再び起ことを諷する者ありと雖も肯せず、貧を分とし琴書を樂みて隱居の志を全ふせり、天資温恭にして身長中人に及ばず、狀貌婦人の如くなれども事に臨みて勇敢なり、其一を云へば京師より歸り、

る時湖中暴風に遭ひ、船將に覆らんとす、衆皆生る心地なきに琴所ひとり自若として舷を叩きて歌ふのみ、其平素に異なるを見て人恠しむに至る、
琴所自ら云吾固より一善狀無し唯貨色二ツの物に在ては、未だ人に對していひがたきものあらずと、又過を聞ては欣然として改む奴僕と言と雖ども取べきことあれど必ず從ふ、

琴所が主とする所經濟の學にして、著はす所桓公問對、富強錄あり、出仕へすと雖も國を憂ふるの志により時を救ふの要務なり、又兵法には軍國要覽、八陣本義、軍士要覽あり、又歌には古今集序解、閑窓錄あり、詩には琴所稿剛あり、元文四年正月歿す壽五十四なり、その詩歌は口氣温雅なるものといはんか、今左に國風數首詩一首を抄出す、

京にありける比名里持長亭にて立秋の日歌よみける中に
かへらんと契りし秋をふるさとの

松にもけふや風の告くらん

ゆきふりつゝきていとしく人の絶たりける比

跡たわてとはれぬ雪のふるさとは

まかきの山もみよしの奥

物まうでの記の中にあはれにおぼれし詞と歌

老曾の杜にぞ來たる、若かりしそのかみ笈を負師に従ひて、京に物まな

びしける比、行かへるごとに此森を過しごといくたびなりけらし、あは

れ身をたて道を行ひてとこよろばかりはこよなうおもひあがりて、げに

も名をあげ父母をあらはすこともなくて、いつしかにしらぬ翁になりは

でにけるよと今さらになし

徒に老曾の もりの 下露を

わか袖にとはおもひかけきや

江のはたるを題してよめる述懐の意も亦哀れなり、

おもふそよ入江の水草朽てしも

よはの螢のひかりある身を

或禪院のはしらに書付しうた

身の後の名さへくちすは埋木の

花さく春はよし知らすとも

松寺の草菴はひとよせ出いにしよりこと人の住けるを、丁未の春より又

わが方へかへされてけり、秋にも成行まゝに、むかし植置し萩のいとよ

く咲けるをみて、

年月をふる枝の眞萩今さらに

もとのあるしを花もわするな

秋夜彈琴

醉把三焦琴聊自彈。古松風定夜方闌。朱絃一曲千秋淚。
回首西山落月寒。

菅 麟 嶼

菅原正朝一名功嗣字は大佐以通稱となす、麟嶼は其號なり、別に尙古堂と號す、菅原氏自ら修て管と爲す、父正芳寶永中與醫となり法眼に叙す、赤井氏を娶り正徳二年麟嶼を昌平橋の邸に生む、麟嶼生れて穎悟玩具を好まず、四五歳にして能く野乘を讀む七歳にして四書五經の句讀を父に受く、爾來敢て課督を煩さず日夜經史を研究す、正芳その善き所の物徂徠に就て業を門に受けしむ、古文辭を學び又清語を習ふ、傍ら樂律を習ふ、その才絶倫殆んど老成の若し、記聞益す博く名譽愈高し、人之を神童と稱し敢て名をいはす、徂徠麟嶼を稱して、千里駒と爲す室鳩巢物門の徒を異學として排擯しけれども、恃り

麟嶼を稱して天下第一等の才子と爲す、享保九年六月廿一日北條侯水野燮岐守忠定邸に於て試るに唐本國語一節を講ずるを以て、講畢り詩を賦して曰、

叨作登龍客。君侯有三好顏。薰風高閣上。身似到蓬萊。

此詩韻脚踏はず思ふに誤あらん

同二十四日岩村侯松平能登守業賢邸に於て試るに路史を講説するを以て、時又詩を賦して曰、君子退朝後。高雲錦屏開。從容半日對。愧少三孔融才。同廿五日下午館侯石川近江守綱茂邸に於て試るに三才圖繪の一事を問ふ、其對盡く當る、又詩を賦して曰、

冰壺玻璃盞。華堂六月秋。不才今日遇。何以謝賢侯。同廿八日烏山侯大久保佐渡守常春邸に於て試みに通鑑綱目の一事を問ふ、其對盡く當る、又詩を賦して曰、

侯門自古稱如海。童子何知御李君。明日鄉隣賀親去。 虛名都下早相聞。

四侯は皆若年寄たり故に斯試あり、時に麟嶼年僅に十三なり、麟嶼對試の事台聽に達し命政府より出て七月六日有司旨を傳へて曰、奥醫山田正芳が男正朝醫年にして才茂くして業勤む、宜く之が備稟を饒にし以其成を玉にすべし、即ち歲俸二百石を給し以學資と爲し員に儒官に補せらる、九月八日召對を被ふり關雎一篇を進講す、聞くもの耳を驚かす、有徳公八代將軍 吉宗公親諭したまはく汝が詩を説く亦能頤を解く、聞く汝善病と、成器培養し道の爲に自ら能く愛護せよと、滿朝の人みな其寵遇を歎羨す、麟嶼年を踰て暇を請ひ將に京師に學ぶ、京に在り歳を閱す遂に伊藤東涯の門に入る、俄にして親病を聞て歸る、猶書牘を往來し疑義を質す、東涯その進修怠らざるを親稱するに李賀王勃の流を以す、麟嶼享保二十年三月痘を病て歿す、年僅に二十四、著はす所尙古堂文集。麟嶼遺稿の

り、男正珍圖南と號し醫を以世に名あり、刀圭の餘暇瑩雪自勤め諸名士と詞壇に馳騁し捷敏匹儔なかりしといふ、麟嶼十三歳にして二百石の歲俸を賜ひ儒員に備りしは徳川時代空前絶後の事なるが其時麟嶼が出身を賜ふ上牋一篇を茲に載録す、

新進出身童子臣山田正朝、誠敬誠懼頓首上言、臣聞嘉善而矜不能、仁徳之至也、臣幸生聖朝之時、夙被嘉善之寵是歲某月日、特命有司、試臣以讀書賦詩、問辭對策、繼奉恩旨、召見賜進士出身俸二百石補博士良、不知臣先世有何功德、今日仰此、闔門感恩、瞻仰無已、臣雖九死、能答萬一哉、臣誠敬誠懼頓首頓首、伏惟 大君殿下、德超千古、仁遍萬方、勉士以勤、率民以儉、納草茅之讜議、詢金石之遺文、造人之念殊深、勸學之心不忘、今舉臣童子、旌之海内、洵常情之所不測、其亦古人自隗之意歟、海内士庶、自往深知、上意所在、而愈自奮厲、家紱戶誦、靡然成風、則宏材偉器、雲與星離、乃至幼而英敏百倍於臣、如甘羅孔融者、歲貫月出、有以標盛代文明之化矣、此人子一生大功、古今難之、臣生十三、蒙昧謏劣、固無足錄、自八九歲、猥嗜經史、不好外戲、臣父亦聽其所性、不貴以本業、所藏之外、歲致幾箱卷帙、以給之、臣因獲專力於讀誦、焉、但未定師承、彼此就問而已、不意一二年來、謬以幼學所向稍異等輩、鷹隼閭里、遂演 上聽、叨蒙拔擢、俾改父業、別起門戶、於是乎臣名聲籍々焉、滿子朝野、目以神童、皆謂百年來未有之盛事也、而父亦以臣之故、爲人歎矣、所謂揚名以顯父母者歟、臣今頓 殿下至德、而一旦致之、嗚呼臣之大幸也、實當世無匹、雖然臣於立身、甚有不安何哉、願臣聖過其情、任非其器、百無本之識、抱孤傑之憂、雖冒今日之榮、其奈異

日之資、是以自奮、日夜戰兢、仰祈鴻恩、矜臣不能、假以歲月、使竭鴛鴦、則庶幾乎比及成人、粗通一藝、上有以供國家尺寸之需、下有以擬小臣涓埃報云、此臣之至願也、臣無勝感戴、屏營之至、謹奉陳、陳謝以聞、臣正朝誠歡誠懼、頓首上言、享保九年十二月新進士出身童子山田正朝上陳、神童中の神童たるものが十三歳の文として特に漢文のまゝを録せり、

安藤東野

安藤煥圖字は東壁通稱仁右衛門、東野と號す、下野の人なり、初め江戸に來り中野搦謙に學ぶ、幾くもなくして更めて徂徠を師とし奮勵力學才氣大に發す、是に由て儒を以柳澤侯に仕ふ、二十九歳の時致仕す、然も侯猶優待して糜米若干を給す、徂徠初め古文辭を唱るや、世の學者舊聞に慣て容易く之を信せず、東野山縣周南と諸子に先だちて之を奉ず、東野最も肯綮を得徂徠終に天下に木鐸たるは東野輔翼與りて力ありといふ、

徂徠の東野に於けるその才學優長なると且門に及ぶの最先なるを以、殊に之を愛重す

東野天資俊邁群ならず、之に加ふるに刻苦淬勵を以す、其鴻文鉅藻既に靈苑に睥睨す惜哉卒に咯血の疾に罹りて歿す、年三十七享保四年四月なり、世識ると識らざるに論なく之を惜まざる無し、天若し之に假すに年を以せば、其造詣する所實に測るべからず、

徂徠が下館侯に與ふる書中に曰、渠東野を指すが貧窶なる君侯の知る所君侯卵にして之を翼す、不佞諸人の知る所、然れども其貧を免れて以死する能はず、貧は固より士の常庸て何ぞ傷んや、渠の才學を以して之に假すに年を以せば、豈不佞の能及ぶ所ならんや、天之を貧し之を獲し、又之が年を奪ひ加るに後無きを以す、何ぞ其毒なるや、不佞亦祝予の嘆を免れむや、

東野の墓碑銘は南郭撰し誌銘は秋澹園撰す墓は淺草福壽院にあり小碑銘序を勅し後に同盟十有七人贊を合せ之を立つと刻す、

山縣周南

山縣孝儒字は次公通稱尙助、周南と號す周防の人なり、父長白長門藩の儒師たり周南が箕裘を繼ぎ家聲を墜さざるを欲し、携へて江戸に至り徂徠に托し業を受けしむ、周南十九歳の時なり、是時徂徠業未だ大に振はず、周南東野早く其門に及び迭ひに羽翼を爲す、是を以徂徠大家を成すや二子を待つこと群弟子に異なり、周南南郭より少きこと四歳、文章南郭に及ばずと雖も亦自ら不朽なるに足れり、然も自ら足れりとせず病中書を南郭に寄て曰、今疾年を踰て已す、岌々乎として傾く者は必覆へる、幾ぞ起す、余文辭に於て喻る所なき老兄の熟知する所なり、諸友門人粹して傳へんと欲す拒で允さず、數請ひ數拒む今に於て數年所、余死すれば彼必ず其意を行はん、其意を行はば必ずこれを老兄に圖らん、請足下を勞し我爲に燕を刈り弗を除き略繩墨を存し同社の話を貽すなくば幸ひ甚し」と、

物門の徒春燕獨り禮法を以自ら任とす、且其資性の嚴辯論の硬縦ひ疑ふ所あるも其徒敢て議せず、獨り周南能之に忠告す、其書に曰、

日者子遷が所に於て老兄が鎌倉紀行を見るを得、記載該博文辭豐饒、當今の時麟の角なる哉、其中疑ふ可き者あり、皇某皇某とは是何の言ぞや、老兄は一代の名儒社中の巨擘、世の矜式する所、言ば則ち法となり駟も舌に及ばず、弟嘗て謂ふ大東宇宙に超る者三、開國以來一姓君と爲る、載籍記せざる所なり、周二分を有ち人に服するや稱して至徳となす、今や天下を有て臣位を去す、秦人封建を壞り刑名以治む堂々たる中國今に三千年、能復する能はず、今の封建は周人より密にして仁海隅に決き也、漢以來聞かざる所、此三者實に宇宙に踰も、名教は吾輩に存す、老兄の爲にこれ言はざるを得ず如何如何、

紫芝園漫筆絶句の能く人をして誦を成さしむる者の例に周南が送三才和之三參州一詩を載す、曰、

休唱陽關三疊詞、陽關三疊不勝悲、送君多馬河邊柳、

折自南枝至北枝、

周南寶曆二年八月歿、行年六十六、

平野金華

平野修平金華名は玄中字は子和通稱源右衛門陸奥の人なり、守山侯に仕ふ、松平大狙架上僅に左傳禮記莊子通鑑架上僅に左傳禮記莊子通鑑の撮抄數卷あるのみ、其文を屬せんとする必ず先之を見るもの數遍しかる後筆を下すを例とす、

金華少くして曠達一世を侮弄す、官に就く尙放縱拘はらず、侯家嘗て藩士に令して曰佳節主公に謁する者宜く新衣を着すべし垢衣を用ゆるを得ずと、而て金華その妻の衣を着て出づ、吏視て之を尤て曰、前に令せし所はその要主を敬するのみ、然るに子女

服を服すは何の禮ぞや、金華從容として答て曰、薄祿の小臣家貧にして新衣を着する能はず、然れども垢膩の衣を纏ふは命を犯すの懼あり、幸ひに荊婦が一衣の稍新しきものあり、以罪譴を免るゝを得んと欲す、侯之を聞き即日祿數石を加賜す、

金華曾て徂徠と同一船を墨田川に泛ぶ、金華問て曰吉原の娼家は東なるか西なるか、徂徠東を指て曰江上長堤あり日本堤といふ吉原の妓樓その堤下に在りと、金華笑ひて曰く先生惟文字上のみならず地理に於ても亦能妄言す、

金華書を太宰春臺に與る毎に自ら老と稱す春臺以禮に非すとなし、數書を贈りて之を責む、而て金華改めず、春臺の書に曰、

足下純に書牘を與る毎に自ら愚老と稱す老は尊稱なり故に先生長者を呼で老といふ禮なり、若自ら老といふは齡を以人に高ぶる倨傲の辭なり、故に門人小子と言ひ或は時に之を以自稱するのみ、其朋友に於ける己れが年彼より長すと雖も自ら稱して弟と云亦禮なり先賢行ふ所見るべし、純不才と雖も未だ質を足下に委ねず且犬馬の

年亦足下の先に在り、足下純と言宜く自稱して老といふべからず、純に於て尙可なり、若他人と此の如き必ず將に足下禮を知らずと謂はん、純竊に足下の爲に恥づ、又書に云、抑も足下純を以無稽の言を出し以足下を欺くとする乎、請復之を言ん禮に愜言老を稱せず、鄭康成以敬を廣むと爲す、夫老を稱せざる以敬を廣むと爲ば則ち老を稱する不敬たること知る可し、古來大夫七十にして事を致す、若謝するを得ざれば則ち必ず之に几杖を賜ふ行役婦人を以四方に適に安車に乗る、自稱して老夫と曰ふ、然ば則ち古への時大夫年未だ七十ならず、且猶老を稱するを得ず況や其下をや、今足下未だ始衰に至らずして自稱して老と曰ふ豈太だ早からずや、純が見る所此の如し、是を以前書に云あり、足下若以然らずとせば則ち盍ぞ答書以之を辯せざる、純不敏と雖も將に拜して教を受んとす、今足下然らず特に謝の一辭を致すのみ、則ち其悦はれざるや明けし、純その罪を知らず故に茲に復請、足下若我仲尼の徒に非ず何ぞ禮法を以爲んといはば、則ち純が知る所に非るなり、

金華酒を好みて痛飲す、紫芝園漫筆にいふ何充善飲、劉愾常に云何次道が酒を飲むを見る、人をして家釀を傾けんと欲せしむ、予平子和の金華に於ても亦云、南郭墓記に曰酒を飲慷慨、時に或は激烈泣下るに至る、享保十三年侯頭願覽 金華の詩文を編輯し金華稿刪といふ、同十七年七月を以歿す享齡四十五歳なり、

成島錦江

成島鳳卿一名信通字は歸徳又子通稱道筑、錦江又芙蓉道人と號す、本姓平井氏陸奥白河に生る、幼くして江戸に來り十七歳の時成島道雪の嗣となる、成鳴邦訓同きを以假修して鳴とす鳴鳳卿といふもの錦江の事なり、錦江學を好み徂徠の説を信じその徒と周旋す、養父道雪は幕府の茶坊主たり錦江職を襲ふ、元文二年同朋格に進む、錦江人となり剛毅にして節概あり、又人を愛し才を重んじ専ら公に奉ずるを以志と爲す、人の善言を聞き又は奇策あるものを見れば則ち之を薦む唯彼れんことを恐る、國

家の用に供せんとを希ふに在り、之に由て前後擢用せられて良吏となり績を効したる者尠からず、

錦江有徳公 八代将軍の時に方り禮記明律を侍講し寵遇淺からず、十三經二十一史を賜ふ、

その他恩賜の書甚だ多し、自ら芙蓉樓の記を作て曰、

辛亥の冬余一小樓を江上に架し之を顔して芙蓉と曰ふ、以藏書の所と爲す、芙蓉の

名何に取る、これを芙蓉軒に當るに取るなり、樓何に由て起る、蓋し家に賜書千餘卷

て三峰の雪を抱する者其高且秀なればなり、樓何に由て起る、蓋し家に賜書千餘卷

あり、帷房側漏の地に辱めんことを恐る、此樓の起る所云々、

錦江又國風を善くす、冷泉公其策を「みよの波」といふ、蓋し冷泉家三代の點定を歴

たるが故に名くといふ、嘗て信濃の人某に與へたる哥に曰、

思へとも人のわさには限あり

力をそへよ 天地の神

すくなるを守るときけはなにことも

かみにまかする身こそ安けれ

元年二年金輪寺住持宥衛台命に依て碑を飛鳥山に建つ、錦江その文を撰み并に之を書す、往て觀るもの多し、後楊裝帖となして寄賞とす、遂に櫻町天皇の乙覽を経たりといふ、

相州酒匂川毎年夏秋の候霖雨ある毎に漲溢岸を決し其患甚だし、官屢之を治むるも功を奏しがたし、田中某は川崎の人なり、錦江曾て一たび見て常人にあらざる

を察し、遂に之を薦めて酒匂川を治めしむ、乃ちその東西に堤を築き名て文命といふ

碑を立て事を記す、即ち錦江の撰ぶ所なり、錦江荻正卿に復する書に曰、老禿今歳七

十有二歳、肉斤酒斗歩走飛が如しと、然れども是歳九月を以歿す、實に寶曆十年なり老健亦頼むに足らざるなり、芙蓉樓集を家に遺す頗る大部の書なりと、其在職五十餘年一日も直を闕かざりしといふ、

岡 龍 洲

岡白駒字は千里通稱太仲龍洲と號す、播磨の人、少時攝津に寓し刀圭を業とす、京師に徙るに及び醫を改めて儒となる、晩年蓮池侯に仕へ文學を學ぶ、文章に長じ又小説俗語に通ず、名聲一時に藉甚たり、龍洲曾て書肆を過ぎ新刊の太宰春臺が増註孔子家語を見、以爲く更に註を作り以之を壓倒せんと、乃ち商に謂て曰春臺の學も淺し今此註果して外誤多し、吾曾て注解をつくる、將に世の爲に上梓せんと、家に歸り始めて筆を下して補註を作る、又南郭が校刻する所の蒙求當時盛に世に行はる、龍洲箋註を作り以南郭を壓せんとするなり、故に其例言は悉まゝに南郭の校本を詆訾す、龍洲多く書を著はす、詩經毛傳補義當時詩を治る者以便と爲す、左傳荀子史記世說四部の體を作る、是は臆說妄斷多し、當時稱して「白駒がしくじり」といふ、

中 村 蘭 林

日本詩史に龍洲を評す、其要に曰、龍洲始め詩を善す醫を廢して儒となりし比京都傳奇小説を喜ぶ龍洲之を唱て名一時に驟ぐ、龍洲また詩を作らず、龍洲名に急に又人に勝つを好む、是時東都に服子遷あり赤石に梁伯鸞あり、南紀に祗伯玉あり詩名海内に高し龍洲自ら量るに此数字と並び馳がたし世復古の業を勤む、左國史漢人々之を誦す其訓詁に託する亦行はるゝに足る、故に專意諸體を作りて其名を網す、後人文士を以己を觀るを恐る、則ち詩書論孟を傳註して名を崇くす、然も名に急に又人に勝を好む故に其所説精ならず、快を一時に取るに雖も識者の指摘を免れず、龍洲の爲に深く之を惜むと、龍洲明和四年十一月年七十六にして歿す、

中村明遠字は深藏蘭林又盈進齋と號す、江戸の人幕府に仕ふ、初玄春と稱す父玄悦に繼で奥醫たり、其著醫方綱紀三卷あり、學問博洽類はざる所なし、延享四年醫を改

め儒員に擢らる、時に年五十一なり、
蘭林書を讀む専ら撮抄するに努む、その著作する所概ね抄を積て編を爲すものなり然
も統紀體裁あり中に於て學山録の如きは識者之を稱して唐土の人に愧すとなす、
蘭林室鳩巢の門に出て而て博學精習は氷藍の譽あり、平生専ら學惟耽り腦裡世務無し
故に書を讀ざる人に對すれば唯寒暄を叙するの外他言無し、故を以世之を痴呆と爲す
蘭林終に臨み遺言して其藏書の重なるもの四十九部を足利學校に寄納す、その意之を
永世に傳へ以後人の閱覽に供せんと欲するに在り、
蘭林寶曆十一年九月六十五にして歿す、谷中玉林寺に葬る、

宇 明 霞

宇士新通稱三平明霞軒と號す、本姓宇野氏修めて宇氏と爲す、京師の人その父安治は
角倉與市に屬し漕運の事を司る、明霞少きより榮利を好まず意を學業に専らにす、

始め章句を向井三省に受く後師承する所なし、發憤自ら奮ひ遂に海内の文柄を持す、
其選む所の論語考最も大に力あり、明霞素より時流と競す其學精研實究以世を曠くせ
んと欲す、是に於て門を杜て出ず切磋是事とし刻勵十餘年足戸闕を踰す、時人之が爲
に謂て曰、都下に見ざる者三あり、宇野三平が市に出たるを見ず、香川太仲が病を治
せしを見ず谷左中が文を作るを見ずと、

明霞李王を奉じ古文辭を能す然も徂徠南郭の流亞に殊なり、初大潮禪師の指授を受く
其田文憲に復する書に曰、「僕始めて文を學ぶ嘗て潮公に就て正す、今に於て之を思ふ
に其刪潤皆當れり、世儒の體を辨せず格を論せず金を點じて鐵となし夏を變じて夷と
爲す者の若きに非ず、僧大典また能文を以稱せらる、此二僧は緇林に於て文名あるの
みならず操觚者流にも亦得易すからざるなり、而て明霞これを大潮に受け大典に授く
又た大潮嘗て明霞の文を稱して元美の髓を得たりと爲す、斯言明霞の文を善くするの
如何を見るに足れり、

明霞が著はす所姓氏解二卷、古今を綜核し和漢を考覈す、姓氏の一事に於て殆ど餘蘊無し、明霞人の後となり其姓を承るを非とす、即ち養子は古への制に非ずとして之を非とせしなり、一日江村某とて他姓を冒せし人來る、問て曰大人は先生の實父なるやと、明霞毅然として曰吾家の父は始より虛實あらずと、

明霞上杉謙信傳を撰す偶然なれども其立志創業彷彿たるものなきに非ず、謙信戰國の際に生れ少きより婦女を近けず、天資驍勇兵を用ゆる神の如く、保平以降の亂を撥して覇業を立んと欲す、年四十九功成ずして卒す、世みな其力必しも織田豊臣二氏の下に在らざるを知る、明霞承平の世に生れ未だ嘗て妻妾を蓄はず、志氣英邁勉學人に超也將に漢魏以來の諸説を統べ別に一家を立んと欲す、而して志酬ひず年四十八にして歿す、世皆その學必しも仁齋徂徠に譲らざるを知る、

明霞が論語考に痛く徂徠が誤謬を糾し、或は是の如き果て孔子の罪人也先王之罪人也天下之罪人也と謂ふに至る、

明霞元祿十一年を以生れ、延享二年四月を以歿す、享齡は既に前に記せり、

秋山玉山

秋山儀字は子羽通稱儀右衛門、玉山と號す肥後の人なり、世熊本藩の祿を食む、玉山の養父需菴醫を以俸を受く玉山早く其技を習ふ、又少きより學を好み群籍を博渉す、其發明する所宿學も皆驚歎す、是に於て候命じて更に他の子を養て醫業を繼しめ、玉山をして専ら儒學を修めしむ、乃ち江戸に來り林鳳岡大學に從て學ぶ、鳳岡其才學を愛重し、講說の日己れ疾病あるときは則ち玉山をして代らしむ、之を久くして業大に進みて肥後に歸る、其門に及ぶ學徒千人に踰わたりと云、

寶曆五年本藩新に時習館を創設す、此玉山が建議して興す所なり、玉山その提學となり學規十三則を掲げ、俊才を薦め子弟を教也、是に於て闊藩靡然として化に向ふ、富士山に登る者當時六月朔日より七月二十日に至るまでを登陟の期と爲す、玉山七月

廿一日を以躋る、是日天氣晴和獨り眺賜を擅まゝにす、遂に富嶽記あり、其文明暢、の賞する所たり、南郭曰天地富嶽あり、乃ち始て此記あり、苟も神にして文ならずば則ち已む、群玉の圃一たび名山に題して萬古愈よ顔色を増す、夫の木華の神の若き則ち固より當に粲然として玉齒を啓くべきのみ」と、
玉山詩文を以一時に冠冕たり、又書を善くす短章片墨と雖も人の爲に傳へらる、又交道甚だ廣く、南郭仲英蘭亭鶴臺の輩と尤も驪す、玉山寶曆十三年十二月年六十六にして歿す、

高 蘭 亭

高惟馨字は子式蘭亭又東里と號す、高野氏なり裁して高と爲す、父勝春百里居士と號し俳諧を以名あり、蘭亭幼より徂徠に従ひ學既に其大義を了す、而て十七歳にして警となる、是より専ら心を詩に潜む、三百篇以下漢魏六朝唐宋明大家の作大抵之を暗

誦す、其自ら作る所殆ど佳境に入る、遂に南郭の如き名流と聲譽並び馳す、太宰春菴が紫芝園漫筆に曰、胡元瑞が詩藪に云、唐人宋雍初め令譽なし、警疾に嬰るに及び詩名始て彰ると雲溪友議に見も、吾友高子式年十七明を失すその後詩才漸高し、豈に造物の均きか人をして其長を兼有せしめざるなり、抑も造物の慈なり、人をして彼に失はば此に得せしむるなり、
蘭亭平生一舉一動盡く人をして扶持せしむ、是を以警者俛々の状を爲さず、嘗て曰余明を喪はざるの日盲人動すればその左右を摸索するを見るに堪ず、豈今之に效はむやと、

原雙桂江戸に在りし時蘭亭と親み善し、嘗て雙桂に謂て曰、余婚を覓む媒媼云二氏あり、一は則ち姿色ありて女工に拙し、一は則ち才徳ありて貌甚だ美ならず、吁才色兼備る古へより得難しとす、苟も此に一あれば則ち足る余何れをこれ妻とせんと、雙桂曰、色を愛する者目見て後心之を悦ぶなり未だ始より見るあらずば醜美何ぞ論せん、

其織紙に善きを納て以家事を理めしむるに如す、蘭亭歎じて曰誠に然り交るに信を以するに非る孰か能之を言はんと、然るに終に才徳を捨て姿色を娶る、夫婦人必しも責るに徳を以せずと雖も亦色を以主とすべからざる勿論なり、蘭亭感へり、果して六たび娶りて終に子なし、

蘭亭非字を鎌倉圓覺寺の傍に結び松濤館と名け遊息の所と爲す曰吾死す即ち此に安せん乎と、乃ち壽福を建つ、後三年江戸に歿す門人概を興し住て之に葬る、寶曆七年七月なり享年六十八、

青木昆陽

青木文藏教書字は厚甫昆陽と號す江戸の人なり、伊藤東涯の門に學ぶ、而て其學専ら實用に志し經義文章に於て甚究尋せず、その才學早く大岡越前守忠相に知られ、官庫の書を覽ることを許さる、元文四年幕府の命を奉じ典籍の事を掌る、後屢旨を奉て

諸州に到り寺院民家に投じ、古記録の國家の事に徴するに足る者を搜訪す、其著述する所亦之を上らざるはなし、延享元年紅葉山の火番に擧られ、尋で評定所儒者に改め終に書物奉行に轉す、

昆陽嘗て歎じて曰、國制罪あり死刑に亞ぐを遠島となし、遠く之を島嶼に放逐するもの、要するに其をして天年を終らしむるに在るのみ、然るに諸島五穀少くして常に海産木實を以食料に充つ、是を以往々餓死を免れず豈悲まざらむや、假令種藝するの地も歳凶歉なれば則ち民菜色なき能はず、思ふに百穀の外以穀に當るべきもの蕃藟に如はなしと、即ち官に上陳し種子を薩摩に求め、之を官の藥苑中に試植するに極めて蕃衍せり、是に於て假名文を以蕃藟考一卷を著はしその培養法を詳述す、官之を版に鋳め蕃藟の種子を併て諸島及び諸州に頒布す未だ數年ならずして之を栽培せざる處なし今に至るまで上下之を便とす、歳登らずと雖も民造に餓ざる者、實に昆陽の惠澤無窮に垂る其墓門の碑に題して甘藷先生といふ亦宜なり、

昆陽の時蘭學を講ずる者あり、昆陽以爲其說必ず取用もへきものあらむ、而して蠶行蚊脚の文字通解し易からず、是に於て長崎に之きて譯者に質し或は其書に考へ、遂に粗了會を得、昆陽の知る五而て蘭學漸く開けたるは昆陽を以鼻祖と爲す、故に大槻玄澤が六物新志に曰、和蘭學の一途白石新井先生に草創し、采蘭異言 昆陽青木先生に中興し、蘭化前野先生に休明し、鷗齋杉田先生に隆盛す、故に近事斯に従事するもの皆四先生に淵源せざるはなし」と、

昆陽博學洽聞にして著述甚に富む、而て其梓行する所惟蕃薯考一卷のみ、餘はみな家に藏すと云ふ、其目に云、經濟纂要前集十二卷後集五卷續集三卷、官職略記十三卷、刑法國字譯十二卷、昆陽漫錄六卷續錄一卷、國家食貨略、國家金銀錢譜、答問小錄、奉使少錄、對客夜話、夜話小錄、一夕話、續一夕話、雜集、郡名考、和蘭勸酒歌、和蘭櫻木一角説、長崎聞書各一卷、和蘭文字略考三卷、和蘭話譯草廬雜談各二卷、續草廬雜談一卷。

太田南畝が武江披砂に曰、目黒瀧泉寺後の山に青木教書字文藏の墓あり、

碑の表に

甘諸先生墓

碑の右に

享保二十年青木教書蒙 命種甘諸因人呼予曰甘諸先生
 生甘諸流傳使天下無餓人是予願也今作壽塚書石曰甘
 諸先生墓

碑の左に

君諱教書字厚甫源姓青木氏號昆陽元祿十一年戊寅五月
 月十二日生明和六年己丑十月十二日終壽七十二葬目
 黒村別墅南 君爲儒官葬地于比故也

奥田三角

津侯藤堂和の儒官奥田三角名は士享字は吉甫蘭亭と號す、後古稀の齡に及びて侯より南山の號を賜ふ、三角は亭の名にして致仕の後俗稱に用う、通稱宗四郎後清十郎といふ、其先越前豊原より出て伊勢に來り、櫛田川の畔に家す、故に其處を直ちに豊原と稱し累世土着の一名家なり、

三角幼きより學を好み同國宇治にあそび表叔柴田蘋洲に寄食して學ぶこと三四年、蘋洲告て曰書を讀ば正に天下第一等の人に就て學ぶべし、今京師に伊藤東涯あり世に得がたき人とは是等の人なるべし、汝往て學ぶべしと、是に於て十九歳にして京師に到り堀川の塾に在ること十餘年、諸門生推て上足とす、且講説に長じければ、東涯事故あるに方りては代りて講説しけり、二十二歳にして名物六帖を校し深く東涯の意に愜ふ、爾後専ら編述の事に任じたりとぞ、二十九歳にして藤堂家の學職に擧られ職に

在ること五十年、四代の藩主に歷仕し優待他に異なり、退隱の後も寵遇渥くして呼に先生を以して敢て名をいはず、三角天性剛介にして物に屈せず、然も其家に在て父母に順に兄弟に友に他に接する信厚なり、三年の喪は久しく廢絶し學士と雖も之に服するを難んず、三角享保二十年父の喪に遭ひ、翌年又其師東涯をうしなひ心喪を合せ通じて四年、かたく喪をつとめたり、其志操の一斑を見るべし、三角經義に力を用ひしは言を待たず、博聞強記も亦人の驚歎する所なり、詩亦一家の體を爲すも強て推敲を用ひず、人の需に應じて立どころに成る、文章に於ては多年心身を留め専ら簡潔を貴び一篇苟もせず詩文共に三角集に具す、終身抄撮を勤め八十の高齡に及ぶまで尙倦ず、著作も數部ありしも皆一時の遊戯三昧にして經義に及ばず、門人或は經書の註釋を乞へば輒ち曰先師の遺書盡せり、我輩蛇足を畫くべきにあらずと又筆蹟を善す乞ふ者あれば欣然數十幅を揮灑して厭はず、最も細楷に工みなり、論古

稱を過ぎて猶蠅頭の字を作るに眼鏡を用ひず、又文事の餘暇武技をも好み弓馬の道に拙からず、終身意を用ひしとぞ、
 亭の三角と名くるは俞退翁に倣ひて盈を缺くの戒を存するなり、其集中に載る三角亭記及び詩を按ずるに、其亭記中俞退翁が春無三四面花一夜闕一檐雨といへる句を引き「三角の物たる則ち方の半なり盈を缺くの戒以加るなし」といふ、其詩七律二首あり今其一を左に録す、

桑弧空負四方志。三角亭中夢亦奇。忽恠蟲聲開一面。深歡月影照多時。人間交際重謙損。天道循環警滿虧。

窓自不妨八風至。牀頭長掛退翁詩。

後偏へに物の三角なるを好み、文房諸具より百の雜器に至るまで多く製するに三角を以すといふ、

三角が食禁の歌は幾分か誦憶して人を益する者あらん、其詩に曰

天門赤豆勿食鯉。葱蒜鼈李惡雞子。棗菱酢李共畏蜜。
 無腸公子避梨柿。妊婦桑椹鯉鱸卵。子薑發瘡生枝指。
 苦苣忌密鱸忌醋。魚鱸用蓼壑肚裏。胡桃麻姑鯽蕎麥。
 葱麪鮎魚渾犯雉。慢鱸鯉鱸忌川椒。楊梅與葱雀與李。
 筍鱧畏糖鴉畏菌。芫鴨與鼈休同錡。魚目有睫腹丹字。
 鳥足不伸是自死。鱸魚糖餅黃魚醬。一犯永訣屍變紫。
 醋鮓相犯食經不成而余見二人死者以揭厨壁

三角身後に及び人の諛墓の文を撰むを恐れ七十七歳の時壽碯を建て自ら履歴を紀す、
 簀を易る時年八十有一、天明三年某月日也、

井上蘭臺

井上通熙字は叔小字は嘉膳、蘭臺と號し又圖南と號す、江戸の人なり、父通翁は幕府

の醫員なり、蘭臺幼きより穎敏にして學を好む、十二歳の年元旦に詩を賦して曰、
 天邊雲物改、海上日華新。先酌屠蘇酒、趨庭獻老親。
 父之を異とし期するに他日の盛名を以す、弱冠にして天野曾原に従て學び既にして林
 鳳岡の門に入る、享保中鳳岡旨を奉て官庫の書を校す蘭臺與かる、元文五年備前侯の
 辟に應じ教授の職に在り、

蘭臺戸を閉て書を読み客至るあれば則ち自ら答るに不在を以す、客以戯れとなす、蘭
 臺辭を勵して曰、主人自ら答る此の如し何の偽か之あらんと書を讀て輒す、
 井上金峨業を蘭臺に受く、然れども蘭臺之を友視し待に弟子を以せず、毎に謂て曰子
 は誠に才ある者なり、自ら當に一家を成すべし、吾籬下に立ち以人と後るよこと勿れ
 と、金峨後に自己の見を立つ、而も尙父執蘭臺先生と稱し終身師事す、
 蘭臺少より淫欲を絶つ、其婦人に於て老少となく一語を交るを欲せず、人所を訪ひ宴
 飲歡を爲す時に方ると雖も、婦女出れば則ち速に辭して去る、

曾て齒を牛島祠畔に瘞め石を立て之を表し金峨をして記を作らしめ、東郊をして書せ
 しむ、蘭臺歿後東郊その字工ならずとし乃ち石を易て改め書す蓋し初楷を以し後八分
 を以す、其文に曰、

烏乎柔弱生之徒、剛強死之徒、先生齒落、而舌尙存在
 也足矣、然屬乎形骸者、藏乎玆山、則異時神遊、其
 庶幾乎、先生姓井上氏、名通熙字之叔、別號蘭臺、
 東都人、寶曆八年戊寅三月、金峨井立元記、東郊平

麟書、龍洲服維甫建、

蘭臺寶曆十一年十一月歿す年五十七歳、

湯淺常山

常山紀談を以今猶人にその號を記應せらるゝ湯淺元禎は、字を之祥といふ通稱は新兵